

目 次

(平成28年)

○第2回臨時会

第1日目(5月27日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	3
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	6
承認第4号 専決処分の承認を求めることについて	11
承認第5号 専決処分の承認を求めることについて	14
意見書第5号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する 厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める意見書	16
決議第4号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳 正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める決議	16

○第3回定例会

第1日目(6月10日)

議席の指定	25
会議録署名議員の指名	25
会期の決定	25
諸般の報告	25
行政報告	26
議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例	28
議案第30号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第1号)	31
議案第31号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約	33
議案第32号 物品購入等の変更契約	34
報告第6号 平成27年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について	35
報告第7号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について	36
報告第8号 専決処分の報告について	37

第2日目(6月11日) 休 会(土)

第3日目（6月12日） 休 会（日）

第4日目（6月13日）

議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例	41
議案第30号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第1号）	42
議案第31号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約	46
議案第32号 物品購入等の変更契約	47
同意第3号 監査委員の選任について	48

第5日目（6月14日）

一般質問

3番 大城 常良 議員	53
7番 金城 章 議員	61
13番 仲座 勇 議員	71
12番 新垣 博正 議員	75

第6日目（6月15日）

一般質問

1番 石原 昌雄 議員	87
6番 新垣 貞則 議員	92
14番 新垣 善功 議員	102
8番 伊佐 則勝 議員	112

第7日目（6月16日） 休 会（木）

第8日目（6月17日）

4番 外間 博則 議員	119
10番 安里 ヨシ子 議員	124
9番 仲真 功浩 議員	131
2番 比嘉 麻乃 議員	144
議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例	146

第2回 臨時会

平成28年第2回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成28年 5月27日

会 期 1 日間

閉 会 平成28年 5月27日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	5月27日	金	午後2時20分	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 承認第2号、3号、4号、5号の説明、質疑、 討論、採決 意見書及び抗議決議の説明、質疑、討論、採決 閉会

平成28年第2回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成28年5月27日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成28年5月27日（午後2時20分）		
	閉 会	平成28年5月27日（午後4時07分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	欠 員
	4 番	欠 員	12 番	新 垣 博 正
	5 番	欠 席	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員	5 番	仲 松 正 敏		
会 議 録 署 名 議 員	14 番	新 垣 善 功	15 番	宮 城 重 夫
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	知名 勉	議事係長	比嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企業立地・ 観光推進課長	屋 良 朝 次
	副 村 長	比 嘉 正 豊	都市建設課長	新 垣 正
	教 育 長	呉 屋 之 雄	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	津 覇 盛 之
	総 務 課 長	新 垣 親 裕	教育総務課長	名 幸 孝
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	生涯学習課長兼 生涯学習係長	金 城 勉
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌		
	福 祉 課 長	仲 松 範 三		
	健康保険課長	比 嘉 健 治		
	企 画 課 長	與 儀 忍		

議事日程第1号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
第 4	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
第 5	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
第 6	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
第 7	意見書第5号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳正な 対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める意見書
第 8	決議第4号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳正な対 応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める決議

○議長 與那覇朝輝 皆さん、こんにちは。では、ただいまより平成28年第2回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(14時20分)

報告いたします。5番 仲松正敏議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。それから教育総務課主幹も異動で安田智さんとなっておりますが、本日は県の教育委員会の学校訪問があつて、その対応のため、欠席となっておりますので、報告しておきます。

また、平成28年5月20日付、11番 新垣光栄議員より辞職の願いが届いており、5月23日付許可したので報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番 新垣善功議員及び

15番 宮城重夫議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日5月27日のみにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがつて、会期は本日5月27日の1日間に決定しました。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求むることについて(平成27年度中城村一般会計補正予算(第7号))を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認を求むることについて御提案申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認を求むることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求むる。

平成28年5月27日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

議会を開く暇がないため平成27年度中城村一般会計補正予算(第7号)を専決処分したので報告します。

中城村告示第26号

専 決 処 分 書

平成27年度中城村一般会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

中城村長 浜 田 京 介

平成27年度中城村一般会計補正予算（第7号）

平成27年度中城村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,606千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,455,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成28年3月31日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,345,099	18,606	1,363,705
	2 国庫補助金	617,818	18,606	636,424
歳 入 合 計		8,436,395	18,606	8,455,001

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,867,597	19,778	1,887,375
	1 総務管理費	1,712,741	19,778	1,732,519
4 衛生費		775,654	△1,172	774,482
	2 清掃費	385,512	△1,172	384,340
歳出合計		8,436,395	18,606	8,455,001

第2表

繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域公共交通からのまちづくり支援事業	千円 19,778

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（14時32分）

~~~~~

再開（14時37分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。大城常良議員。

○3番 大城常良議員 平成27年度中城村一般会計補正予算（第7号）、それについて質疑したいと思います。

6ページの2款総務費の5目企画費の7節、そちらのほうに臨時備人料ということで、167万1,000円、それはどういう内容のものなのか、その1点教えていただけますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

臨時備人料167万1,000円につきましては、補助金自体をデマンド交通の運営経費に充てるところですけれども、それについての諸事務を行うための臨時でございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の課長がおっしゃったデマンドタクシーの事務の臨時ということですね。その上のほうも保険料と社会保険料とあるんですけども、その方の分の内訳になるということですね。わかりました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 これにて大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求  
めることについて（平成27年度中城村一般会計補  
正予算（第7号））を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第2号 専決処分の承認を求  
めることについて（平成27年度中城村一般会計

補正予算（第7号））は原案のとおり承認され  
ました。

次に、日程第4 承認第3号 専決処分の承  
認を求めることについて（中城村税条例の一部  
を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承  
認を求めることについて御提案申し上げます。

### 承認第3号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した  
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月27日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、  
同年4月1日から施行されました。それに伴い中城村税条例の一部を改正する必要が生じたた  
め専決処分しましたので報告します。

### 中城村告示第21号

#### 専 決 処 分 書

中城村税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規  
定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村税条例の一部を改正する条例について

中城村税条例（昭和47年中城村条例37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 村長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（<u>独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。</u>）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康</p> | <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 村長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに村長に申告しなければならない。</p> <p>附 則<br/>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法附則<u>第15条第2項第7号</u>に規定する条例で</p> | <p>士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで <u>又は第12号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに村長に申告しなければならない。</p> <p>附 則<br/>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法附則<u>第15条第2項第6号</u>に規定する条例で</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>5 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>13 (略)</u></p> <p><u>14 (略)</u></p> | <p>定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p>                                                                                                                                                                    |
| <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>                                                                                                                                                                                                                                    | <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |

| 改正後                                           | 改正前                 |
|-----------------------------------------------|---------------------|
| (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<br>附則第12条第36項に規定する補助金等 | (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 |
| (6) (略)                                       | (6) (略)             |
| 9 (略)                                         | 9 (略)               |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第6条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第6条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第6条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第6条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第6条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第6条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第6条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 この件に関しまして、担当課長より補足説明があるとのことでございますので、休憩して説明をいたします。

休憩します。

休 憩（14時43分）

~~~~~

再 開（14時51分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御提案申し上げます。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成28年5月27日

中城村長 浜田京介

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成28年4月1日から適用する必要が生じたため、専決処分しましたので報告します。

中城村告示第27号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>540,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>540,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には<u>540,000円</u>）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げ</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>520,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>520,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>170,000円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超える場合には<u>520,000円</u>）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合は<u>190,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>265,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>480,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>る額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合は<u>170,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>260,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>470,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

御参照いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（14時54分）

~~~~~

再 開（14時58分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第4号は委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、こ  
れで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求め  
ることについて(中城村国民健康保険税条例の  
一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第4号 専決処分の承認を求  
めることについて(中城村国民健康保険税条例  
の一部を改正する条例)は原案のとおり承認さ  
れました。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求  
めることについて(中城村固定資産評価審査委  
員会条例の一部を改正する条例)を議題としま  
す。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第5号 専決処分の承  
認を求めることについて御提案申し上げます。

#### 承認第5号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成28年5月27日

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。それに伴い中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分しましたので報告します。

#### 中城村告示第27-2号

#### 専決処分書

中城村固定資産評価審査委員会条例(昭和47年中城村条例第53号)の一部を改正する条例を地

方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

中城村長 浜田京介

### 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

第1条による改正 中城村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年中城村条例第53号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                  | 改正前                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (議事についての調書)<br>第10条 書記は、 <u>第7条から第9条までに規定するものの外、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</u><br>2 略 | (議事についての調書)<br>第10条 書記は、 <u>前3条</u> に規定するものの外、委員会の議事について調書を作成しなければならない。<br>2 略 |

第2条による改正 中城村固定資産評価審査委員会条例（平成28年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附 則<br>1 略<br>(適用区分)<br>2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、 <u>平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合</u><br>_____ | 附 則<br>1 略<br>(適用区分)<br>2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、 <u>平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出</u><br>_____<br>_____<br>_____<br>_____について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審 |

| 改正後                                            | 改正前                                                                      |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <p>_____</p> <p>_____については、<br/>なお従前の例による。</p> | <p><u>査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）</u>については、<br/>なお従前の例による。</p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（15時01分）

~~~~~

再 開（15時04分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第5号は委員会付託を省略します。

次に討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

休憩します。

休 憩（15時06分）

~~~~~

再 開（15時52分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

本日の会議時間は議案審議の時間に要したため、午後4時30分まで延長いたします。

それでは日程第7 意見書第5号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める意見書及び日程第8 決議第4号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める決議を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 皆様こんにちは。意見書第5号と決議第4号を読み上げて、提案したいと思います。

平成28年5月27日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

中城村議会議員 新 垣 博 正

元米海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する  
厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

平成28年4月28日から行方不明となっていた、うるま市在住の女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米関係者が去る5月19日に死体遺棄容疑で逮捕されるという凶悪事件が発生し、県民に恐怖と衝撃を与えた。

元海兵隊員の米軍関係者によるこのような蛮行は、人として許すことのできない万死に値するものであり、県民の生命をないがしろにしたものとして、断じて許せるものではない。遺族の悔しさや悲しみは計り知れず、県民から激しい怒りの声が噴出している。

本村議会は、村民、県民の人権、生命を守る立場から、元海兵隊員の米軍関係者による許しがたい事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議する。

よって、本案を提出する。

元米海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する  
厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める意見書（案）

2016年4月末から行方不明になっていた女性が遺体で発見され、5月19日元海兵隊員で軍属の男性が容疑者として逮捕された。この痛ましい現実には、県民は過去の様々な米軍犯罪が一つ一つよみがえり、度重なる米軍重大事件に対し大きな怒りがわきあがる。

今回の被害者の女性がどれほどの恐怖と苦しみの中でその尊い命が奪われ無残にも捨て去られた事を思う時、我々県民の胸は締め付けられ、荒ぶるような心を鎮めることはできません。

今年3月中旬、那覇市内のホテルで女性が米兵による性暴力の被害に遭ったときに、在沖米軍のローレンス・ニコルソン四軍調整官は、「沖縄にいる米軍人、家族、軍属の合計5万人を代表する」と発言して、翁長知事に謝罪を行っており、あれから2か月しか経っていないにも関わらず、綱紀肅正・再発防止の約束は、また反故にされ、その責任も果たされないまま今回の事件が起こっています。

基地軍隊がこの沖縄に存在し続ける限り、このような事件事故は終わることがなく、沖縄の全基地閉鎖撤去以外にその解決の道はないものと確信する。

よって本村議会は、今回の女性殺害事件に関し大きな憤りをもって抗議し、沖縄県の全基地閉鎖・撤去を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年5月27日  
沖縄県中城村議会

(宛先)

衆議院議長      参議院議長      内閣総理大臣  
外務大臣      防衛大臣      沖縄及び北方対策担当大臣  
沖縄防衛局長

決議第4号

平成28年5月27日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

中城村議会議員 新 垣 博 正

元米海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する  
厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める決議

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

平成28年4月28日から行方不明となっていた、うるま市在住の女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米関係者が去る5月19日に死体遺棄容疑で逮捕されるという凶悪事件が発生し、県民に恐怖と衝撃を与えた。

元海兵隊員の米軍関係者によるこのような蛮行は、人として許すことのできない万死に値するものであり、県民の生命をないがしろにしたものとして、断じて許せるものではない。遺族の悔しさや悲しみは計り知れず、県民から激しい怒りの声が噴出している。

本村議会は、村民、県民の人権、生命を守る立場から、元海兵隊員の米軍関係者による許しがたい事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議する。

よって、本案を提出する。

元米海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する  
厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める決議（案）

2016年4月末から行方不明になっていた女性が遺体で発見され、5月19日元海兵隊員で軍属の男性が容疑者として逮捕された。この痛ましい現実には、県民は過去のような米軍犯罪が一つ一つよみがえり、度重なる米軍重大事件に対し大きな怒りがわきあがる。

今回の被害者の女性がどれほどの恐怖と苦しみの中でその尊い命が奪われ無残にも捨て去られた事を思う時、我々県民の胸は締め付けられ、荒ぶるような心を鎮めることはできません。

今年3月中旬、那覇市内のホテルで女性が米兵による性暴力の被害に遭ったときに、在沖米軍のローレンス・ニコルソン四軍調整官は、「沖縄にいる米軍人、家族、軍属の合計5万人を代表する」と発言して、翁長知事に謝罪を行っており、あれから2か月しか経っていないにも関わらず、綱紀粛正・再発防止の約束は、また反故にされ、その責任も果たされないまま今回の事件が起こっています。

基地軍隊がこの沖縄に存在し続ける限り、このような事件事故は終わることがなく、沖縄の全基地閉鎖撤去以外にその解決の道はないものと確信する。

よって本村議会は、今回の女性殺害事件に関し大きな憤りをもって抗議し、沖縄県の全基地閉鎖・撤去を求める。

平成28年5月27日

沖縄県中城村議会

(宛先)

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官  
駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから意見書第5号及び決議第4号における質疑を行います。質疑ありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第5号及び決議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号及び決議第4号は委員会付託を省略します。

これから意見書第5号における討論を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 意見書第5号に対して、賛成の立場で討論したいと思います。

元米海兵隊で軍属の男が未来ある二十歳の尊い命を奪った凶悪事件は沖縄県民に恐怖と衝撃を与えました。かけがえのない一人娘を亡くした遺族の深い悲しみと怒りははかり知れません。沖縄県民はこれまで幾度となく基地があるがゆえの事件・事故に抗議し、米軍に対し、再発防止の徹底と綱紀粛正を強く求めてきました。それでもなお米軍人や軍属等による事件・事故は一向に後を絶たない。安心・安全なはずの日常

が沖縄では命までも奪われる。県民・村民の生命、財産、人権、安心・安全な日常の暮らしを考えると、もはや米軍基地の閉鎖、撤去しかないと言わざるを得ません。以上、賛成討論でした。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。  
新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 12番 新垣博正です。意見書第5号に対し、賛成の立場で討論を行います。

残虐卑劣な事件で亡くなられた島袋さんに心から哀悼の意を表し、お悔やみを申し上げます。御遺族の怒り、くやしき、深い悲しみは私の思いを察する以上、はるかに超えているものだと思います。本意見書、決議はそれらを反映するものに目的があるものだと確信をしております。事件の根本原因である広大な米軍基地の存在に明確な姿勢を示さなければ県民が納得しないことは明らかですし、また当然のことです。そのことをあいまいにすることは許されません。沖縄に米軍基地を押しつけてきた日米両政府の責任は大きい。しかし、一昨日の首脳会談は県民の怒り、御遺族の思いとはかけ離れた内容でした。地位協定の改定や米軍基地の大幅縮小は話題にさえなっておりません。翁長知事がオバマ大統領への面談を要請したことに対しても、菅官房長官は一般論として安全保障や外交に関する問題は中央政府間で協議されるものだと、要請を受け入れませんでした。日本政府はこれまでも沖縄の米軍基地問題に真摯に向き合い、

解決する努力を怠ってきました。今回もその姿勢を変えようとしません。よって、本意見書、決議には賛成の立場で討論をいたします。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第5号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、決議第4号における討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第4号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第4号 元米軍海兵隊兵士によるうるま市でおきた女性殺害事件に対する厳正な対応と真相究明、在沖米軍の撤退を求める決議は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会します。御苦勞さまでした。

閉 会 (16時07分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 宮 城 重 夫

# 第3回 定例会



## 平成28年第3回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                      |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成28年6月10日（金）   |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 平成28年6月10日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 散 会             | 平成28年6月10日（午前11時12分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則              | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                      |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 2 番                                | 比 嘉 麻 乃 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 安 田 智   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                       |
|------|-------------------------------------------|
| 第 1  | 議席の指定                                     |
| 第 2  | 会議録署名議員の指名                                |
| 第 3  | 会期の決定                                     |
| 第 4  | 諸般の報告                                     |
| 第 5  | 行政報告                                      |
| 第 6  | 議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例                 |
| 第 7  | 議案第30号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第1号）             |
| 第 8  | 議案第31号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約        |
| 第 9  | 議案第32号 物品購入等の変更契約                         |
| 第 10 | 報告第6号 平成27年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について         |
| 第 11 | 報告第7号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 12 | 報告第8号 専決処分の報告について                         |

○議長 與那覇朝輝 おはようございます。ただいまより平成28年第3回中城村議会定例会を開会いたします。

休憩します。

休憩（10時00分）

~~~~~

再開（10時17分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

それでは、これから本日の会議を開きます。

（10時17分）

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、お手元に配付しました議席表のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 石原昌雄議員及び2番 比嘉麻乃議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月10日から6月17日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、今議会の会期は本日6月10日より6月17日までの8日間に決定いたしました。

日程第4 諸般の報告を行います。

お手元に資料が配られていると思います。読み上げて報告したいと思います。

諸般の報告について

平成28年3月7日より、平成28年6月9日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 常任委員会の委員の指名について

平成28年6月7日、中城村議会委員会条例第7条第4項の規定により、建設常任委員会の委員に9番 仲眞功浩議員、文教社会常任

委員会の委員に2番 比嘉麻乃議員を指名しました。

2 特別委員会の委員の辞任について

平成28年6月7日付で、伊佐則勝議員より議会だより編集特別委員会の委員を辞任したいとの申し出がありましたので、中城村議会委員会条例第12条第2項の規定により、同日これを許可しました。

3 常任委員会及び特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について

平成28年6月7日、文教社会常任委員会の副委員長に大城常良議員、議会だより編集特別委員会の委員長に石原昌雄議員、副委員長に新垣貞則議員が互選された旨報告がありました。

4 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成28年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので、ご参照下さい。

5 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会及び東部清掃施設組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので、ご参照下さい。

6 陳情の処理について

期間中に受理した陳情は1件受理し、6月7日の議会運営委員会で協議した結果、資料配布にとどめることとします。

7 沖縄県町村議会議長会関係について

○4月28日（木）定例理事会及び平成28年度沖縄振興拡大会議が自治会館で開催され、議長が出席しております。

本件については、別紙をつけてありますので、特に県のほうからは子供の貧困対策についてというテーマが設けられまして、各市町村長の皆

さんより意見聴取等を行われました。それは、翌日の新聞等で報道されているとおりであります。

○5月12日（木）常任委員長・副委員長実務研修会が自治会館で開催されております。

○5月30日（月）～31日（火）第41回町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、議長、副議長が参加しております。

詳細については別紙をご参照下さい。

8 中部地区町村議会議長会関係について

○4月22日（金）定例総会が北谷町で開催され、議長、事務局長が出席しております。

○5月18日（火）～19日（金）県外行政視察が富山県立山町・魚津市で開催され、議長、事務局長が参加しております。

詳細は別紙につけてありますけれども、特に立山町における立山ブランド認定制度という制度が設けられているということで、中城ブランドというのをいろいろ施行している我が村としても、参考になる事例がありました。それから魚津市のほうでは、魚津市観光振興条例というのがありまして、これも本村の世界遺産を絡めた観光振興は大きな課題でありまして、観光振興条例というのが魚津市においてはつくられておりまして、いろいろ観光振興の取り決めがなされています。これも大いに参考になるものだと思っております。

9 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

これは議員の皆様も参加した件が多いんですけども、この中で3月30日の中部広域市町村圏事務組合議会というのがあるんですが、これは私も議長になって初めてと言いましても、まあ2年近くなるんですが、中身がなかなかよくわからないと言いますか、いろいろ案件がある割には議員の皆様にも紹介されていないということもありまして、この広域圏の件に関しまし

てはいろいろ皆さんと相談しながら、必要な部分はまた資料提供等をしていきたいと思っております。例えばクルーズ船の寄港等、うるま市と沖縄市と北中城村でこれに対応して今やっておりますけれども、クルーズ船というのは中城湾港に入る関係から、いろいろ観光関係、あるいは観光マップをつくるなり、いろいろそういう事業がありまして、これは本村も関係があるものだというので、いろいろ情報を収集して、もし必要な部分はまた皆さんにもおあげしたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。まず1枚のやつで読み上げて御報告申し上げます。

行政報告、抜粋して御報告いたします。平成28年3月から平成28年5月までの行政報告でございます。

まず3月5日と6日には、福智町のほうで兄弟都市調印式及び福智町誕生10周年記念式典に参加をさせていただいております。長年にわたっての交流に一区切りといえますか、一つの刻印を残すという意味で、兄弟都市の締結をしております。

3月11日には、地震・津波避難訓練で、これは屋宜と添石地区でございますが、それを行っております。

3月20日には、同じく防災にかかわるもので防災フェアーがありまして、奥間の公民館で行っております。

3月26日、そして4月2日にかけては世界遺産劇場、世界遺産で初の歌舞伎公演、市川海老蔵さんの公演を鑑賞させていただいております。翌週にはAKBの公演がございました。

4月28日には、県民の警察官の表彰式に参加をしております。

5月8日は、例年どおりの母の日コンサート。
そして5月12日には、東海岸地域サンライズ
推進協議会発足後の総会を西原町のほうで行っ
ております。

5月18日には、沖縄県地区の史跡整備市町村
協議会、これは第40回大会の記念大会でござい
ましたが、嘉手納町中央公民館のほうで行って
おります。

そして5月30日には、「ごさまるの日」にち
なみまして、護佐丸歴史資料図書館の記念式典
がございました。

続いて、平成28年度主要施策の執行状況調書
(第1・四半期分)を、同じく読み上げて御報
告申し上げます。

まず1ページのほうから。総務課でございま
す。13節、中城村公共施設等総合管理計画、平
成28年4月1日、随意契約、966万6,000円、株
式会社諸井会計沖縄営業所。

続いて議会事務局でございませう。11節、議会
だより印刷製本業務、平成28年4月28日、随意
契約、99万3,600円、沖印社。

続いて企画課。11節、平成28年度広報なかぐ
すく印刷製本業務、平成28年4月1日、指名競
争入札、246万8,000円(72.8%)、有限会社サ
ン印刷。13節、世代間交流・人材育成・防災避
難拠点施設新築工事磁気探査委託業務、平成28
年5月30日、指名競争入札、262万4,400円
(91.4%)、合同会社リュウタン。13節、中城
村公会計制度継続支援業務、平成28年4月1日、
随意契約、180万3,600円、株式会社諸井会計
沖縄営業所。14節、基幹系システム使用契約、平
成28年4月1日、随意契約、2,661万768円、株
式会社オーシーシー。15節、世代間交流・人材
育成・防災避難拠点施設新築工事、平成28年5
月30日、指名競争入札、6,385万7,160円
(94%)、株式会社新栄組。

続いて企業立地・観光推進課。19節、平成28
年度中城城跡共同管理協議会負担金、平成28年

4月1日、負担金、2,340万8,100円、中城城跡
共同管理協議会。

続いて税務課。13節、電算処理業務委託、平
成28年4月1日、随意契約、370万6,279円、株
式会社オーシーシー。

続いて農林水産課。13節、平成28年度島ニン
ジン栽培研究事業、平成28年5月2日、随意契
約、862万6,905円(99.9%)、国立大学法人琉
球大学。

続いて都市建設課。13節、平成28年度調査業
務(その1)、平成28年4月22日、随意契約、
572万4,000円(89.7%)、株式会社与那嶺測量
設計。15節、南上原地区築造工事(27-4工区)
に伴う残土処分工事。平成28年4月11日、随意
契約、355万8,600円(92.1%)、株式会社全沖
産業。15節、南上原地区築造工事(28-1工
区)、平成28年5月9日、指名競争入札、4,128
万840円(93%)、有限会社津城電気工事。15節、
南上原地区築造工事(28-2工区)、平成28年
5月30日、指名競争入札、3,136万9,680円
(94%)、有限会社美島開発。15節、南上原地
区築造工事(28-3工区)、平成28年5月30日、
指名競争入札、4,436万6,400円(99.9%)、有
限会社友建産業。22節、物件移転補償、平成28
年4月8日他、随意契約、6,128万700円
(100%)、南上原地区の6件でございませう。

上下水道課。13節、平成28年度配水管調査測
量設計委託業務、平成28年5月25日、指名競
争入札、761万4,000円(97.8%)、有限会社、イ
ンプラン。13節、中城村公共下水道現場技術委
託業務、平成28年5月18日、指名競争入札、
1,166万4,000円(97.2%)、株式会社双葉測量
設計。15節、南上原地区公共下水道工事(28-
1)、平成28年5月18日、指名競争入札、3,840
万8,040円(93.6%)、有限会社渡久地建設。

続いて教育総務課。13節、「中城の歴史と文
化を学ぶプロジェクト」中城ごさまる科カリ
キュラム及び指導書等作成に関する業務委託、

平成28年5月20日、随意契約、122万5,200円（100%）、合資会社沖縄時事出版。

生涯学習課。13節、中学生・高校生海外短期留学派遣事業委託業務、平成28年4月1日、随意契約、88万5,600円、株式会社ドットソリューションズ。13節、歴史文化資料管理システム保守管理委託、平成28年4月1日、随意契約、185万9,760円、株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング。13節、中城村吉の浦公園ごさまる陸上競技場芝生維持管理業務、平成28年4月8日、随意契約、702万円、東洋グリーン株式会社沖縄営業所。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 おはようございます。平成28年3月から平成28年5月までの教育行政報告をいたします。

3月5日、福岡県福智町との兄弟都市調印式に参加しました。

3月6日、福智町誕生10周年記念式典に参加。これは旧赤池町、旧金田町、旧方城町が平成18年に合併いたしまして、平成28年度に10周年を迎えたということです。

3月11日、3・11中城村地震・津波避難訓練に参加。屋宜地区、添石地区で行われ、参加者全員が想定時間の25分以内には避難できました。

3月12日、中城中学校卒業式。慎重な面持ちで学校長から卒業証書を受け取っておりました。

3月18日、第3回定例教育委員会会議、教育委員会人事。学校医、歯科医、薬剤師、社会教育指導員の委嘱等の話し合いを行っております。

3月23日、津覇小学校卒業式に参加。全児童が中学校生活での決意表明がありました。

4月1日、教育委員・村職員の辞令交付式に参加。臨時教育委員会で仲松教育委員長、仲村委員長職務代理者を選任しております。

4月4日、教職員辞令交付式・臨時嘱託職員辞令交付式を行っております。

4月6日、春の全国交通安全運動出発式に参加しまして、津覇小学校1年生の新垣さんが交通安全宣言を行っております。

4月8日、中城中学校入学式。5クラスで144名の生徒が入学しております。

4月11日、中城小、津覇小、中城南小で入学式がありまして、中城小学校に36名、津覇小に41名、中城南小に102名入学しております。

4月22日、第5回定例教育委員会会議、中城村教育委員会人事の報告及び市町村教育委員会連合定期総会等についての報告を行っております。

5月7日、海外短期留学派遣選考試験で、最終的には中学生2名、高校生4名の計6名を派遣決定しております。

5月11日から13日まで、全国町村教育長会に参加いたしまして、主なる内容は新教育委員会制度の改正と、小中一貫教育の導入についてのお話がありました。

5月24日、第6回定例教育委員会、私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則についてと、護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例についての話し合いを行っております。

5月30日、護佐丸歴史資料図書館開館記念式典が行われました。島尻大臣を初め、来賓多数の参加で式典及び祝賀会が行われております。

以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

休憩します。

休 憩（10時40分）

~~~~~

再 開（10時48分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第6 議案第29号 中城村公共交通モデ

ル事業バス運行条例を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例について御提案申し上げます。

議案第29号

中城村公共交通モデル事業バス運行条例について

中城村公共交通モデル事業バス運行条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月10日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村が運行する中城村公共交通モデル事業バスの運用に伴い、条例を制定する必要がある。

中城村公共交通モデル事業バス運行条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、中城村公共交通モデル事業バス（以下、「バス」という。）を運行することにより、中城村における幼児、児童及び生徒の登下校支援、観光振興及び交通弱者対策を目的とする。

（運行）

第2条 登下校支援に関する運行は有償バス（以下、「有償バス」という。）とし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けた地域又は期間を限定して登下校用に供する場合の運行とする。

2 観光振興及び交通弱者対策に関する運行は無償とし、次に掲げる事業を行う場合運行する。

- （1） 村が主催する事業
- （2） その他村長が必要と認める事業

（運行業務の委託）

第3条 村長は、必要に応じ有償バスに関する業務を一般旅客自動車運送事業者又は自家用自動車運行管理業者に委託することができる。

(使用料)

第4条 有償バスを利用する者（以下、「利用者」という。）は、別表第1に定める額を、別表第2で定める回数乗車券の発行と引き換えに納付しなければならない。

(使用料等の払い戻し)

第5条 前条で定める既納の乗車券料金は、払い戻さない。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を払い戻すことができる。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、乗務員が運送の安全確保又は車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第7条 次の各号に該当する場合は、利用者に対し乗車を拒み、又は下車させることができる。

- (1) 乗車定員を超え、又は運行上危険性があるとき。
- (2) 前条の指示に従わないとき。

(損害賠償)

第8条 利用者等は、故意又は過失により、バス又はその附帯設備を破損したときは、これを原状に回復し、又は村長が定める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

有償バス使用料

| 区分   | 使用料           |
|------|---------------|
| 幼稚園児 | 1人1乗車につき 50円  |
| 小学生  | 1人1乗車につき 50円  |
| 中学生  | 1人1乗車につき 100円 |

別表第2（第4条関係）

回数乗車券料金

| 区分（回数券） | 種別           | 金額     |
|---------|--------------|--------|
| 幼稚園児    | 50円券（5枚綴り）   | 250円   |
|         | 50円券（50枚綴り）  | 2,500円 |
| 小学生     | 50円券（5枚綴り）   | 250円   |
|         | 50円券（50枚綴り）  | 2,500円 |
| 中学生     | 100円券（5枚綴り）  | 500円   |
|         | 100円券（50枚綴り） | 5,000円 |

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

休憩します。

休 憩（10時53分）

~~~~~

再 開（10時53分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第7 議案第30号 平成28年度中城村一
般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第30号 平成28年度中
城村一般会計補正予算（第1号）について御提
案申し上げます。

議案第30号

平成28年度中城村一般会計補正予算（第1号）

平成28年度中城村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,694,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,004,732	9,560	1,014,292
	2 国庫補助金	213,161	9,560	222,721
15 県支出金		1,141,788	55,660	1,197,448
	2 県補助金	711,252	55,660	766,912
18 繰入金		138,348	3,421	141,769
	2 基金繰入金	138,347	3,421	141,768
20 諸収入		84,560	4,516	89,076
	4 雑入	80,230	4,516	84,746
歳入合計		6,621,442	73,157	6,694,599

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		929,816	△2,106	927,710
	1 総務管理費	760,209	△2,106	758,103
3 民生費		2,602,728	3,465	2,606,193
	1 社会福祉費	1,113,383	4,822	1,118,205
	2 児童福祉費	1,489,345	△1,357	1,487,988
6 農林水産業費		114,258	35,628	149,886
	1 農業費	102,488	35,628	138,116
7 商工費		108,483	15,104	123,587
	1 商工費	108,483	15,104	123,587
10 教育費		690,834	21,066	711,900
	2 小学校費	156,324	23,140	179,464
	5 社会教育費	187,432	△2,074	185,358
歳出合計		6,621,442	73,157	6,694,599

ページを開いていただきまして、歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入のほうの14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額2億1,316万1,000円、補正額956万円、合計で2億

2,272万1,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額7億1,125万2,000円、補正額5,566万円、合計で7億6,691万2,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1

億3,834万7,000円、補正額342万1,000円、合計で1億4,176万8,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額8,023万円、補正額451万6,000円、合計で8,474万6,000円。

歳入合計、補正前の額66億2,144万2,000円、補正額7,315万7,000円、合計で66億9,459万9,000円。

続いて歳出でございます。歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正前の額7億6,020万9,000円、補正額210万6,000円の減額補正、合計で7億5,810万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額11億1,338万3,000円、補正額482万2,000円、合計で11億1,820万5,000円。2項児童福祉費、補正前の額14億8,934万5,000円、補正額135万7,000円の減額補正、合計で14億8,798万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億248万8,000円、補正額3,562万8,000円、合計で1億3,811万6,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億

848万3,000円、補正額1,510万4,000円、合計で1億2,358万7,000円。

10款教育費、2項小学校費、補正前の額1億5,632万4,000円、補正額2,314万円、合計で1億7,946万4,000円。5項社会教育費、補正前の額1億8,743万2,000円、補正額207万4,000円の減額補正、合計で1億8,535万8,000円。

歳出合計、補正前の額66億2,144万2,000円、補正額7,315万7,000円、合計で66億9,459万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第31号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第31号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約について御提案申し上げます。

議案第31号

世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約について

世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|------------|---|-------------------------|
| 1. 契約の目的 | : | 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事 |
| 2. 契約金額 | : | 金63,857,160円 |
| うち取引に係る消費税 | | |
| 及び地方消費税の額 | : | 金4,730,160円 |

3. 契約の相手方 : 中城村字津覇644番地2
株式会社 新栄組
代表取締役 新垣 榮範

平成28年 6月10日提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この案を提出するものである。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第32号 物品購入等の変更契約（新しい公共交通モデル（中型バス購入））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第32号 物品購入等の変更契約について御提案申し上げます。

議案第32号

物品購入等の変更契約について

新しい公共交通モデル事業（中型バス購入）について、下記のとおり物品購入等変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 契約の目的 | 新しい公共交通モデル事業（中型バス購入） |
| 2 変更契約金額 | 金 151,653円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 11,233円 |
| 3 契約の相手方 | 住 所 沖縄県浦添市牧港5丁目4番7号
商 号 いすゞ自動車九州（株）沖縄支社
氏 名 支社長 宇江城 安孝 |

平成28年6月10日 提出

中城村長 浜田 京介

提 案 理 由

新しい公共交通モデル事業（中型バス購入）の物品購入等変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。

以上でございます。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

村長 浜田京介。

日程第10 報告第6号 平成27年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

○村長 浜田京介 報告第6号 平成27年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

報告第6号

平成27年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成27年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	中城村公共施設等総合管理計画策定業務委託料	1,620,000	1,620,000	0	0	0	0	1,620,000
		地域公共交通からのまちづくり支援事業	19,778,000	19,778,000	0	18,606,000	0	0	1,172,000
		L GWAN系・インターネット系改修事業	6,773,000	6,773,000	0	0	0	0	6,773,000
		自治体情報セキュリティ強化対策事業	15,062,000	15,062,000	0	6,500,000	8,500,000	0	62,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得の高齢者向けの年金生活者支援臨時福祉給付金給付事業	60,136,000	60,136,000	0	60,136,000	0	0	0
	2 児童福祉費	保育所等の利用者軽減措置システム改修事業	840,000	840,000	0	419,000	0	0	421,000
		事業所内保育設置促進事業	20,000,000	20,000,000	0	19,000,000	0	0	1,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興地域整備計画基礎調査事業	5,400,000	5,400,000	0	0	0	0	5,400,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
6 農林水産業費	1 農業費	久場地区土砂崩壊防止事業	22,432,000	13,460,000	0	12,246,000	0	0	1,214,000
	2 林業費	中城村緑化推進施設整備事業	6,720,000	6,720,000	0	5,376,000	0	0	1,344,000
7 商工費	1 商工費	護佐丸観光資源制作事業	7,425,000	7,425,000	0	5,940,000	0	0	1,485,000
8 土木費	2 道路橋梁費	村道中城城跡線改良舗装事業	102,486,000	19,204,000	0	11,278,000	2,100,000	0	5,826,000
		村道久場前浜原線建設事業	138,496,000	115,424,000	0	104,574,000	0	0	10,850,000
		村道若南線建設事業	34,287,000	34,287,000	0	27,430,000	6,100,000	0	757,000
10 教育費	1 教育総務費	新しい公共交通モデル事業	36,000,000	36,000,000	0	28,800,000	0	0	7,200,000
合計			477,455,000	362,129,000	0	300,305,000	16,700,000	0	45,124,000

平成28年6月10日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これでは報告を終わります。

日程第11 報告第7号 平成27年度中城村土地
地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第7号 平成27年度中
城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越
計算書について御報告申し上げます。

報告第7号

平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成27年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	一般会計繰入金	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	土地区画整理事業費	1 南上原土地区画整理事業費	163,397,000	113,480,000	113,480,000	0	0	0	0
合 計			163,397,000	113,480,000	113,480,000	0	0	0	0

平成28年6月10日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議長 與那覇朝輝 これで報告を終わります。

村長 浜田京介。

日程第12 報告第8号 専決処分の報告について（村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）第2回改定契約）を議題とします。

○村長 浜田京介 報告第8号 専決処分の報告についてでございます。

報告第8号

専決処分の報告について

村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年6月10日 提出

中城村長 浜田京介

理由

地方自治法180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、村道中城城跡線改良舗装工事（7工区）改定契約について専決処分しました。

以上でございます。

休憩（11時08分）

○議長 與那覇朝輝 これで報告を終わります。

~~~~~

休憩します。

再開（11時12分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（11時12分）

## 平成28年第3回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |                 |                      |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成28年6月10日（金）   |                      |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成28年6月13日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 平成28年6月13日（午前11時43分） |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                  | 仲 眞 功 浩 |
|                                | 2 番             | 比 嘉 麻 乃              | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                 | 新 垣 徳 正 |
|                                | 4 番             | 外 間 博 則              | 12 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                 | 仲 座 勇   |
|                                | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                 | 宮 城 重 夫 |
|                                | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                 | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 2 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 知名 勉                 | 議事係長                 | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企画課長                 | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企業立地・<br>観光推進課長      | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都市建設課長               | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和              | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教育総務課長               | 名 幸 孝   |
|                                | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生涯学習課長               | 金 城 勉   |
|                                | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教育総務課<br>主 幹         | 安 田 智   |
|                                | 健康保険課長          | 比 嘉 健 治              |                      |         |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                |
|-----|------------------------------------|
| 第 1 | 議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例          |
| 第 2 | 議案第30号 平成28年度中城村一般会計補正予算（第1号）      |
| 第 3 | 議案第31号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約 |
| 第 4 | 議案第32号 物品購入等の変更契約                  |
| 第 5 | 同意第3号 監査委員の選任について                  |

○議長 與那覇朝輝 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例を議題とします。

本件については6月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 おはようございます。議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例について、質疑をしたいと思います。

まず条例の中で第2条運行、その中で2のほうに観光振興及び交通弱者対策に関する運行は無償とし、次に掲げる事業を行う場合運行となっているんですけども、その中で(1)、(2)とありますが、その他村長が認める事業というものもあるんですけども、その中で質疑のほうに入りたいと思います。これは村内に限定しての運行になるのかどうか。

2点目が(2)のほうの、これは例えばどういう事業を想定しているのかどうか。これは村長が必要と認める事業ということに対しての質疑であります。

あと③です。質疑のほうは、公共交通モデル事業として。私はこの公共交通、新しい交通のモデル事業バス運行について、前々からいろんな場面場面で使用できないかということも想定して、この公共交通モデル事業として自治会等の要請があれば運行はできるのかどうか。その運行が(2)に該当するのかどうか伺いたいと思います。

4点目に、別枠のほうで、後ろのほうに中学生、これは回数乗車券で中学生も5枚つづりと50枚つづりがあるんですけども、これはちょっと金額的に50枚つづりで5,000円というのは、月ベースにしたらちょっと厳しいんじゃないかと思っているんですね。これは中をとって25枚つづりもつくれないかどうか。この4点

について伺いたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

まず最初に村がする主催する事業ということですけども、これは村内、観光イベント等なんですけれども、村内限定ということで、総合事務局のほうとはそれ以外でしたら指導の方向に当たるといって、村内限定を予定しております。

2番目に、その他村長が必要と認める事業ということですけども、この事業が一括交付金を利用している関係上、最初は通学バスのみで申請をしていたんですが、通学バスのみでは許可がおりないと。そこで観光、あと交通弱者の対策ということで、申請しております。観光に関しては先ほど説明したんですけども、その交通弱者に関しましては、これからいろいろと広い分野でそういった弱者が出てくるんじゃないかと。主に福祉関係でそういうことが出てきた場合は、村長が認める事業に該当するんです。そこで活用していきたいと考えております。

あと一つ、各自治会と子ども会が利用できないかということですが、これも総合事務局のほうと調整しましたら、民間のバス会社等の圧迫になるということで、これも指導の対象になるということで、今、村の主催する事業ということで考えております。

あとバス料金でございますけれども、今、50枚つづりと5枚つづりということがありますので、その5枚つづりを、要するに10枚買ってもしやすいです。中には何回も来るよりはすぐ50枚買っていったほうが良いということで、半分でもいいという方はもの5枚つづりを10枚買ってもらうようにしております。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 例えばですね、これは

村内に限定した運行ということになっているんですけども、これは有償の場合に限って村内の運行なのか、それとも無償にした場合に福祉関係が、例えばこれから出てくる可能性が大になると思うんですけども、その場合も本当に無償でも、例えば村外に出る場合には運行が可能なのかどうか。それを一つお願いいたします。

あと2点目、これは条例の第2条のほうですね。第78条の第3項に規定によりということがあるんですけども、その中で第78条の2のほうにも、市町村の区域内に住民の運送ということで、その他国土交通省令で定める旅客の運送を行うときとあるんですが、これを広く捉えた場合に、例えば村内の老人クラブとかそういう地域団体のほうからも申請があった場合には可能かどうか。その2点伺います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 まず1点目の無料の場合、村外でも利用できるんじゃないかというお話であります。その場合、要するにこれが民間圧迫になるのかどうかというのが基準でありますので、総合事務局と調整して、これが頻繁にあるようなものなのか、この1回切りになるかによっても違って来るかと思えます。ですから、一概に村外に出るとか、村内じゃないといけないのかということはそのケースバイケースでまた違って来る可能性も出てくると思えます。

あと一つは何でしたかね、済みません。今のところ、老人クラブ、各種団体への貸し出しというのは、これは民間バス会社の圧迫になるということで、総合事務局からはやめてくれということで回答を得ております。無償の場合は余計に民間を利用しなさいということで、総合事務局はそういう指導を行っているということです。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 この条例というより、

このバス運行に関しては、当初より新しい公共交通モデルバス事業という名前もついているものですから、ぜひひとつ本村にとってできるだけ有意義な、しかも広範囲に運行できる手順を踏まえていただいて、ただ、こうして通行バスというだけだと、あるいはまた恐らく城址との関連で、これのお客さんを行き来するバスも想定しているだろうとは思いますが、ぜひひとつ広範囲にいろいろ広げていって、この条例を見ながら、総合事務局とも提携して、どこまでできるのかどうか、そこもぜひ判断していただいて、ぜひ広範囲に使えるようにやっていただきたいと思えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩 (10時11分)

~~~~~

再開 (10時31分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例は文教社会常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第2 議案第30号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については6月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 議案第30号 平成28年

度中城村一般会計補正予算（第1号）について
質疑をしたいと思います。

10ページ、これは説明書のほうです。その中
で6款農林水産業費、3目の19節負担金補助及
び交付金のところなんですけれども、災害に強
い栽培施設の整備事業補助金3,562万8,000円と
いう金額が出ているんですが、この栽培施設が
村内のどこに、場所が決定しているのかどうか。
この栽培施設の概要を教えてくださいませんか。

あと2点目が11ページ、2目観光費です。そ
のほうの18節備品購入費のほうで430万4,000円
という金額が出てきているんですけれども、そ
れも何を購入する予定で430万4,000円、これが
出てきているのか。この2点、お願いいたしま
す。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員
会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛
之 それではお答えいたします。

この災害に強い栽培施設の整備事業につつま
しては、場所のほうは3カ所で、まず津覇
ヌグンジャー原、新垣サーシ原、あとは屋宜前
原のほうに各3農家に施設の支援をいたします。
事業の概要といたしまして、こちらは県の一括
交付金事業でありまして、JAが主体となりま
す。その対象品目のほうがマンゴーということ
になっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、
お答えしたいと思います。

商工費の18節備品購入費でございますが、事
業が一括交付金事業を活用させていただいてお
ります。事業名が護佐丸を活用した中城村PR
活動推進事業としまして430万4,000円を組ん
でおります。内容としましては、現在の護佐丸が
5年ほどたちまして、大分傷んでいる状況です。

それを新しくぬいぐるみを購入していきたいと
思います。

それとあわせて、移動できるように観光促進
車ですね、これは護佐丸のラッピングまで含め
た車を購入していきたいと考えております。以
上でございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 まず1番のほうからで
す。今、課長のほうから3カ所、津覇、新垣、
屋宜前原という3カ所の提示だったんですけれ
ども、これは土地は借りてやるのか、それとも
購入は恐らく一括交付金ではできないと思うん
ですが、貸し出しでやっていくのか。これはマ
ンゴーを限定とした施設なのかどうか。恐らく
マンゴーというのは全部ハウスでやると思うん
ですけれども、規模的には大体どれぐらいの規
模になるのか。それもお伺いいたします。

あと備品購入のほうです。護佐丸のぬいぐる
み、これは恐らく老朽したから変えるというこ
とと、車の購入ですね。恐らく、車の外面に護
佐丸を貼りつけてやるという案ですけれども、
一括交付金も使えるのは使えて上等なんですけ
れども、これはもとをただせば、これも一個人
個人の税金からなっているだけであって、これ
は国が管理しているだけの話であって、何も
かんでも一括交付金が見えるから使っていこう
という発想では、恐らく、行く行くは詰まっ
てしまうんじゃないかなという懸念も考えます
ので、ぜひひとつ、必ず使わなければいけない
というようなものであれば、これは仕方ないん
ですが、何でもかんでも買おうと、一括交付金
があるからそれを使って処理していこうという
のはちょっといかがなものかと思っております
ので、ぜひこれが最大限利用されて、いい方
向に持っていけるのであれば、それはそれにこ
したことはないです。ぜひひとつこの車購入も
ちょっと聞いてもびんとかないもんですから。
これは今、護佐丸が何年たっているのか。この
ぬいぐるみ

の護佐丸が。これはイメージチェンジする予定もあるのかどうか。これをちょっと教えていただけますか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

まず1点目、土地が賃貸借か所有地なのかということですが、今回、3名の農家の皆さんの中で2名が自己所有地となっております。あと1名はもう既に利用権の設定をして、借地という形をとっております。パイプハウスの規模ですが、3カ所の合計で5,076平米、約1,500坪となっております。対象品目のほうは、今回はマンゴーに限定をさせていただいております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

予算があるからそれをつくるということではなくて、これまで平成23年度にまず護佐丸を制作しております。先ほどぬいぐるみと言ったのは、着ぐるみの訂正をひとつよろしく申し上げます。護佐丸キャラクターのです。済みません、イメージキャラクターということで訂正願いたいと思います。まず平成23年度にイメージキャラクターを作成いたしまして、年間約40回程度の出演しております。そういうこともありまして、6年過ぎていくなほころびが出てきて、新たに動きやすく、さらに慕われるような方向性を決めていきたいと、つくってきたいという考えでおります。イメージキャラクターをつくったために、まず目標としましては中城村、中城城跡をPRして、中城城跡の来場者をふやしていくというのが一つの狙いであり、さらに中城村の農産物や、それから特産物にイメージキャラクターを採用しまして、販

売促進を図っているということも、これまでの実績であります。

今回、どうしてもイメージキャラクターを出演させるためには、少し着替えで恥ずかしいところもありまして、やっぱり4面囲いのところが必要だと。例えばイベントに行くときには、施設がないときにはやっぱり車の中で着替えも必要ですので、今回セットして、より住民が活用できるような、どこの場所でも出演できるような条件を整えたいということで、この2点を備品で整備させていただきたいというお願いでございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 まず1点目のほうです。マンゴーハウスを1,500坪の3名の方にやるということですので、これはぜひこれだけのお金を使っての事業ですので、最後まで面倒を見て、本当にこれがうまくいっているのかどうか。そこまで調査研究しながら進めていって、持っていたらいいなと思っておられます。

あと護佐丸のキャラクターにしましても、これはちょっと前にくまもんとか、いろいろやっぱりキャラクターがありますよね。その中で護佐丸を見たら1,000位以下とか何とかでね、順位が、1,000位以下とかあったものですから、これもちょっと全国的にもうけるようなもののできるのであれば、ちょっとイメージチェンジもしていただいて、護佐丸は中城ではやはり相当の知名度があるとは思いますが、ぜひともこの知名度が上がるようなものをつくっていただきたい。

着替えのために車を使うということではあるんですけども、そこは利用の方法をいろいろ考えて、ぜひ有効利用できるように頑張りたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩（10時44分）

~~~~~

再開（11時03分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 それでは議案第30号平成28年度中城村一般会計補正予算（第1号）についてお伺いいたします。

まずこれは7ページです、7ページの企画費なんですけれども、デマンドタクシー運行委託費が1,000万円余りの減額になっておりますが、これはどういうことなのか。その辺の説明をお願いします。割とこれは村民の皆さんから好評を得ていたと、私はそういう話を聞いておりますけれども、なぜ減額になってしまっているのか。

それとあとこの11ページ、これは商工費関係ですけれども、観光費の中で中城村歴史文化振興発信事業実行委員会とありますけれども、この委員会の構成メンバーはどういう方々で、どういう事業を行う委員会なのか、その辺も御説明お願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

国の平成27年度補正予算におきまして、地方創生加速化交付金が創設されております。本村におきましても、地域公共交通からのまちづくり支援事業としまして、デマンドタクシーの運行経費等について実施計画を提出してまいりました。今年3月末に交付決定をいただきましたので、平成27年度一般会計補正予算第7号におきまして予算を措置し、事業につきましては翌年度に繰り越しをしております。そのため、当初予算に組まれておりました1,077万6,000円につきましては減額をするものでございます。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

まず文化振興事業の実行委員会の構成メンバーですが、会長に村長、副会長に副村長、それから委員に教育長、企業立地・観光推進課長、生涯学習課長、それから中城城跡共同管理事務局長、幹事に監査委員2名を置いております。

事業の概要ですが、中城城跡を会場として、その歴史的景観と太平洋を一望できるものに加えて自然豊かな緑が広がり、来る人の心を開放する空間で、文化庁の定める文化イベントを実施すると。本事業を契機に中城城跡を会場とした文化イベントを国内及びアジアに向けた芸術祭へ発展させるという目的でございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 今のデマンドタクシーの件につきましては、一応減額になっておりますけれども、事業に差しさわりのない予算はちゃんと確保されているということですね。それが平成28年度の事業費は大体どの程度になっているのか。その辺をひとつお願いします。これが1,000万円も削られているので、どのようになっているのか非常に気になるところでありますので、この平成28年度の事業計画に割り当てられている予算額は幾らほどになるのか。

それから、この文化振興発信事業実行委員会の構成メンバーについてお答えいただきましたが、これは今全部、役所関係の方々がほとんどですね。行政の方々だったんじゃないかなと思います。村民の中からは何名も入ってなかったかなという気がしましたが、村民、行政に携わる方々以外に入っていないのか。これはあくまでも文化庁からの補助金を財源としているということは、今後は自主財源とかそういうものでも対応をしていくのか。この文化庁の予算がなくなるということは余り考えられはしないんですが、仮にそういうことだったら大分規模を落

としてやっていくのか、あるいは自主財源だけでも続けていこうという、そういう事業計画になっているのか、その辺をお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成27年度から平成28年度に繰り越しをしております。平成28年度の事業費としましては、総額で1,977万8,000円の予定をしております。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

委員の中には行政以外は入っておりません。

それから、この事業は3年の補助事業の公募事業でありまして、来年また公募し、新たな提案をしていくんですが、3年間でその目的を達成していくということですので、補助金がある間、その事業を実施していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 このデマンドタクシーの運行委託料、これが1,900万円余るということで、十分対応できる額じゃないかと安心しております。これはなかなかお話を聞いていても便利だということで、特に高齢者、お年寄りです、ね、老人関係でもよく利用している方から話を聞いておりますので、この事業はぜひ続けていってほしいなと思っております。

それから、この文化振興発信事業ですね。この辺は行政関係だけの皆さんということだったんですが、できればやはりこういう全体の、村内全体の文化、そういうものの発信ということですので、やはり幅広く、村民の中からもその辺の詳しい方がかなりおられますので、そういう方々の意見も取り入れながらやっていったらどうかと思います。ぜひそういうものを巻き込んで、村民も巻き込んでやっていただかないかなと思います。それから補助事業と

いうことでしたので、ある意味、財政的な面も考えればしょうがないかなという部分もありますが、いずれにしても村民と一体となって、そういう文化の発信というのはやっていったほうがいいかなと思いますので、その辺を今後生かしていただければなと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 平成28年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (11時14分)

~~~~~

再 開 (11時27分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第3 議案第31号 世代間交流・人材育

成・防災避難拠点施設新築工事請負契約を議題とします。

本件については6月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (11時27分)

~~~~~

再 開 (11時32分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第31号 世代間交流・人材育成・防災避難拠点施設新築工事請負契約は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 物品購入等の変更契約(新しい公共交通モデル(中型バス購入))を議題とします。

本件については6月10日に説明を受けており

ますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 議案第32号 物品購入等の変更契約について質疑を行いたいと思っております。

まず当初金額と変更金額のBとAの欄のほうです。そのほうにドライブレコーダーが、これは車内及び車外の2台で15万8,400円ということと、これは下のほうに一式は15万1,653円と、これは落札率が0.886492%ということになっているんですが、これはドライブレコーダーが車内及び車外の2台で、これで一式となっているんですが、たしかこれはバスの購入台数は2台ということになっているはずなんですけれども、これは1台分なのか2台分なのか。その1点と、ことし10月からの運行開始予定になっていると私は思っているんですが、それについて予定どおり進んでいるのかどうか。その2点を伺います。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

ドライブレコーダーは車内、車外となっておりますが、これはまとめて1台で、バス2台でありますので、要するに1台で車内・車外、もう1台にも車内・車外ということで1台、計2台ということです。バス2台にそれがつくということです。要するに、車内・車外で1台という計算になります。

あとバスが予定どおり納品できるかということですが、この前確認をしましたら、予定どおり納品できるということで、8月の上旬には県内に持ってくると。それからラッピングを予定しているということで、今報告を受けております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、課長からの答弁によると、私が勘違いをしていたのか、書き方が

悪いのかどうかそれは知りませんが、ドライブレコーダーが車内と車外で2台ということは、一式だと、これで1台分だと思っていたもんですから、これはもう2台分込みでこれだけの金額になっているということで、わかりました。

2点目のことし10月からの運行開始予定が、これは前の議会でも実施計画がいろいろやられていると思っているものですから、ぜひ8月に来るのであれば、10月からの運行に支障のないように準備していただいて、ぜひそれを進めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (11時37分)

~~~~~

再 開 (11時38分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 物品購入等の変更契約(新しい公共交通モデル(中型バス購入))を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第32号 物品購入等の変更契約(新しい公共交通モデル(中型バス購入))は原案のとおり可決されました。

日程第5 同意第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊佐則勝議員の退席を求めます。

(伊佐則勝議員 退席)

○議長 與那覇朝輝 本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第3号 監査委員の選任について御提案申し上げます。

同意第3号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字奥間
氏 名 伊 佐 則 勝
生年月日 昭和28年生

平成28年6月10日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

議員のうちから選任された監査委員の辞職に伴い、新たに監査委員を選任する必要がある。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第3号 監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

(伊佐則勝議員 復席)

○議長 與那覇朝輝 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (11時43分)

平成28年第3回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	平成28年6月10日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成28年6月14日（午前10時00分）		
	散 会	平成28年6月14日（午後2時53分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	比 嘉 麻 乃	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 徳 正
	4 番	外 間 博 則	12 番	新 垣 博 正
	5 番	欠 席	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員	5 番	仲 松 正 敏		
会 議 録 署 名 議 員	1 番	石 原 昌 雄	2 番	比 嘉 麻 乃
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	新 垣 親 裕	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	仲 村 盛 和	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長	金 城 勉
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 幹 主	安 田 智
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議事日程第3号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○3番 大城常良議員 おはようございます。

議席ナンバー3番、大城常良であります。議長のお許しが出ましたので、これから6月定例会、一般質問を始める前に、5月31日に村長選挙、それから議会の補欠選挙、両方ありまして、村長が3期目を当選されたということで、大変おめでとうございます。今後4年間、村政発展のために頑張っていたきたいと思います。新しく議員になられた2名の方々、我々と一緒にぜひ村民目線で、これから2年間、ともに頑張ってまいりましょう。よろしく願いいたします。それでは通告書に従って質問に入りたいと思います。

大枠1番ですが、子ども医療費助成制度について伺いたいと思います。①平成27年10月より沖縄県のほうでは医療費助成制度が入院は現行15歳、通院は3歳から6歳まで拡充されました。本村では平成22年度から村長の重点政策として入院費15歳、平成24年度からは村の単独事業といたしまして先んじて通院費が就学前6歳まで拡充しました。今後、さらなる子育て支援の充実を図るためには、小学校、あるいは中学校卒業まで通院費の助成を拡充する必要があると思いますけれども村長の所見を伺います。②予算額について。平成27年度、去年の予算額はどれほどのものだったのか。ことしの暫定予算額は幾らになっているのか伺います。

大枠2番、新庁舎建設についてです。①庁舎建設プロジェクトチームの委員は何名で構成されているのか伺います。その現状の進捗状況は現在どうなっているのか。②プロジェクトチー

ムの議論の中で、場所選定の方向性というのはほぼ固まっているのか、伺いたいと思います。

③基本計画策定報告書が平成25年10月に提出されたのですが、その中に69ページ、70ページぐらいからアンケート調査ということで、村民に対してのアンケートをされたと思いますけれども、このアンケート調査はいつごろ調査されたのか伺います。

大枠3番、道路整備について。①安里、潮垣線、中央線ともいうんですけども、十字路は4面ブロック塀が立っていて、とても見えにくい。しかも、優先道路が小さく、一時停止板も見えにくく、去る5月にも2件の交通事故が発生し、1件は車とオートバイの人身事故、あと1件は車と車の物損事故、新たに5月30日には護佐丸歴史資料図書館が開館し、さらに、交通量が多くなると思われるが、重大な事故が起こる前に、今後の事故防止について所見を伺います。以上、簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、健康保険課のほうで、大枠2番につきましては総務課のほうで、大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の大枠1番、子ども医療費助成制度についてということでございますが、議員も御承知のとおり、私の公約の1丁目1番地が子育て支援でございます。今、子育て支援も含めた子どもの貧困対策も含めた部分で、職員一同今、一生懸命やらせていただいておりますけれども、これまでも第3子以降の保育料無料化だとか、あるいは給食費の軽減、ひとり親家庭の支援、待機児童世帯への支援、不妊治療の助成だとか、いろいろやらせていただきましたけれども、子育て支援の場合は、それは大枠で捉えて、今何

が必要かをしっかりと見極めて、優先事項をしっかりと捉えて、私どもも全ての需要に応えたいというのは当然でございますけれども、これは御承知のとおり、こんこんと金額が湧き出ることではありませぬので、それを見極めながら、しっかりと大枠で捉えた形で今何が必要かをしっかりと見極めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

大枠1の②につきましては健康保険課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
○健康保険課長 比嘉健治 それでは大城常良議員の大枠1の②についてお答えします。

平成27年度の予算額についてですが、3,150万円、平成28年度の予算については3,300万円を予算措置しております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。
○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

議員の大枠2についてお答えいたします。①と②が関連しますので、一括でお答えいたします。①プロジェクトチームは、各課より選出された21名のメンバーに加え、相談役2名の計23名による構成で行っております。プロジェクトチームは、村長より4月7日に辞令を交付され、庁舎建設を伴う候補地の選定作業を進めてもらい、5月25日にプロジェクトチームより、村長に対して、今まで議論がありましたゾーンの中で、Bゾーンが建設候補地としてもっとも適しているとの報告がありました。選定は防災性、利便性等、3つの観点から候補地を選定されており、方向性についても一致しているものだと考えております。

それから③について、アンケートの実施の調査ですが、平成25年9月に実施されております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
○住民生活課長 仲村盛和 それでは大城常良

議員の質問の大枠の3番についてお答えいたします。

安里中央線、潮垣線の十字路交差点は、交通事故が連続して発生しているとの情報が金城議員からも寄せられました。それをもちまして、宜野湾警察署、安里区自治会長、あと金城議員、都市建設課、住民生活課で現地調査を行いました。その結果、現場は4面ブロック塀で、見通しの悪さと安里中央線の一時停止がされないことが大きな要因と考えられます。早期的な対策として、まず一時停止を促す立て看板の設置、あと、都市建設課と連携して交差点の明示。ポストコーンの設置等で対応していきたいと考えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 一通りの答弁をいただきましたので、これから再質問をさせていただきます。

まず大枠1番からですが、私は去年の3月議会でも、この子ども医療費助成制度について質問をしました。本村ではさまざまな子育て、先ほど村長が言われた、さまざまな子育て支援に関する政策は行っております。これも着実に成果を上げていると私も思います。中でも、今優先するのは通院費の助成だと思っております。小学校、中学校の父兄の方々と話をしております。最近非常に医療費の負担が大きくなっているということで、ほとんどそういう話が持ち上がってくるものですから、これはなぜかといいますと、去年の3月の一般質問で行った結果、大城議員はそういうふう一般質問をしたよねと。それに対して今、改善の方向性でいっているのかと。あるはまたそのまま何の音沙汰もないのかというような話もありまして、今回、私はこうして出しているんですけども、非常に小学校、中学校の要望が多い。それを実感しているものですから、去年出したんだけど、またことしも出さざるを得ない

という状況で、先ほど村長が言った、いろいろな政策の中での一環としか、ひっくるめての枠でしか答えられないんだけど、村民の子供を抱える父兄の方々の大まかな意見としては、この医療費助成というのは避けては通れないのではないかと、話を伺っていたら、そういう状況になっているものですから、村長の「3選目の浜田村長に聞く」ということで、新聞にもこうして載っているものですから、その中でもソフト面では子育て支援を柱に、今後政策展開をしていくと。その中でも子育て日本一。これはすばらしい、私も大賛成です。子育ての日本一を目指していくと。その中でも子育て支援は、本当に村長が言われたとおり、子どもの貧困対策と一緒に考えていかなくてはならないと。それも担えると。子どもが貧困から脱出すれば、その親の負担も軽くなる。それから仕事にも出て、さまざまな税金も払っていただけるということ。を鑑みれば、ぜひこれはやっていただきたい。医療費助成のさらなる充実など、県や国に先んじてどんどん踏み込みたいという言葉を読んだら、本当に感動したんですよ。やる気があるなど、さすが日本一の子育て支援を目指している本村、中城村においては、こういう政策が本当に進んでいけば、これはすばらしいと思っ

ます。私は来年からでも、これから政策を練っていただいて、来年の3月の予算には間に合わせてほしいと思っております。これが中学校3年までの予算がきついたのであれば、とりあえずは小学校6年生までという考え方もできるのではないかと、このことを思っております。6年生までやった場合には、1,380万円かかるんですけども、これが中学校までいって2,430万円です。それだけの予算で2,000名余りの子供たちが、それを抱える父兄の方々が経済的にも、この中城村に住んでよかったというようなことができるのではないかと思いますので、先ほど言われた村長の答弁を聞いたんですけども、村長、今話を聞いてもう一度お願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

答弁の重複にはなりますけれども、今言ったように全てを鑑みて判断するのが私の仕事でございますので、一点一点を見ながら、ここでこうします、ああしますということではなくて、これからまだ時間もありますし、一体何が一番最優先にすべきなのかを検討していくのが1つと。議員の御質問の中に少しありましたけれども、子育て日本一をめざしていく。当然でございます。これはただ、御承知のとおり中城村は非常に子育て支援が充実している、ランキングでも第2位だということは、我々が目指したことではなくて、我々がやってきたことの評価が今、こういう評価になってきていますので、もちろんそれを目指していくというのは、大事なモチベーションの持ち方でありまして、しかし、そういうことではなくて、一番考えるのは子育ての世帯の方々が一番何をやっていただければ充実していくのかというのは、一部の方々ではなくて、これは相対的に見て、例えば私が一番最初にやったのは、子ども第3子以降の保育料無料化というのをやりましたけど、

では第2子からだったらどうなのかだとか、あるいは多子の家庭に対しては、もう少し手厚いことができないかだとか、いろんな考え方がありますので、今この場で、これがいいのではないかということの答弁はできないということは御理解をいただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、村長の答弁にありましたとおり、総合的にしかこれは考えてはいけないということもあるのではあるんですけども、その中でも村民が要望している、あるいは小学生、中学生の父兄の方々が強く要望していることですので、ぜひ前向きに、できるだけ早めにやっていただきたいと。これは切に願っております。子ども医療費というのは、将来への投資。予算がないからできない、それ以上は踏み込めないという中でも、長期的な投資として考えていけば、親が面倒を見て子どもを産んでいただく。それから安心して育てられる。そういう環境、子供がすくすくと成長して、環境を整えていく流れとしてのこれは行政の役割だと私は思っております。その中でも、先ほど私が言った子どもの貧困にも直結して、今も3人に1人は貧困状態だという県の想定の中で、恐らく本村も4.5人に1人ぐらいはいるのではないかと思われるんですけども、その中身を見ながら、どれが有効な手段になるのかというのも、ぜひ執行部の方に考えていただいて、前に進めていきたい。私は本当に最優先すべきは、今は医療費の助成制度というふうに思っています。それをやっていただければ、本当に貧困対策にもつながって、貧困の割合も落ちてくると思いますので、ぜひ村長にお願いしたいと思っております。

次に大枠2番のほうです。新庁舎建設について伺いたいと思います。先ほど課長のほうからプロジェクトチームの委員は21名で構成されているということで、私も資料をもらったんです

けれども、その中に21名の方々がいらっしゃるんですけども、その中でチームリーダーとか委員長とか副委員長とかいらっしゃいますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

チームリーダーがいます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 先ほど21名の、若手の方が各課から2名かあるいは3名ずつ出ているんですけど、チームリーダーは発表できますか。名前というか、名前としか言われないんですけども、大丈夫であるのであれば、委員長、副委員長になっているのかチームリーダーになっているのか、お願いしたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

今、委員の資料を持っているということですので、1番の比嘉さんがチームリーダーになってございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、チームリーダーは1番の比嘉さんということなんですが、これは例えば議事を進める場合に、チームリーダーが全てをひっくるめて議事を進めているのか、あるいはほかに司会とか、そういった類いの進行役というのもしらっしゃいますか。今までに会議を何回ぐらい持ったのかどうか、そこまで伺います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

この会議の中については、我々は中に入っていないので、中身の記録とか何とかというのはちょっと把握していませんけれども、その中で議論といたしましては、先ほど言いましたけれども、まず利便性、それから防災、そして実効性というような3点、大きく3点で検討しているということを報告を受けております。そのものを6回にかけて検討してございます。以上

です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 最初の課長の答弁で、Bゾーンということが、ほぼ決定したのか。このプロジェクトチームの中で。このBゾーンといってもわからない方もいるものですから、どこなのか。そこを教えてください。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

このBゾーンというのは、議員も御承知のとおり、まず新庁舎建設基本計画、その中から4カ所、そして建設検討委員会から3カ所に絞られたと。その中で、まず吉の浦会館近くが、今の資料館の近くですね。その近くがCですね。そしてそのファミリーマートの後ろがBゾーン、そして国道上がDです。この3カ所で絞られていました。その中から、このプロジェクトチームはBゾーンということの経緯でございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、ファミリーマートの下ということで課長は言われたんですけども、これは前の建設検討委員会も今はもう解散したかとは思いますが、そのときにも私、この一般質問の中で現場へ行ったかということを出したと思います。この21名の方々ですが、Aは現調査はないということですので、B、C、Dの3カ所ですね。これを各自、あるいはみんなそろって現場を見て、回っていったのか、そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

先ほどもお答えしましたが、その会議の中に我々が入っていませんので、その報告は受けておりません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えします。

ちょっと誤解がないようにということで、今

お話しますが、プロジェクトチームに皆さんで頑張ってそこを選定してくれといったときに、当たり前現場も個人で行くかどうかは別にして、みんな現場で大地を踏みしめて、目線がどこにあるのか、あるいは2階建てになったらどうなるのかまで全部検討してくれということでやってありますので、これは当たり前現場は見ないと判断できないことだと思っております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 確かに村長が言われたとおり、これは当たり前に見ないといけないんですよ、現場というのは。どういう建物をつくるにしろ、現場はどういう状況になっているのか、いびつな現場なのか、つくりやすい現場なのか、確かに利便性、そういうのも鑑みて今やったと課長も言いますが、防災の面からも、確かにこの場所は、この3カ所の中ではいいほうかもしれないと、私も思っているんですけども、やはり国道上の場所も捨てがたいという考えもしております。その中でも、今、課長が言われた防災から利便性とか、そういうのも鑑みてということで、これは建設検討委員会でも決めきれない状況で今のプロジェクトチームにその場所の選定は移ってきていると思いますけれども、その決定的な要因というのは、この3点だけなのかどうか。先ほど課長が言われた利便性とか防災の面からとか、それだけでやったのか。それはほかのところとどう違うのか。例えば私が今言った、国道の上とか、そういったところとの決定するに当たっての決定的な違いは何なのか。そこを教えてください。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

今の件は、要は3カ所に同じ建物で、同じものを立てた場合に、どういった今言うような防災の観点、利便性の観点、それから実効性の観点、それを含めて検討しています。そのものを

総合的に評価したら、Bゾーンが最も適しているという報告でございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 基本計画書の策定の冊子なんですけれども、その中の70ページのほうに、これは住民アンケート、平成25年9月ですか、とったということなんですけれども、その中でも、やはり新しい庁舎は現在の位置から移転することを検討していますと。移転する際に何を最重要視すればよいかということの中で、1番が駐車場や広い敷地が確保できること。2番目がバス道路で交通の利便性がいいこと。3番目に将来の発展が期待できる場所、4番目に村域の中心。人口の中心に近くすること。その4項目で86%の方々がそれをお願いできるところと、あるいはそういったところに建設するのが一番望ましいということになっているわけです。私は前にも言ったんですけれども、今、火葬場の話が全てなくなりまして、あそこに火葬場もつくれるんだったら庁舎もつくれるんじゃないかということで、理論的にどういうことになるか、それは金のかかることですから、わからないんですけれども、その中でも、今、我々が向こうのほうにつくった場合に心配しているのは崖崩れと。これは前に大規模な崖崩れが起きて、それに伴って安里区民は避難までしたと。これは全県的に大きな問題になっている中で、県道35号を挟んで長期間通行止めになったということがありまして、これは平成26年から県道35号線の崩れた部分に関して、あの上の斜面のほうですね。向こうは中部土木事務所のほうで平成27年12月21日付で、全て工事を完了しております。この工事の、これは抑止枠工ということで、34本の枠を、パイルですね、パイルを1メートル70センチ間隔に打ち込んで、それを直径50センチ、長さ13メートル50センチのパイルを34本打ち込んであるということです。詳細はですね、移動層、土が流れる層ですね。これが

4メートル40センチ。あとは不動層ということで動かない地盤。これは9メートル10センチ、トータルで13メートル50センチのパイルを打ち込んだと。この工事で、恐らくは崖崩れの危険性は大幅に改善されたということでもあります。私も工事をやっているところを見に行き、完了したところも見に行きました。13メートルといたら、これぐらいかなと思ったんですけれども。相当の高さでありまして、それを不動層まで打ち込んでいったということですので、ほぼ改善されたと、私は上のほうの土砂崩れはもうないのではないかというふうなところまで思ってきております。これは中部土木事務所がやったんですけれども、うちの都建課のほうの課長に、その見解をちょっと伺いたいと思います。どういう状況で、これからの危険性は少なくなっているのか、伺いたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 今の地すべりの件についてお答えします。

県道35号線の上のほうは去年、12月21日に県のほうで完了しています。これは鋼管杭を、50センチのパイ50の鋼管杭を13メートルまで打ち込んで、支持層まで打っていますので、支持層を4メートルまで打ち抜いています。そういったところはほとんどもう動かないということで、県道も今は、これは災害で国の事業でとっていますので、その辺は構造計算もしながら完成しています。ただ、下のほうに行きますと、また調査をしないことには地すべりするところもありますので、その辺は今、県のほうも、中部土木のほうも地すべり調査はまだ行っていません。それと県道部については、鉅観測を今も継続してやっています。それから上のほうは、抜き板観測をまだ続けています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の課長の答弁にもありましたとおり、ほぼ上のほうは1ミリでも動

くのであれば、観測はできていると。観測状態もきっちりつくってあるということですので、私も前々から言っているとおり、先ほどのアンケートにもある86%の方々が、そういうところを望んでおられると。私は安里の地すべりの後、下のほうですね。そこはほとんど合致するのではないかというふうに感じております。確かに金のかかることであります。しかし、これからの将来性も考えれば、県道35号線はすぐそばにある。あるいは地域の中の道路も整備すれば、相当利便性も出てくると。安里の区民の方々もそれに伴っていろいろな利益も出てくるのではないかというふうに。あそこに庁舎をつくれれば、そばのほうにもいろいろな附属した建物もどんどんつくられてくるということ、老人センターとか福祉センターとか、やはり本村は相当老朽化している建物が多いものですから、それをどうするかということも考えながら、長期的に考えてみれば、一番村の中心であるところがいいのではないかというふうに実感しております。ぜひそこも喫緊の庁舎建設、課題ではあるんですけども、その中でも場所というのはぜひ十二分に検討して、この3カ所の中から選びなさいということではなくて、もう一回私が思うには、二、三カ所の場所を提示して、これを村民に緊急アンケート、それをもう一回とっていただきたい。あるいは、どうせやるのであれば住民投票も構わないということぐらい、これは喫緊にやっていただいて、そこで場所の選定はやっていただきたいというふうに思っております。総務課長、もう一度アンケートあるいは住民投票をやる場合にはできるのかどうか、そこをお願いします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の件ですけれども、我々第4次基本構想の中で、その中で豊かな暮らしのサービス拠点というのを、吉の浦会館付近に公共施設をそこに

求めたという経緯がございます。その中で今、それを基礎に我々は今までずっと議論してきて、Bゾーンという形になっていますので、今、議員がおっしゃるものは考えてございません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、課長のほうから考えてはおりませんということで、私は甚だ残念で仕方がないです。3カ所に決めたから、これは集約化と、第4次基本計画の中で集約したから、それ以外はもう全然考えないんだよというような答弁にしかちょっと聞こえないものですから、村民本位のことを考えれば、もう一度ぐらいはアンケート、あるいは投票していただいて、村民で決めるということも柔軟な姿勢を持ってできないのか。確かにこの庁舎は大変危険です。しかしながら、やっぱりつくるとすればみんなが喜ぶところ。確かに今、Bゾーンですね、そこもいいかもしれません。しかしそれが果たして妥当なのか、本当に最適地なのか、ほかにいいところはないのか。私はあそこは農業振興地域と思っているんですけど、このBゾーンは。だから、その畑を潰してまで、そういったものをつくりながら、さらにそこら辺の周辺が発展するということは、農地をどんどん食いつぶしていくということも考えられるものですから、それよりは最初から山、原野であるところをどんどん開発して行って、そこに十二分な敷地もある。そこにいろいろな建物を持ってきて、そこに集約化しても長期的に見れば何の弊害もないのではないかというふうに思っているものですから、そこはぜひ、いま一度考えていただきたい。柔軟な発想をもって、もうこれで決めたから、これで押し通していきますという話ではなくて、ぜひこれはやっていただきたい。さらに、このBゾーンで、これは庁舎を移転する場合には議会の3分の2の賛成がないといけないという規則もあるものですから、こ

の賛成がなくて、ここではできなかったという
場合になった場合、次はどこを探すのかとい
うことにもなりかねませんので、ぜひ2カ所か3
カ所、そこを押さえておいて、押さえておいて
ということは、持つておくのではなくて、予定
を組んでおいて、どうしてもここができない場
合は次に進むということも考えていかないと、
早期につくれるものではないと思いますので、
ぜひひとつ1カ所に絞り込んだからここに行く
と、頑としてここに行くという発想ではなくて、
ひとつ柔軟な形でもっていただきたい。

では先ほどのプロジェクトチームに戻ります
けれども、これですね、3月議会の前にいただ
いた庁舎建設スケジュール案なんですけれども、
それを見ておりましたらですね、先ほど課長が
言われた場所は、決定しているよりは決定する
かもしれないというふうなニュアンスなんです
けれども、これを見ましたら、5月に議会説明、
それから住民説明、6月に入りましたら地権者
説明会という段取りにはなっているんですけれ
ども、これがそれだけ遅れている理由は何なの
か。それをお答えいただけますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

大変申しわけなく思っていますけれども、た
だ、プロジェクトチームの中でいろいろな議論
がありまして、少し長引いているということで
ございます。長引いたことについては、大変申
しわけなく思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、会議の中でですね、
このプロジェクトチームの会議の中で遅れてい
る。21名の方々がいらっしゃいますから、それ
なりの意見、それから要望等が出てくれば、そ
れはそれなりにやはり遅くなるのは当然であり
ます。そういった中でも、本当に議論を尽くし
て、この庁舎のプロジェクトチームの中で、頑
として自分の意見を押し通していくと。その中

でよりよい策定方法、よりよい庁舎をつくるた
めにはどうしたらいいのかと。名簿を見てみま
したら、若手が相当入っておられまして、有望
な方々が入られているものですから、それだけ
の話し合いはしているだろうとは思うのですけ
れども、やはりその中でも議論を尽くして、本
当にBはだめなのか、Cはだめなのか、Dはだ
めなのかと最終的に詰めていって、そのBゾ
ーンというのが出てきたとは思うんですけれど
も、さらに踏み込んで行って、本当にどこがよ
くてそこに決めたのか。そこまで住民説明会の中
でもちゃんとお答えができるように、議会の中
でも説明できるようにしていかないと。BとD、
上と下でどこが違うのか。地震対策、それから
防災、いろいろな面で一緒じゃないのと言われ
た場合に、適格な判断でちゃんとした受け答え
ができるような、そういうところまで考えてい
ただきたいと思います。このプロジェクトチ
ームのスケジュールも相当また遅れてくると思
うんですけれども、このBゾーン、あるいは私が
言った安里の上も、もう一度ひとつこのプロ
ジェクトチームの中で議論していただいて、こ
れは補足でもいいです。Bゾーンにほぼ固まっ
ているんですけども、これだけ押している理由
は何だろうと。この火葬場後の敷地、崩れはし
ただけでも、なぜそれだけ大城は押すんだ
ろうということ、これは地域からの要望もあ
るわけなんです。そこにこれをつくれば活性化
できるよという話も私は地域から聞いておりま
す。ぜひつくってくれと。そういったことの声
も聞きながら、本当に村民としてどこが最適
なのか、そこを踏まえないと我々議会の中でも、
これは承認できるのかどうかという場合になっ
てしまったとき、そのときはまたいろいろな話
が出てくると思いますので、ぜひそこは十分に
考えてやっていただきたいと思います。いい方
向に進むことを望んで、次の質問に入らせてい
ただきます。

大枠3番です。道路整備について。先ほど課長のほうから立て看板、それから交差点の表示ですね。あとはポストコーンということ答弁していただいたんですけども、根本的な事故原因というのはどういうふうに把握されているのか、お伺いしていいですか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

実際の事故の要因は安里中央線側の幅員が広くて、あと停止線の指示がはっきりしたものがなくて、優先だろうという思い込みの中で、そういった出会い頭の事故がふえていると思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 私も見に行きました。現在ミラーが3カ所、止まれの標識が2カ所あります。事故多発地点ということで、看板も1つ設置されております。でも、それでもなぜ頻繁に事故が発生するのかということで、私なりに考えた結果、根本的な原因は何だろうと。先ほど言った優先道路が小さいと。一時停止箇所が書かれていないということもありまして、どんどん飛ばしてくる方々が出会い頭にぶつかってしまうという状況ではなかろうかというふうに思っているんですけども。この潮垣線というのは久場から南浜まで、ずっと流れておりまして、10年前の交通量というのは恐らく10倍以上になっているだろうと。車も久場から入って奥間交差点の渋滞を避けるために下を走っていて、工業地帯に抜けていくというところで、相当数量の交通量が入っていると。その中で見てみましたら、止まれの標識、これが軽自動車とかですね、こういったふうに高すぎて見えないんです。止まれの標識が。あと、ミラーが3カ所にあるんですけども、これがどう向いているのか、もうさっぱりどこを見ていいのかわからないということと、両方とも見えにくい。あ

と、改善としては4カ所に止まれの標識、それをつける。優先だろうが優先じゃなかろうが、この標識をつける。あと、速度標識が今、吉の浦の十字路ですね、あそこからGOLF GOLFまでしか30キロの道路標識がないものですから、それを定期的につけていくということと、路面のほうにも赤い点滅するやつ。それを埋め込むと。そういった類のものまで考えて宜野湾署、あるいは駐在所もあるものですから、そことも連携しながらやって、抜本的な対策を打っていないと、事故は減らないと私は思っています。我々は村民の生命・財産それを守るのが仕事であって、事件や事故とか、そういうのは一切この中城村であってはならないと思っています。少しでも危険性があるのであれば、それを取り除く、そして住民の声を聞いて危険性があるのであれば、すぐ改善していくということに取り組んで、ぜひ行政として、迅速な対策、速さ、柔軟性のある対応をしていただいて、今後進めていただきたいというふうに思っております。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（10時49分）

~~~~~

再開（11時01分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて金城 章議員の一般質問を許します。

○7番 金城 章議員 こんにちは。7番、金城 章、通告書に従い一般質問を行います。

まず大枠の1番ですが、中城村総合戦略についてであります。①中城村人口ビジョン及び総合戦略において今後人口増地区（南上原）と減少地区均等化の取り組み対策をどう考えているか。②若い力を活かす琉球大学との官学連携の推進活動支援はどのような取り組みが行われて

いるのか。③既存企業の支援、土地利用、企業誘致はどのように考えているのか。

大枠2です。河川・排水路整備についてであります。①普天間川周辺の取り組み整備と管理道路の整備が全然行われていない状態でありませう。これを村としてはどのように対応できるのか。②河川管理道を遊歩道や桜並木歩道などの整備が取り組めるかどうか。③土地改良区内の排水路において。当間農協給油所側下流側であります。大雨のたびに土砂が堆積します。それは下流側の排水路があり、クランク状のためであると考えるが改良計画はないのか。毎年のごとく、しゅんせつしていますので、その改良を行えばしゅんせつも要らなくなると思ひますが、それがどうなのか。

大枠3、庁舎建設についてであります。これは去年から何度も議会のたびに質問していますが、用地決定ですね。①用地決定はどのようになり場所はどこに決定したか。先ほどもありましたが、この場所についてぜひお答えいただきたい。それと設計の発注方法はどのような考えになったか。お答えよろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企画課と企業立地・観光推進課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては都市建設課、農林水産課、大枠3番につきましては総務課でお答えいたしますが、私のほうでは大枠1番について多少所見を述べさせていただきます。

人口形態からしますと当然、今、南上原の区画整理の充実で上地区のほうが大幅に人口増ということになっておりますし、また下地区につきましては多少の減少という数字的な部分がありますけれども、ほぼ横ばい状態。ふえている特に既存宅地だとか、あるいは緩和区域がある地域などはふえている状態もあるようですので、

ただ、バランスをとるためにも下地区には庁舎建設も含めての話ですが、公共施設を吉の浦一帯に集約をして、そこからのまちづくりを目指していきたいというのがございます。また、御承知のとおり、大型MICEの誘致で土地利用の見直しも含めた形で下地区のほうも、今後は人口増につながっていくものだと期待をしているところがございます。詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 本村における人口増加地区と人口減少地区との均等化についてお答えいたします。

本村の人口は、1980年ごろまでは、横ばいで推移をしておりましたが、1980年代後半から現在まで、一貫して増加しております。これは、本村の大部分が市街化調整区域である中、琉球大学の移転と南上原地区における土地区画整理事業によるものでございます。現在、南上原地区は、村の全人口の、およそ3分の1を占めており、今後も一定期間、増加するものと考えております。一方で、南上原地区以外の地域では、市街化調整区域であることから、大幅な増加は期待できないものと考えております。このようなことから、南上原地区と南上原地区以外の地域の人口を均等にすることは、現時点では大変厳しいものと考えております。今回、策定しました「中城村人口ビジョン及び総合戦略」におきましては、今後の安定的な人口増加と急激な高齢化抑制とともに、現在の不均衡な人口増加の是正と村全域におけるバランスのとれた発展を目指したいと考えております。そのため、基本目標である「住みたい、住める暮らしを支えるむらづくり」としまして、新たな市街化区域の拡大に向けた取り組みや市街化調整区域内における住宅建築の促進として、都市計画法第34条の緩和制度の活用、集落内にある既存宅地へ

の誘導、優良田園住宅制度の活用などに取り組んでいきたいと考えております。また、今後、与那原町、西原町で整備される大型MICE施設の状況に鑑み、新たな住宅供給を可能にするための取り組みや公共交通の利便性を向上させるための取り組みの検討を行いまして、東海岸の活性化につなげながら、人口減少地区の改善を図っていきたいと考えております。

次に、琉球大学との官学連携の活動推進についてお答えいたします。新しい村政、いわゆる若い方々を村政への活用を実現するため琉球大学との連携に基づき、学生の派遣を考えております。各種団体・サークル・同好会の共同開催や学生の講師派遣、高齢者や子供との交流イベントを通じまして、若い力を村の活力育成に活用していくことを目指していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 金城章議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

大枠1番の③でございますが、中城村人口ビジョン及び総合戦略の第2章に中城村総合戦略における「総合戦略の基本的な考え方」基本目標を「心豊かな暮らしを維持しながら均整のとれた人口増加を維持し「若者が住みたい」「子どもを育てたい」を醸成するまちづくりを目指しております。その中で、基本目標の4に「働きたい、訪れたい」豊かな資源を活かしたしごとづくりを掲げ、その実施施策として、既存企業の支援及び土地利用にあわせた企業誘致を検討してまいりたいと考えております。具体的には、既存企業の支援については、国・県・村が連携し、産業の高度化や設備投資などの業務拡大をする環境づくりを図ることや、新たな市街化区域編入の検討による地域特色ある産業集積を図る必要があると考えております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 金城 章議員の大枠2についての①と②についてお答えします。

①について、普天間川河川の維持管理を行う県の中部土木事務所により以下の回答を得ています。「河川管理通路は、河川管理のための通路であり、日常および洪水時の河川巡視または水防活動、地震発生後の河川工作物点検等のために設置しております。このことから、整備については当該目的を達成する範囲での整備となります。」

②について、①に回答したとおりの整備であるため河川管理に必要以上の整備となる遊歩道の整備は、困難と考えております。」との回答を得ました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは金城 章議員の大枠2の③についてお答えいたします。

当該排水路の堆積土砂につきましては、これまでしゅんせつ等で対処してきております。改良計画は現在のところありませんが、土砂が堆積するのは、当該排水路の線形がクランク状であることも原因の一つと考えられますので、こういった形での改修が可能なのかを今後検討はしたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 大枠3、金城議員の御質問にお答えいたします。

先ほど大城議員からも同じような質問がございましたので、一部重複するかもしれませんが、5月25日にプロジェクトチームによりBゾーンが建設候補地としてもっとも適しているとの報告があり、今後は、Bゾーンの中での具体的な位置の決定作業を進めてまいります。設計の発注については、一般的に指名競争入札またはプロポーザルが主

になるというふうに思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 再質問をさせていただきます。

企業立地・観光推進課長答弁のとおり、南上原への人口一極集中ですね。それはこの区画整理事業をやったため、人口の変化があると思えますけど、下地区のはっきりした計画が答弁できていないと思うのですが、実際、今MICEにかかわり、東海岸のビジョンもできてきます。道路計画もできてきます。しかし、今、私が考えるこの下地区の人口増のところは国道329号の斜面地を地すべりをとめる要因の抑止杭も一緒に国道329号の並行道路が段差として入れられるのかどうか、そこでも人口の増加は見込めると思うのですが。それと今、このビジョンを見てみましたら、国道329号バイパスは書かれているけれども、東西線も全然ビジョンの中には入っていらっしやらない。この東西線というのは、人口の移り、これを見ますと宜野湾市から一番引っ越しが多いですね。それか浦添市、那覇市。その東西道路も緩やかな東西道路に持って行かないと、上地区から下へはおりてこないのではないかと。道路形態が悪くて、資料を読んでみますと、統計上も交通の便が悪いということも書かれている。人口の減。南上原は今、交通の便がよくなっていますね。それも確かな人口増の経過だと思うんですけど。下地区をふやすために、このMICEにかかわるビジョンとして、いっぱい早目に進んでいくと思うんですけど、これをもっと早目に進めていくためには、中城村としてはっきりした住宅政策を、農地を住宅地に変えるのではなくて、今の原野とか、そういう空地等、要するにもととの既存集落ですか、もともとの既存集落、国道329号より上のほうに、各字地域集落があると思います。そういうのを区分けして整備して、横線を入れればいい住宅地になると思うんです

けど。それに対しても条例をつくって、緑地化をそんなに少なくしなくて道路が入れられて、また住宅地区ができるのか。そういう政策も優良田園と一緒に、建築面積を少なく打って、そういう体制がとれるものなのかどうかも考えていただきたい。一番ふえるところはふえてそのままだと。またこれから計画はそのままの流れでしか行かないと。このビジョンから見たらそういうビジョンにしか見えないんですけど、はっきりした、要するにこの人口増のビジョンはどういうふうに取り組むのかだけ、もう一回お答えできますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

人口増のビジョンということですが、先ほどの答弁と重複するところがあります。下地区における人口増につきましては、やはり新たな市街化区域の拡大に向けた取り組み。そういうことの検討と、現在、都市計画法第34条の緩和措置がございますので、その緩和措置を十分にPRをしていくと。また集落内にある既存宅地、そこへの誘導が必要であるというふうなことで考えております。

また、今のはハード面の話なんですけれども、ソフト面的には第3子以降の保育料無料化事業、あるいは学校給食費助成事業、そういうものを導入いたしまして、子育て支援へのソフト分野での支援、そういうことを行った上で、中城村に住みたくなる、あるいは住んでよかったと思えるような施策の展開や、子供を産み育てたいと思えるような環境の整備、そういうことが必要であると考えております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 この都市計画法34条は緩和区域。これ確かに緩和区域は広がりました。それで先ほど課長からも答弁があったんですけども、この緩和区域につくりたくても道路がないんです。私が言ったのは、この横線の道路

というのはそういう道路です。お家が先なのか道路が先なのかの問題ですね。この道路を個人でそこまで引いて開けるのかどうなのか。逆として、人口増加とこの税金も増加であれば、道路を先に入れないと、緩和区域をいくら広げても、そこは何もならないので。私はそう思っていますけど、この緩和区域、私は集落的なものでぜひ道路を入れてほしいというのは、このことなんです。私の説明が不足なのか、この緩和区域をいくら広げても、その土地に接する道路がなければ住宅もつくれないじゃないですか。そのことを先に進められるかどうか。国道329号から上にほとんどの集落の、昔の集落跡地があるはずなんです。そこに入れられるかどうか、もう一度だけ。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

この件についてはですね、2年前にも章議員から話がありましたけど、最初は章議員から2メートルを提供して、土地を帰属して村のほうで工事をやりましょうといった答弁をしたと思います。そうであれば、うちのほうは予算をつけてやりましょうという話があったんですけど、実際には地権者のほうで帰属用地、村には無償提供しないということで断念した経緯があります。上地区についてですね、事業の補助メニューがないことが道路事業の採択が出来ない。こういう小規模な道路事業がないものですから、すぐに緩和区域に入っていってもつくれない事情はありますけど、今後はこういう狭隘事業があればどんどん入れていこうと思っています。メニュー探しが先決かなと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 都建課長、ぜひ考えていただきたい。これが和宇慶、津覇、あの地域もぜひ考えていただきたい。今言うように、以前は課長にお願いした安里の地域での元部落の

道路のお願いはしましたけど、それから屋宜もまだあると思うんです。伊舎堂も。まだ斜面地に墓地が広がらないうちに、そこは対策を打って、そういう区画整理と同じような整備を考えていければ、下地区の人口は増加すると思いますので。この農地を潰して、要するに市街化が緩和できる間じゃなくて、そういう対策を打たないといけないんじゃないかなと思います。もともとの既存集落でありますので、その対策はほとんど里道、これから里道をどうするかも含めてぜひ取り組んでいただきたいと思います。この下地区の人口増について、村長どうですか。この小さい集落的な道路舗装とか。やはり土地提供がなければ進められないか、主道路だけは村でつくる計画とか、将来的につくらないと思うのかどうかだけ、一言お願いできますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の議員と担当課とのやり取りを聞いておりますと、少し思ったのが、今の比較となっている南上原を例にとりますと、南上原の土地区画整理も、これは地主の方々が、南上原に関して言えば約30%の減歩をして、自分の財産の中から提供をして、もちろんこれは国の資金、県の資金、村も含めてですけど、そこが入って、あれだけの地域になっております。それを鑑みると、例えば今の議員がおっしゃるような小さな集落的な部分で、村の資金でできないかということに関して言いますと、今、担当課長から答弁があったとおり、そこはやはり自分の資産運用といいますか、資産の向上も含めた形で利益を得るわけですから、当然そこには、そういう土地の提供というのは出てきてもしかるべきではないかなという気はいたします。ただ、それがゼロか100かの全てではないんですけれども、もちろん村の発展のために村がやるべきところもあるとは思いますが、しかし、基本的にはそういう考え方のもとやっていくものがバ

ランスのとれた行政だろうとは思っておりますし、また、もう一言言わせていただきますと、今、緩和区域だとか優良田園住宅制度も含めた形で、何とかして住宅の選択肢を、土地の選択肢の中に住宅建築も入れていこうという政策を推し進めていますけれども、一言で言えば、地方創生の時代と言いながら、我々地方にその権限や裁量を与えてくれるのであれば、今の話は法律を飛び越えたと言ったら大げさになりますが、そういう裁量権でもって住民の方々の意見を集約してやれるのであれば、これは下地区も大いに発展の軌道に乗っていくものだと思いますけれども。いかんせん、しかし都市計画法や農地法もありまして、これが我々の裁量や思いでやっていけないというじくじたる思いがありますので、その辺は御理解いただきながら、そして大型MICEの土地利用の見直しやら、そして我々が今挑戦している国家戦略特区へのチャレンジだとか、そういうもので何とかして土地の利用度の選択肢を広げていきたいという思いは議員も一緒だともっていますので、これからもよろしく願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひ村長を中心に、いままちづくりを、バランスのとれた人口に持って行けるように、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、先ほど企画課長から子育て支援によって人口増の話が出ましたけど、この子育て支援でも、支援を要する世帯に対して情報が行き届かないという状況、それもこの人口ビジョンにあるんですけど、そこはこれから子育てをする中で、やはり情報を得る人はいっぱい情報を得ますよね。それが今問題になっている貧困問題に対するものにもつながりますが、やはり情報が乏しくてそうなるんです。支援も受けられないと。その支援体制をどうふうにまた情報化とか伝達とか、それに取り組

む予定なのかだけ。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

現在は広報紙、村のホームページ、必要であれば防災無線を活用して情報を住民の皆さんに提供しています。今後、子育て支援サイトを立ち上げて、各保育施設、教育施設等を閲覧できるように立ち上げの準備をしております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 今の課長の答弁、情報化の時代ですからわかります。逆に進んだ、要するにこういう伝達ではなくて、もっと古い伝達というか、手紙なりそういう制度があるということ、その対象者には届くようにできないものなのか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

サービスが必要な住民の方々、子育て支援世帯ではなく高齢者の方々、障害のある方々についても、必要に応じて文書を発送しています。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時30分）

~~~~~

再 開（11時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

福祉課の嘱託、相談員がいろいろ情報収集をしながら住民の皆様、民生委員の方々と一歩踏み込んでいろいろな相談業務に携わっています。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 情報化の時代でありますけど、やっぱりそういうのに携わらない人もいますので、ぜひその対象者にはちゃんとした情報をやっていただきたいと思います。

次に琉大との連携のものでありますけど、今、このビジョンを見ましたら学習支援とか、いろいろなボランティア活動とか、そういうのがう

たわれていますけど、これからもそういった感じで取り組むのか。これはまた120名と書かれているんですけど、これは実際、何名で取り組んで、何カ月取り組んでの人数なのか。今、教育学部だけの取り組みですか、それを拡充すると書かれていますけど、そこはどのように、またどうということに取り組むのか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えします。

まず120名の話からです。120名につきましては、総合戦略が今後5年間、平成27年度から今後5年間の村の総合戦略になっておりますので、その5年間のKPIとして、目標として、その数字を掲げさせてもらっております。それから、これまでも教育委員会を中心として、琉球大学からの学生の派遣、派遣された学生を各小学校へ配置すると。そういった連携がなされていると思います。もちろん今後もそういうような形を中心として琉大との連携をしていきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 課長、これは5年間ですよ。120名を5年間というのは少ないのではないですか。5年間で120名。1年間で120名なの、5年間で120名を取り込む。それと、まず120名、今、ボランティアとかいろいろなもの、教育とかにも携わりながら、また村の行事とか、そういうものにもいろいろ参加してもらおうようなビジョンになっていたと思うんですけど、これにもっと琉大を、せつかく本村にありますし、もっと利活用しないとですね、学生も講師も。もっと人数はいるべきじゃないかなと思って。それで、もっといろんな活動に取り組んでいただくのが、この方向性じゃないかなと思うんですけど、官学の問題じゃないかなと思うんですけど。それをもっと取り組むべきものを、もっといろんな形で取り組んでもらえたら、私が先ほどから言う、この住宅政策もしかし、

琉大には専門もいるし、そういうのもぜひこの教育だけではなく、いろいろな農地のこともしかりですけど、それも活用したほうがいいのではないかと思います。そこはどう考えますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

120名が少ないのではないかとこの御指摘がございます。これにつきましては総合戦略を策定する時点におきまして、担当課等のヒアリングを通しまして120名が妥当であるということで目標を掲げているところでございます。それから琉大の活用ですけれども、琉大生をボランティアとして活用を今後とも行いたいと考えております。これにつきましては、これまでは教育学部の学生を中心とした本村への派遣ということでございますが、今後はほかの学部の学生も本村に派遣していただいて、出前の実験講座、あるいは企画段階から学生の参画を促していきたいと考えております。それから、より充実したプログラム、イベントの実施を目指していきたいと思っております。さらには農業や観光等のさまざまな分野におきまして、中城村を研究活動の場として活用してもらおうような、そういう働きかけも必要であると考えております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひ琉大生をいろいろな形で支援に入れていただき、またいい村づくりにぜひ頑張ってほしいと思います。

次に既存企業の支援ですね、先ほど企業立地課長から答弁をもらいましたけど、産業の高度化とかですね、このビジョンにもいろいろいいことが書かれていますけど、4次構想もしかりですけど、ビジョンとか構想的なものが書かれていて、なかなか取り組みが進まない。本村が経済面、企業面で少し業者が少ないことは、企業が少なくはわかりますけど、もっと違う形で企業支援とか誘致は取り組むべきものではないかと思うんですけど、これが実際には、今

MICEがマリンタウンに来ますけど、それをMICEの前にまた別の企業が来る予定があったんですね。そこはどうかという検討をしてくれということもありました。そういう企業が、大きな土地を求めている企業もいっぱいいます。そういう企業が中城村に来れば、またいろんな形で活性化すると思うんですけど、そういう取り組みとか、そういう大企业的な企業の誘致とかは考えていないですか。まだ当たっていないのかな。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

企業誘致の基本的な考え方なんですけど、金城議員も御承知だと思いますが、中城村が抱えている課題としましては、やはり企業誘致をするためには、新たな市街化区域への編入を検討しなければならない。現状のままの企業誘致は、大型な企業誘致は難しい状況であると。法的に制約があるということで、難しい状況であります。御承知のとおり企業誘致がなされると2次産業、3次産業への村民への雇用機会の創出等も図られてくると考えられております。MICEが西原町、与那原町に来ます。それを踏まえて中城村も国道329号バイパスの建設が進むものと考えて、それと合わせて新たな市街化区域の計画も伴うのではないかと今考えています。その市街化区域の中で工業地帯に近いところについては、我々企業誘致の分野からも要望をしていきたいという考えを持っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひ中城村が活性化するような企業、またMICEにより地域設定もして、そういう企業誘致をぜひお願いいたします。

それでは次の普天間川の件に移ります。課長

から答弁がありましたけど、中部土木の管理であるということは重々承知しております。しかし、先ほど課長のところには配りましたが、この写真ですね、これは北中城村の普天間川の石平の地域です。これが生活道路も少し絡んで、そうじゃない河川管理道路まで桜並木なんです。これは宝くじ助成金で設定されたものなんですけど、こういった感じで河川の周辺も一部、石平は普天間川であると思うんですけど、それが取り組まれている状況で、中城村はどうしてできないのか。それとこの普天間川、私も先日、ちょっと普天間川を探索してみたんですけど、この管理道路が歩ける状態のところは登又の一部だけです。そこから高速の周辺の整備された道路もそこだけです、管理道路で歩けるところは。それ以外はほとんど通れない管理道路。そこは中部土木の管理ではあるんですけど、実際、こういった雑草で管理もできないような管理道路というのはあるのかどうか。これを村としても、要するに中部土木にぜひ歩けるぐらいの管理道路にはしてほしいのですけれども、そういう取り組みをした中で、この桜とか植樹帯も可能だと思うんですけど。この石平の桜も管理体制に邪魔にならないような管理で植えられています。その取り組みはできると思うんですけど、中部土木の管轄ではありますけど、都建課長、何か答弁できますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の写真を見る限り、これは石平を高速から見たとき、普天間川の上流部に当たりますけど、ここは石平家人衆会（イシンダヤーニンジュ会）ということで、石平の部落が集落で中部土木の維持管理も断らないで2005年に、これは平成17年、320本の桜を植えています。その後で中部土木もいい管理ができたということで表彰されている経緯もあります。それで今、章議員が言うように登又近辺あるかもしれないけれども、

その辺は登又の集落が一緒になって桜並木をつくるということになればできるかなと思っています。まず、今、県の維持管理班に聞いてもですね、県道146号線、県道35号線の草刈の維持管理もできない状態です。管理道路を人が通れるようにするため、恐らく今の維持費の予算内の範囲では、そこまで回ってこないと思っています。その辺も踏まえて、石平家人衆会がやっている取り組みができればいいかなと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 私はこの桜もそうですが、前はコスモスを植えてきて、やっぱりこういう花とか植樹には観光につながってくるものがあると思います。今やっとなつブキも前から公園体制、ハンタ道の周辺とか、前から話はしていて、今グスクの会が取り組んでいる状況で、ハンタ道もつブキを植えている。このつブキを植えたら、つブキの咲くころには、またそういう観光団も取り寄せられると。この河川敷はまたハンタ道とは違う雰囲気があるんですね。普天間川の川の流れですね、せせらぎの音を聞きながら、この参道もすばらしいものがありました。少し回ってみたところ、意外と北上原もいいところが、登又もいい感じのところがあります。それとまた高速がカバーして谷間になっているものですから、桜は十分育つと思う環境なんです。これも課長が、この地域と一緒に取り組むという、私も一緒に取り組みたいと、これには一緒に取り組んでいきたいと、できるのであれば、本当に取り組んでいきたいと思っています。まずはこの管理道路の整備だけはさせていかないと、そこからは取り組めないです。ぜひこの管理道路を雑木、雑草、その撤去だけは申し入れていただきたい。そしてまた、中城村に新たな観光名所ができると思っております。ぜひこの取り組みもお願いします。

次ですが、当間の農協下ですが、そのクラン

クはぜひ課長に考えていただきたいと。毎年、農林課がしゅんせつしているのを見て、しゅんせつした後に大雨で、また土砂が堆積すると。そのイタチごっこで、河川の整備をしないと、毎回毎回しゅんせつして、どうかなと思っています。この件は、この排水、同じようなクランク型のところが南浜にもありますよね、北浜ですか、そのほうもぜひ何か考えて整備しないと、また向こうも詰まって、整備ができないんだと思いますけど、ぜひ村内一円のこのクランク型の排水路はどうか見回って点検するなり、整備するなり取り組んでいていただきたいと思えます。

続いて庁舎建設ですが、Bゾーンですか。先ほども大城議員のときに答弁がありましたけど、もう一度だけ。そこと吉の浦会館の近くですか。そことの何が原因で、要するにここに決まったのか。要するにメリット・デメリットが挙がって、その立地条件ゾーンが決まったのか。どういった感じで決まったのかだけ。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほど大城議員のときにもお答えしましたけれども、繰り返しになるのですが、この3地区を比較したのが利便性、防災性、実効性、この3点、大きく3点で比較しております。一番評価が高かったのが、このBゾーンということで、この中身については防災性、利便性、全部評価が高かったということでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 このBゾーンですけど、そこは先ほどの答弁に課長は4次構想の中では、吉の浦近辺に全部集約するという公的施設ですね。そういう答弁もしていました。私が吉の浦会館周辺に役所を設置してほしいというのは、その集約化です。これどうしてかという、駐車場の面がどうしても気になるんです。今、駐

車場はがらがらだと。何かがあるときに駐車場が満杯になると。それは集約しないと、今のゾーンでも、吉の浦の近隣だという考えですけど、500メートルかな、それぐらいの差ですけど。そこに詰めて、また今のこのBゾーンは職員駐車場まで相当気になるんです。もっと用地が必要になってくる。駐車場面積も単独でやる割には大きくとらないといけないと思いますけど、その面の予算とか、そういうのはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、御質問の駐車場の件ですが、この庁舎建設の予定は6,800平米、この中に職員の駐車場も含んでいると考えています。あと一つは、その集約化というお話がございましたので、この集約化の中にも、このBゾーンが含まれているということでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 この集約化の中で、やっぱりBゾーンが含まれている課長の答弁ですけど、集約化というのは、本当の利便性だと私は思っております。今、沖縄の車社会で、この距離を毎日歩いてやっているのかどうか。そこはもう一度考えていただきたい。

それと、庁舎建設の予算をつけた段階から、建設関係にみんなから了解を得たとか、そういう声もあります。しかし、今これが熊本の地震で倒壊した庁舎ですね、これを見ていただければ、これは中城村の庁舎よりもっと立派な庁舎です。写真で見ただけでも。それでも、こういうふう倒壊して、たまたま就業時間外だったから犠牲者は出なかったと思いますが、当村の実情を見たら、早急に庁舎はつくるべきだと思うんですけど、それでもまだ場所決定とかをやって、設置場所はまだこれからですよ、ゾーンだけで。早目に決めて行って実行もしないと、設計予算はちゃんと乗っかって、この予

算で認められたんだから、早目につくらないと、この状態よりもっとひどくなりますよ。早目に庁舎建設はどうしても取り組まなくては行けないと。これは毎回私は質問のたびに言うんですけど、これは20年前から取り組んでやっと思えるという段階で、私も議論も大切だと思いますよ。しかし、最終的に現実を考えているんなことを進めていかないと、これが要するに村民のためだと。決定も。決定を下すときには、はっきりと決定を下して、それで進めていくんだという方向に持っていけないと、議論して別の見解はいいと思います。20年前から庁舎建設がありながら、どんな議論がまだまだ残っているの。皆さん、村長、もっと早目に、本当でしたら庁舎の建設場所も村長とか課長会議でも決定して、先に進めていくべきだと思うよ。前回、12月にはその天井も落ちましたよね。そこをまた補修も入れて。一番先にこの議会が潰れるんです。議場が。もっと早目に進めて行ってほしいと。場所を決定して、この庁舎建設の設計に入るのはいつになるのか、どうですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

少しスケジュールのほうが遅れているのは本当に申しわけなく思っていますけれども、今、ゾーンの中から具体的な位置は決めるということですので、決まった暁には皆さんに報告したいと思っております。その後基本設計に入るということになります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 早目の施工をやっていただきたい。

もう1つだけ、村長に。この若手のプロジェクトチームですね、そこがこの決定場所がそこだと。この若手に要するに村長が希望するものと、これから新しい庁舎ができてくる。その若手のやる気を育てるために、どんな庁舎にしたいのかだけ、一言もらいます。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

どんな庁舎かと言われましても、若い皆さんにプロジェクトチームを組んでもらって、皆さんの意見を尊重していきますよということを私は、そのプロジェクトが発足したときに話をさせていただきましたが、要は、いろんな一長一短があるわけですよ。その場所選定については、もちろん私も課長の皆さんも、もちろん村民の皆さんも含めて、いろんな一長一短があって、こうだ、ああだという話はあるはずですよ。しかし、一番長くその場所にとどまる人たちの意見を尊重しようということで、特に20代、30代の職員の皆さんは、今後、場合によっては40年近く、30年から40年、そこである意味で住むわけですから。ですから私は、そのときに自分の家をつくる気持ちでその場所選定や設計にも取り組んでくれと。あなた方のものどとして頑張ってくれと。これはモチベーションもそういう意味では上がってくるものだと期待もしていますし、また、若い皆さんの発想でいろんな発想が出て、もちろん最終決定を下すのは私ですが、私としては、そこを法律的な分野、あるいは制度的な分野、余りにも極端にかけ離れていないかどうか。これは私も長く生きていますから、経験則もあるわけですから、そこら辺のアドバイスだけをさせていただきますけれども、基本的には若い人たちの思いと発想で、場所も庁舎もできてくれば、私は村政の発展につながるものと信じております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 やはり若い方々が場所も決定した、今、村長がおっしゃるとおり、本当にいい庁舎を早目につくって、この古い庁舎で心配しながら仕事をやるのではなくて、新しく安心できる庁舎を、また若いメンバーが中城村のために一生懸命頑張るんだという、いい庁舎をぜひ早目につくっていただきたいと思いま

す。これで一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時00分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

仲座 勇議員の一般質問を許します。

○13番 仲座 勇議員 皆さん、こんにちは。13番、仲座でございます。議長のお許しが出ましたので質問させていただきますが、ちょっと文言の足りない部分がありましたので、皆さんの御了解を得ながら、付け加えていただきたいと思っております。移動交番の件ですが、2行目の抑止力とありますけれども、その前に「犯罪の」という文言を入れてほしいなと思っております。御協力お願いします。

それでは質問に移させていただきます。移動交番の件。①糸蒲公園内にパトロールカーの駐車場設置の件で休憩待機し、犯罪の抑止力も高まり安心、安全のためにも設置の要請をお願いしたいと思っております。②立て看板の設置等を伺います。

大枠2番、空調補助金の件。うるさ度合いが3、4級の設置で廃止になりますが中城村内の施設の現状と対策等を伺います。

大枠の3番、護佐丸バスの件。①曜日及び運行時間等を伺います。②費用対効果を伺います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては教育委員会のほうで、大枠3番につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきますが、御質問の大枠2番の空調補助金の件、これは新

聞紙上でも大変大きな問題となっておりますけれども、大変ゆゆしき問題だと思っております。本村もこれから対象になるような箇所も出てまいりますし、また、こういうことで徐々にと言いますか、いろいろな形で財政を圧迫していくということにつきましては、やはりいろんな機関を通じながら、いろんな団体との協議もしながら、断固たる反対の意思を示して、またそこがこういう補助金の廃止などがないような形で、執り行えるように鋭意努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 仲座 勇議員の御質問、大枠2についてお答えします。なお、詳細については教育総務課長から答えさせます。

中城村では、防衛施設周辺防音工事の維持費補助金を受けている施設が、小学校3施設・中学校1施設、吉の浦保育所1施設、合計5施設ございます。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは仲座 勇議員の質問にお答えいたします。

糸蒲公園内におけるパトロールカーの駐留警戒については、宜野湾警察署地域課と現場確認を行いました。駐留の要望について協議を行いました。公園敷地の一部をパトロールカーの駐車場所と提供できる場合は、積極的に駐留警戒を実施することが可能になるとの回答を得ることができましたので、駐留場所の選定、設置については、効果的な場所を選定し、都市建設課と連携しながら早期に実施できるように調整していきます。また、パトロールカーの駐留について、立て看板等を設置し、住民や通行車両、公園利用者などに広く周知していきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

空調補助金の維持管理費につきまして、今回、防衛施設局の防音補助事業の交付要綱の変更で、平成28年度以後に改修・新築工事を行う場合、3級、4級の施設に対しては維持管理の補助は行わないとの報告がありました。現在、中城村の施設は津覇小学校・中城小学校が2級、その他の施設は3級となっております。今度改修・新築工事を行う場合は新たに騒音測定を行い、等級を決定していくとのこととあります。対策としましては、県の教育委員会で、この防音補助事業の要綱変更に関心を感じております。関係市町村の課長会議を開いて各市町村の意見を取りまとめおります。それで防音工事に係る維持管理補助要綱の見直しを県・関係市町村一緒に行動し要請していくこととしております。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 護佐丸バスについてお答えいたします。

護佐丸バスは現在、月曜日から金曜日まで運行しており、土曜日、日曜日などの休日は運休としております。運行時間は朝は2便、午前6時50分、7時41分に久場琉大線、伊集普天間線を主に通学・通勤用として運行しております。また、日中は午前8時40分から午後5時までの間、伊集回り線、久場回り線、それぞれ5便を運行しております。運行時間につきましては、伊集回り線が午前8時50分、10時40分、午後1時30分、午後3時10分、午後5時の出発時刻でございます。久場回り線につきましては、午前8時40分、午前10時20分、午後1時2分、午後2時50分、午後4時40分でございます。所要時間につきましては、おおむね1時間30分でございます。

次に費用対効果についてお答えいたします。費用対効果としましては、必ずしも数値的にあらわせるものではございませんが、護佐丸バスの運行により、これまで本村の課題であった公

公共交通の脆弱性が改善の一途となっていると考えております。特に通学用として活用している児童・生徒や学生が多数いらっしゃいます。このことから、村民の子育て支援の1つとしても考えられ、また、これまで送迎を行ってまいりました保護者の負担軽減にもつながり、効果は高いものと認識をしております。しかしながら本格運行をして間もないため、今後は課題等の改善を図りながら、安定的な運行ができるよう努めてまいります。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 以前から交番の設置ができると思って頑張ったのですが、担当が変わって中身が変わってしまった。平良さんという方が数回、私と面談して情報交換をやっています。その中で、普天間交番所長の長山さんも加えて一緒に情報交換をやっていますが、課長も多分一緒だと思います。その中で、一番早い方法を考えようという提案がありまして、移動交番のほうが早いよと。結果的には余り内容は変わらないよという話で、こっちのほうで何とかお願いしたいなと思っていますので、そういうことで、今のところ役場のほうはどういうお考えですか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

これまでも何度か交番については要請してきていたのですが、やはり実情が厳しいということで、まず現在の係長が、まずできることからやっつけようじゃないかという方向性を示してくれたものですから、パトカーの駐留待機所、まずそこからやっつけようということで、今回、話も進めている状況です。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 ちょっと質問の中にはなかったと思うのですが、都建課長に1つだけお聞きしていいですか。糸蒲公園のところに駐車場をつくる際には可能性ありますよね。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

都市公園法では占用して交番の設置ができません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 今、課長もお聞きだと思いますけど、連携してもらって早目にできるように、いい返事を聞かせてください。できるような方向性で、早目にいい返事を聞かせてください。お願いします。

2番目に移ります。空調補助の件ですが、これは中城村では5施設だという話でしたね。対応としてはいつごろからやる予定をしていますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えします。

これは期間はございません。今度改修もしくは新築をする場合に、その後から維持費がなくなるということでもあります。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 今の課長の答弁では、既存の建物はそのままということですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 議員のおっしゃるとおり、既存の建物は、そのまま維持費は継続いたします。これを改修したり新築した場合にのみ維持費がなくなるということでもあります。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 課長、今の答弁では中城村はその条件に当てはまるのではないということですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 現在は該当するのではありません。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 新聞紙上などでは、中城村は1,000万円ぐらいの補助金のカットがあるのではないかと。やはり負担が多くなるの

ではないかという新聞報道などがあつたのですが、課長の今の話次第では負担はなしと。あらゆる関係者と協議して、廃止がないように御協力をお願いします。

大枠3番に移ります。今度も1,900万円余りの補助金が出ていますよね。幾ら出ていますか。昼は利用者が少ないのではないかという話がありますが、時間的に今は大体2時間越しぐらいですけど、この間隔を延ばしたり、あるいは土日は観光客も含めて利用するという方法はないですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

日中の間隔をもっと延ばすということは、日中の便数を少なくするというで理解しておりますけれども、今、議員おっしゃるように2時間に1回程度、約1時間半かけて村内を一周している状況です。さらには土日の利用ですけども、土日につきましては、これまで実験運行、あるいは実証運行の場合に土日も運行してまいりましたけれども、やはり平日に比べると利用者が少ないという、そういう現実があつたものですから、土曜・日曜については運休をしているところです。先ほどの答弁と重複しますが、まだ運行間もない、一年もたっていない状況でございますので、あとしばらくはこういう状態で運行させていただいて、今後課題がありましたら、それを改善していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 今、予算的には厳しいのではないですか。費用対効果は、一年では結果は出ないですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、費用だけで考えると確かに厳しい面はございます。効果としましては、先ほども答弁いたしました、

子育て支援の1つにもなっていると。さらには保護者の負担軽減にもつながっているということで、そういう意味では効果はあると考えております。経費だけのことを考えると大変厳しい状況であります。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 デマンドタクシーが利用価値が多いと思うのですが、この大型バスなどは、独自で村で買うようになっていますけれども、余計負担がかかると思うし、運転手なども他市町村の方もいますよね。地元の人を採用するとか、村で運営する方法を考えたことはないですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

全く考えたことがないということではございません。村が運行した場合に運行管理者、あるいは整備士、そういうもろもろの路線バス会社が現在担っている、そういう部分の確保が必要になってきます。総合的に判断して委託をしたほうが良いということでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 課長、やっぱり昼はちょっと少なすぎると思うんです。結構、空車が走っているよというニュアンスが地元から多いです。そこを何とかできる方法はないですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

御指摘のとおり、日中の乗車が少ないということは我々も認識をしているところでございます。それに対する対策としましては、やはり広報、住民への周知、それをこれまでもやってきたつもりではありますが、今後もそういう周知を通しまして利用者の増につなげていきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 多分、伊集とか久場とか、朝晩の子供たちの利用が相当あると思

ます。そういう方法で、通学バスに切りかえとか、あるいは一緒にやるとか、そういう方法、使い勝手が厳しいですよ。そこのところも含めて、一緒に考えるべきではないかと思っておりますが、どう思いますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

どうい方法が村の公共交通を維持するためにいい方法であるかどうかというのは、常に今後も検討しなければならないということで考えております。先ほども答弁しましたけれども、まだ運行間もない、一年もたない運行期間でありますので、しばらくはこの状態を続けさせていただいて、今後、いい方向で検討していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 ちょっと拍子抜けかもしれませんが、一般質問はこれで終わります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で仲座 勇議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休 憩（13時53分）

~~~~~

再 開（14時05分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣博正議員の一般質問を許します。

○12番 新垣博正議員 ハイサイ、議席番号12番、新垣博正です。質問に先立ちまして、先ほどほかの議員からもありましたように、浜田村長、3期目の当選おめでとうございます。2期目に続いて無投票の当選ということではあります。村民の信任を得て負託されたものだというふうに私も理解しておりますので、ともども頑張っていきたいと思っております。そして2名の議員の方も、当選おめでとうございます。ともに議会の立場からまた政策提言、そしてまたチェック機能という役割を果たしていきたいと

いうふうに思っております。

それでは通告書の順に従いまして一般質問を行います。まず大枠の1番のほうです。役場ホームページの情報発信についてであります。

①発信する情報の更新の基準はどのように設定されているかをお伺いいたします。

大枠の2番、米軍人、軍属の村域居住の実態についてお伺いいたします。村域に居住する米軍人、軍属関係者は、何軒で家族を合わせて何人住まわれているのかお伺いいたします。そして、その所属の内訳をお伺いいたします。独自に定期調査をして情報を常時公開すべきと思いますが、所見をお伺いいたします。そしてYナンバーの村域での台数をお伺いいたします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番も大枠2番も企画課のほうで答えをさせていただきますが、私のほうでは所見といたしまして、御質問の大枠2番、軍人軍属の村居住の実態ということでございますが、私の思いからお話させていただきますと、この御質問にある条項全て地位協定に関わる問題だと認識しておりますので、地位協定の改定、あるいは地位協定の改善と申しますか、それが必要であるでしょうし、また大きな壁になっているというのは事実でございます。所見的な話をさせていただきますと、この件につきましては、せめて現在の外国人登録、言うなれば基地の外に住んでいる外国人は、みんな軍人・軍属以外は住民票で外国人登録をするわけですから、せめてこれぐらいは、地位協定云々ではなくて、当たり前に行っていたとしてもいいのではないかというのが、私の思いでもありますし、また、これだけではなくて、今回のうるま市の事件も含めた意味では、地位協定の改定は大いに今回、県民挙げてやるべきものだと思っております。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 ホームページの更新基準についてお答えいたします。

本村ホームページにつきましては、行政情報を村民へわかりやすく伝えるため、平成25年にリニューアルを行い、同年9月から公開しております。平成27年度は105件の情報発信を行っており、延べ17万8,000人が閲覧をしていただいております。記事の内容につきましては、イベントなど即時性のある記事につきましては、新着情報として掲載し、事業計画書や統計資料等につきましては、各課の専用ページへ掲載し、情報の種類により掲載場所を分けております。ホームページに掲載する記事の掲載基準につきましては、村の広報紙である「広報なかぐすく」と同様の基準で記事の内容を精査しております。また、村政情報以外の記事につきましては、官公庁や公共団体などからの掲載依頼を受けたものを掲載しており、広報紙との整合性を図るようにしております。現在発信している情報につきましては、時節柄の情報につきましては、時間が経過しますと自動的に更新することになっております。事業計画書や統計資料等につきましては、各課の専用ページに各課の判断により掲載を継続しております。さらに村が重点的に推進している事業につきましては、トップページにバナーを設け、優先的に掲載をしているところでございます。

次に、米軍人・軍属の地域居住等の実態についてお答えいたします。現在、米軍人・軍属の村内の居住実態につきましては、世帯数、家族を合わせた人数、所属につきましては把握しておりません。沖縄県知事公室基地対策課が発刊しております統計資料「沖縄の米軍及び自衛隊基地」によりますと、平成22年度末が67名、平成23年度末が93名となっておりますが、それ以降につきましては、統計資料に掲載されてい

ないことから、把握をしておりません。また、状況を確認するために沖縄県へ問い合わせをしましたところ、平成23年度を最後に居住実態は県のほうでも把握していないというこの回答を得ております。村としましての独自調査につきましては、住民の安心・安全の確保に、村としてどのようなことができるのか、今後検討したいと考えております。

Yナンバー車につきましても、沖縄総合事務局陸運事務所に確認を行いましたが、所有者の住所が米軍施設内となっていることから、村域での台数につきましては把握しておりません。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細の質問を行います。

ホームページの中で、各課で専用ページを設けているということでありました。各課の判断ということで答弁をいただきましたが、それでは確認したいと思いますが、教育委員会が管理しておりますページの中で、文化財のサイトというのがあると思うのですが、ここは更新の最終はどのあたりでやられたのかを確認したいと思います。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

大変申しわけありませんが、この更新についての最終は把握しておりません。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 文化財サイトについて閲覧してみますと、戦争遺跡も文化財に指定したのが約2年前に指定されてきたと思うんですけれども、161.8高地、私もたびたびこの場で取り上げてまいりましたが、この戦争遺跡についての文化財は、ホームページ上では更新されていないようですが、その辺はなぜ更新して載せていかないのか、その理由をお伺いいたします。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（14時14分）

~~~~~

再 開（14時15分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えします。

今、議員の御指摘にもあった内容も含めて、生涯学習課、特に文化財についても、どの内容を更新していいかというところで今、確認はとれていませんけれども、御指摘のあったように、改めて村の文化財として指定を受けている内容については、ホームページで掲載していくべきだと考えますので、早急に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 これは単純に認識していなかったとうことでいいですか。あまりよくないですね、そういったのは。新聞紙上でもこれだけ取り上げられて、村内外に発信されている情報であります。そして特に今月は沖縄戦終戦から71年目という年の月に当たります。そういったときに、平和行政を鑑みる際には、やはり内外に発信していくというのは努めではないかと思っておりますので、こういったところは怠らないように発信して行ってほしいと思います。そして企画課でほとんど管理はしているようですけれども、できたら教育委員会も独自でホームページを立ち上げて、自由度を高めていくという考え方が私はいいのかなと思ったりもするのですが、その辺についてはどう考えるか、お伺いいたします。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（14時17分）

~~~~~

再 開（14時18分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

御指摘のありました教育委員会でのホームページの立ち上げについてですけれども、教育委員会で別にホームページを立ち上げると費用と、あと作業量等が別途同じようにかかっていると思いますので、今御指摘のあったように自由度を高めた、内容の濃いホームページの展開に心がけていきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 費用の問題であれば、その辺をしっかりと解決していけば大丈夫かなと思うんですけれども、やはり性質が、多少、村長が所管する部分と教育委員会、教育長が所管する部分というのは、タイプがある意味違う部分が結構あると思います。そういった意味では、村民に発信するという意味合いにおいては、村民がわかりやすく閲覧できるような形に持って行ってもらえればと思います。せっかく護佐丸歴史資料図書館もオープンしましたし、そういった意味では、村民が知りたい情報というのが結構埋もれているのではないかなというふうに思いますので、その辺はぜひ意識の中で新しい情報、あるいはまた村民に伝えていきたいという情報があれば、せっかくホームページがあるわけですから、アップしていただければと思います。特に慰霊の日を境にして、いろんな平和を考える月というところも期間限定で、こういったサイトも教育委員会で考えてはどうかと思うんですけれども、その辺についてはいかががお考えか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、新しい情報、これが今、滞っているところがありますので、早目にこういった情報を皆さんに発信できるように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 これは要望ですけれ

ども、今、教育委員会では戦前の地図起こしを一生懸命やられていますよね。そういったものも村民、先輩方はとても喜んで、懐かしみながら次の世代に、こういった戦前のあった姿というのを伝えるということもよくやっているようですので、そういった情報もホームページ上で閲覧できたりすると、なお一層広報紙も価値が相まって高まっていくのではないかなと思いますので、ホームページの有効な活用というのを今後ともいろいろと努力していただきたいということをお願いしまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

2番目の米軍人・軍属の居住実態についてですが、67名から93名ということで、前回、いつでしたか、私が二度ほど聞いたんですけど、あのときは六十数名だったというのを記憶しておりますが、村域でもふえる傾向にあるということを知ることができました。それでも詳細の中身というのは、ほとんどシークレットで、この数字が本当に正しいかということも確認しようがないというのが実態だと思います。それだけ米軍人・軍属というのはどこに、悪い言葉で言えば潜んでいるかわからないというような言い方しかできないのかなと、とても残念でもありますし、また村民にとっては至極不安な部分があるかなと思います。なぜこの質問をするかといいますと、皆さんもこれは御承知のとおり、せんだって卑劣な事件が起こったのは、今でもニュースで毎日のように報じられております。亡くなられたうるま市の島袋さんには、心から哀悼の意を表してお悔やみ申し上げたいと思います。この事件をニュース報道で伝えるのを聞いておりますと、まず特徴としては、元海兵隊の軍人であったと。そして今は軍属として嘉手納基地に所属していたということ。そして、この人は民間に居住している。与那原町内にいて、ほとんど地域に溶け込んでいるような地域に住んでいるというのを聞かされた場合に、非常に

びっくりしますよね。中城村にも同様な軍人・軍属が90名以上住んでいるということをお聞きすると、一体どこにどのような人たちが住んでいるのかなというふうに村民が不安に思うのは、至極当然だと思います。今回の事件を聞いた場合に、もうこれは他人事じゃないなど。中城村は基地所在市町村ではないんですけれども、軍人がこれだけ住んでいます。そして、今回の事件は繁華街で起こった事件でもありません。普通にこの女性はウォーキングをするために出かけて行って、背後から襲われたと。そしてこの事件はまた用意周到で、刃物も準備したり、あるいは犯罪に使われた凶器の棒も準備したり、あるいはまたスーツケースであったり、数時間にわたって襲う人を物色していたというような情報を聞きますと、本当に計画性、あるいはまた軍人が起こすようなタイプの事件かなというふうに思って、衝撃を受けるのです。そして、これまでの事件というのは繁華街で酔っ払って起こしたという事件が大半でありました。しかし、今回の場合は、奥さんもいて子供さんもいるという身で、しっかりと一軒家を所有しているというような方が、このような事件を起こすというのは、これまた本当に衝撃で、いつ何時、本村においても同様の事件が起こらないとは限らないし、起こる確率のほうはむしろ高いのかなと思ってしまうような状態であります。

それでちょっと村長に伺いますが、警察官を、菅官房長官は100名体制で犯罪の防止対策を講じるというふうに明言しているようですが、本村域でのパトロール計画等の打診はあったのか。そして、このような犯罪防止対策で効果が上げられるというふうに御認識があるのかどうなのかも含めて、村長の考え方をお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今現在におきましては、先ほど御質問のパトロールカーでの巡回とか、そういうのをふやし

ていくという部分の通達というか、お話はありません。それはひとつ御答弁させていただきませんが、それと、そういったことが犯罪防止につながるのかという御質問だと思いますけれども、抜本的にはこれは、恐らく変わらないだろうなという気はいたします。多少は何らかの犯罪抑止力という意味では、少しはあるのかなとは思いますが、しかし、これは抜本的な解決にもつながりませんし、冒頭でもお話ししたとおり、今回の事件もそうですけれども、過去の案件から全部、もうそろそろ我々ウチナーンチュも、この地位協定も含めた米軍基地のあり方、真剣にこれは「ノー」は「ノー」だと。あるいは、これから改定すべきものはこうだというようなことを、心を一つにして意思表示をしていかななくてはならない、当然のことではあるとは思いますが、それをもっともっと機運を盛り上げてやっていくべきではないかなとは思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 私も同感でありまして、100名体制組もうがですね、気休めかなというふうに思ってしまうわけです。なぜかといいますと、沖縄に駐留する米軍人・軍属、家族を合わせたら5万人というふうに言われております。これは去る5月27日の議会の中でも、意見書の中にも文言で盛り込まれておりますが、在沖米軍のローレンス・ニコルソン四軍調整官は、「沖縄にいる米軍人、家族、軍属、合計5万人を代表して」というふうな発言で被害者に対して謝罪と綱紀粛正、再発防止の約束をしたということがなされておりますが、我々議会もですね、これまでも幾度となく意見書、抗議決議というのを決議してまいりました。聞くところによると、沖縄の今41市町村ですか、かつては53ありましたが、戦後ずっとこういった似たような決議をやってきて、もう6,000回、7,000回というふうに数えているというふうに新聞報

道ではなされたことがあります。これだけ再発防止という言葉、あるいはまた綱紀粛正という言葉も、本当にむなしく聞こえて、こっちが使うのが嫌になるというような思いがしてなりません。そういった意味で、初めて本村議会では「在沖米軍の撤退」という言葉を使いまして、全会一致でその意見書と抗議決議を採択してまいりました。ただ単に、米軍を信じて再発防止、そして「ちゃんとした教育をなささいよ」という程度では、多分やらないだろうと。むしろ、逆に沖縄の人たちを、方言で言うと「ウシェーテル」と言うのかな、そういった態度でこれまでやってきたんだらうなというのがあらわれていると思います。この事件後に、すぐまた飲酒運転で女性の兵士が交通事故を起こしていますよね。その期間中にもかかわらず。ですから、こういったものは基地の撤去以外は方法はないんだらうなということに、本村議会は結論に達したというふうに私は思っております。中にはよいアメリカ兵もいるとかという発言をする方もいます。そういった話を聞くと、それでは悪いアメリカ兵はどこにいるのかということ逆を聞きたくになります。そういった見分け方があるのかということも聞きたくになりますし、本当にこういった発言をすることは、くだらないようなコメントだというふうに思います。こういった事件があるたびに、本当に沖縄の人たちは心を痛めて、声も失ってしまうというような状況であります。そういった中で、今月の19日には奥武山陸上競技場で被害者を追悼しながら、この蛮行を糾弾するという県民大会が開催されます。そういったところに私たちも参加をする予定ですが、ちょっと質問をまた進めさせていただきますが、この軍人・軍属の子供たちが公立の幼稚園、小学校、中学校等に通園・通学する希望があれば可能なのかどうなのかをお伺いいたします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

外人登録がない場合でも、申請があれば村立の学校に通うことは可能であります。しかし、中城村には今現在そういう方はいらっしゃいません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 可能という答弁をいただきましたが、これも幸いと言っていいのかどうかのかわかりませんが、本村にはいないと。私の知人の議員の読谷村では、そういった状況があるということを伺っております。ですから、割に我々の身近に米軍は存在していながら、事件の抑止といいますか、防犯については非常に政府も手をこまねているし、また、真剣にやろうとしないという状態に追い込まれているようであります。そういった意味では、かつて沖縄では終戦後、自警団による自主防犯体制をとって、自分たちで身を守るというような活動をされたということを、よく先輩方から聞きます。今日においても、ある意味沖縄では自警団的な、自主的な防犯体制をとる必要に迫られてきたのかなというふうに日々、実感しております。特に、本村は海岸線とか南上原の歴史の道周辺では、ウォーキングをする方々も見受けられます。今回の事件もウォーキング中に、先ほど言いましたとおり起こった事件でありまして、本村においてもそういった類似の犯罪に巻き込まれないかなというふうに気にもなりますけど、ウォーキングをやめなさいとも言えないし、この辺が非常にジレンマでありまして本村では、地方自治体では、この事件に対して、ただ単に手をこまねているだけでも済まないと思いますので、ぜひ独自調査というのをもう一度、どのような体制といいますか、調査方法ですることが可能なかをお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁で、独自調査につきましては住

民の安心・安全の確保として、村としてどのようなことができるか、今後検討したいというようなことで答弁をいたしました。ところが、こういった方法で調査ができるのかということも今、わかりかねております。今考えられるのは、米軍人・軍属、みずからこちらのほうでそういう申し出をするということ以外の方法があるかどうか。その辺もまだわかっておりませんので、どのようなことができるかということの具体的な答弁は、この場ではちょっとできないと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 ぜひこの辺は県とも調整しながら、これは自分たちの身は自分で守るというような状況に、ある意味追い込まれている部分があるかと思っておりますので、法律の縛りがないのであれば、目視で確認していく方法が一番ベターかなと思ったりはするのですが。以前にたしか、ごみ収集をするときに目視で確認しているというようなお話も聞いたのですが、そういった手法というのは今後も続けられるかどうかを確認したいんですけど。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

御質問の中で、過去の調査の方法というふうなことの御発言がございましたけれども、今、逆にそういうふうなことをやった場合に、米軍人・軍属、あるいは家族の人権的、あるいは倫理上、そういう問題が発生してくる可能性が出てくると思っております。非常に難しい問題であると認識をしております。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 これは何か公開したら法律に触れる部分がどこにあるのですか。根拠法があるのですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

公開という前にですね、実は調査をする上で、

人権上そういうことが可能かどうかというのはまだ調査しておりません。ですから、どういふふうなことができるのかを今後検討したいといふふうなことでございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 これ、人権上と言いましたけれども、我々も人権がかかっているんですね。村民の命というのも人権がかかっているからこそ、こういった質問を私も取り上げているのでありまして、米軍人の所在を明かす程度の人権であれば、大したことはないのではないかと思います。我々、ゼンリンの地図にもちゃんと明記されています。我々は住民登録されていますから、閲覧しようと思えば選挙人名簿もしっかりと閲覧できて、私たちの名前とか住所とか、家族構成なども調べることは十分可能なんです。それは人権上の問題ではなくて、十分公開できるような範囲内でありまして、米軍人が特別扱いするという意味はどこにもないんじゃないかと思いますし、細かく詳細に名前とか、そういったものまで明かしていきなさいということではなくて、数的な問題とか、おおよそどの辺に住んでいるというのがわかるぐらいでも明かせるんじゃないかなと思いますし、せめて先ほどいいましたホームページに、この93名は中城村に住んでいるよということを村民に知らしめるというようなこととか、広報紙の中で、村民に軍人・軍属は中城村内にもこれだけいるよと。Ｙナンバーの車両も、もし調べられるのであれば、これだけ走っているよということを常に公開していったら、米軍は戦略上、ローテーションを組んで移動していきますので、その数字は定期的に動くとは思いますが。そういったものも含めて、より詳細に公開できる分は公開していったら、住民の安心・安全を図っていくということに努めていくのは、これは地方自治体でしかできないかなと思っています。国がやらないんですから。多分、外務省でも専門

の書物を読みますと、日本にアメリカ人が何名いるのか誰も知らないと言われていています。特に、この軍人については全くわからない。米軍に照会して初めて、米軍からの回答を待ってその数字が明らかになる。それがまことなのかうそなのか、全く誰も調べるすべがない。うのみにして、その数字を確認したものを日本政府、あるいはまたそういった機関が発表しているにすぎないんです。そういった意味からすれば、人海戦術を交えてでもいいですから、今後より村民がわかりやすく、この数字であるとか所在の場所というのを特定できるぐらいのことまでやらないと命は守れないんじゃないかなと思います。そういったところをぜひやっていただきたいと思いますが、もう一度その点について、どう考えるかをお伺いいたします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの一番最初の御質問で、何名が中城村内に住んでいるかという程度の公表はすべきだということですが、こちらのほうで把握している数が、どこどこに何名、どこどこに何名ということではなくて、中城村内に、例えば平成23年度であれば93名の居住者がいるということの情報を防衛省がこれまでは流しておりました。そういうことで把握している数についてはホームページ等で公表するのは特に差し支えないということで考えております。ただ、もう少し細かい内容で、議員が御質問をしている、どこに誰々がまでではなくても、何名ぐらいが住んでいるというふうなことになりますと、これはやはり先ほど村長も答弁をいたしました。日米地位協定の抜本的改定がない限りは、そういうことは無理なのかなということと考えております。日米地位協定におきましては、第9条において米軍人・軍属の出入国がありまして、外国人登録が適用されないという条項がございますので、こういうところの改正ができれば、

村内においてもどこどこに誰々が住んでいるという情報の確認はできるものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 私はちょっと違うのではないかなと思っているんですけど、地位協定とかとは関係なく、この家にはこの人たちが住んでいるよというのをオープンにするというのは、そんなに難しい問題ではない。我々もゼンリンの地図には載っているんですけど、先ほどから言うように。ここには米軍人が住んでいる家だよというのがわかるのは、至極簡単じゃないかと思うんですけど。もちろん時間はかかるかもしれません。それを公開したら、何か罰則があるんですか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時44分）

~~~~~

再開（14時45分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

罰則規定については、詳細には把握しておりません。一番最初の答弁に戻りますけれども、住民の安心・安全の確保のために、村としてどのようなことができるのかを今後検討したいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 どのようなことが検討できるか考えたいということですけども、だから私はそれを提案しているつもりなんですけれども、もう1つ、角度を変えて聞きますけれども、私が団体を組織して1軒1軒を調査して、それを公表したら何か罰則がありますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

その辺のところは承知しておりません。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 多分ないと思います。

日本の法律が及ばないから、逆に言えば、そういったところを、我々も逆を逆手にとって、やるべきときは、こういった形でやる必要があるんじゃないかなと思います。これぐらいの怒りがあるということ私には言っているのです。本来であれば、何名家族で家族構成まで全てオープンにしようが、日本の個人情報保護法にも私は引っかけられないんじゃないかなと思いますが、これぐらいのことをやって初めて、この米軍人は目覚めるかなと思っています。そして米軍は、実際はIDカードというのがあって、しっかりと身分は特定されているんです。世界中どこに行こうが、このIDカードの番号を詳細に知り得れば、犯罪で逃げて、地球上どこにいても見つけることができるというぐらい、身分が特定されやすいというふうに逆に言われているんです。そういったところからすれば、ぜひ県とも調整しながら、住民登録ができないのであれば、このIDカードの詳細を我々市町村の行政にも提示するよというのを求めてもいいんじゃないかなと思いますけれども、この辺の考えはないか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時49分）

~~~~~

再開（14時50分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほど、村としてどのようなことができるかどうかを検討するということで答弁をいたしましたけれども、さらには近隣市町村、あるいは沖縄県を含めまして、どういうふうなことができるのか、どこまでができるのかということも問い合わせをしながら検討していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 それでは、まとめて

いきたいと思います。今回の事件をもう一度古帰りながら、私がとり得上げたことを述べさせていただきますが、今回のこの事件は、まず繁華街で米兵が酒を飲んで酔っ払って犯した事件とも異質ですよ。違いますよね。そして基地内に住んでいるような、あるいは独身の兵士が起こしたような事件とも違います。民間地域に普通に住んでいる軍属が犯した、しかも酒に酔ってとかではなくて、車を運転しながら用意周到準備をして襲うというようなことで起こった事件。繁華街でもなく民間の普通のウォーキングコースのようなところで起こった事件ということからすれば、私たち中城村にも非常に環境的には似たような状況が想定できるのではないかなと思います。やはり、こういった自分たちの住む地域で類似するような事件が起こりかねないかなということを想定しながら、この事件のことを考えて、こういったものをいかにしたら抑止できるのかということも含めての目線から考えて、講じていかなければならないということで、私はこの問題を提起してきました。ぜひ今後、県とかそういった関係機関と連携しながら、周辺自治体とも連携しながら、一歩踏み込んだ対策を講じていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（14時53分）

平成28年第3回中城村議会定例会（第6日目）

招集年月日	平成28年6月10日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成28年6月15日（午前10時00分）		
	散会	平成28年6月15日（午後3時01分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲眞功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	1番	石原昌雄	2番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課 主幹	安田智
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時01分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 皆さん、おはようございます。石原昌雄、一般質問を行います。

その前に浜田村長におかれましては、3期目の当選、おめでとうございます。そして2人の村議の皆さんにもお祝い申し上げます。ともに頑張っていきましょう。

それでは、通告書ののっとして質問をさせていただきます。大枠1番、浜田村長3期目の具体的政策についてお願いします。これまでの実績が認められ、引き続き村政を運営することに期待をしながら質問します。①ハード事業は2期間でいろいろとなされてきたが、新たな構想がありますか。例えば住宅政策、また道路網の充実は、どう取り組んでいかれるのか。②ソフト事業においても新たな構想がありまら、お願いします。それも、例えば社会福祉の施策では貧困の課題や、障害者福祉の課題について、どう取り組んでいかれるかをお願いします。

大枠2番、公共施設の維持管理について。吉の浦公園に老朽化した施設があるが、今後の修繕や再設計画がありますか。①野球場ダッグアウトベンチ。②テニスコートのフェンス。答弁よろしくをお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 石原昌雄議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては、私のほうで後ほど所見を述べさせていただきます。大枠2番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうで、御質問にあります3期目の具体的な政策ということでございます。ハード面でどういうものがあるかという、まず御質問ですが、住宅政策、道路等、これは御承知のとおり、大型MICEの誘致に成功いたしまして、今後、本村の南側から大きく土地利用の見直しをなされる予定でございます。それに伴って我々も、そのまちづくりも含めて、道路も国道329号バイパスの延伸など、いろんな課題はございますけれども、非常に夢が広がっていくものだと期待をしておりますし、何と言いましてもコンベンションセンターの8倍の箱物が建設されるわけですから、それに向けの大いなる期待をいたしているところでございます。細かいことで、本村だけのことを、お話をさせていただきますと、3期目には、今、庁舎建設、今議会でもいろいろ御質問が出ていますけれども、庁舎建設が始まりますと、早速取り次ぎに取りかからないといけないものがプール建設でございます。この庁舎もそこからなくなるわけですから、これは決定していることでございますので、隣接する中学校のプール、この中学校のプールというだけの位置づけではなくて、村民プールの部分まで、少し目を広げた形で芽出しをしていきたいなと思っております。

それと、これは①に関連しますので、ソフト事業の中に入ってくるかもしれませんが、子育て支援の充実は当然のごとくやっていきますけれども、南上原に児童館の建設ができないものかどうか、現在模索中でございます。御承知のとおり、あの著しい人口増加に伴いまして、やはり下地区には児童館が1つありますけれども、

上地区にも1つ必要になってくるものだろうと。これは、ただ場所の選定とか、いろんなハードルがございますけれども、それも喫緊の課題として取り組んでいきたいなと思っております。

あとは福祉政策、その他、子どもの貧困の問題、これも議員も御承知のとおり、積極的に我々が入って行って、現状の把握と、それとどういふニーズがあるのか、しっかりと見極めながら、その部分については常に情報を収集しながら、しっかりとやっていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 改めまして、おはようございます。石原昌雄議員の大枠2について、お答えします。

指摘の2施設について、国庫事業である公園施設長寿命化対策支援事業の活用を考えており、平成29年度に施設更新の要望を行っています。県の予算措置ができた上での話になりますが、対象事業費3,000万円以上に対し、2分の1補助になるので、財政との調整が必要になってきますので、今年度でその辺も調整しながら、やっていきたいと思っております。また、ベンチについては、柱の腐食が大分進んでいますので、生涯学習課のほうで遅くとも7月までには撤去する予定です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

今、村長のほうから答弁がありましたように、今回、大型MICEの決定ということで、いろんな形での作業というか、やれることがどんどん出てくるというふうに期待しております。その中では、道路網も含めて、土地利用も含めて、たくさんの希望を持った施策が展開されることを期待しております。

そのほかに、少しずつ政策の策定について質問をさせていただきます。特に住宅政策につい

て少しお聞きします。現在、津覇小学校、あるいは中城小学校の児童生徒数が少ない状況ということで、以前から懸念されていることではあるんですけども、その大きな要因として若い世代、特に結婚していくと、夫婦が同地区にとどまることが少ないという状況があらわれていると思います。こういうような住宅事情の解消に向けて、具体的な方策がありましたら、願います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

住宅政策については、那覇広域都市計画区域の中で、中城村は92%が市街化調整区域ですので、もしやるとしたら市街化区域の編入を行う必要があります。先ほども村長が答弁したとおり、MICEが決定し西原町から南浜地区の市街化区域の見直しが出てくると思います。南部国道事務所との協議の中では、平成28年に西原バイパス計画が決定し土地利用の見直しが必要となり、今後協議を行っていきます。その辺ができないことには、すぐ住宅政策というのは、できないんじゃないかなと思っています。

金城議員からあったように、もし地域でやるのであれば、地域で地区計画を設定して、それを地権者でみずからやるというのであれば、住宅政策も可能かなと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 そのようにMICEとの関連もしながら、さっきのことを今のうちから取り組まれていくと、土地利用の見直しとかも、その時期になると、的を射た政策になると思いますので、それでまた頑張ってもらいたいと思います。

また、もう一つは都市計画の条項の中でも、きのう、おとといもありましたように、都計法の第34条の緩和策等々もあるんですけども、そこら辺の周知もですね、やっぱり村民というのは1回や2回の通知では十分情報を得ること

ができていないように思われますので、タイミングを見てお願いしていきたいと思っています。

南上原地域の人口増を見ていると、特にアパートが多くなっているのが、その大きな役割を果たしていると思います。村内の下地区でのアパートのあっせんも、やっぱり人口対策としては必要になると思います。一戸建て住宅をつくるには、若い世代ではちょっと早いと。ですから、そういうふうな部分でのあっせんも必要かと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化調整区域は全部が開発行為になってきますので、昭和49年8月1日以前からの宅地であれば、アパートは可能です。ただ、それ以降に住宅を建築した場合は、アパートは今現在、今の法律では建築確認はおりませんので、その辺がですね、法律改正、国の法律が変わらない限り、アパート政策はできないと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 どっちにしても、若い世代がとどまりやすい状況づくりというのが、今の中城村の課題じゃないかなと思います。若い世代が、すぐに開発許可を得て住宅をつくるには、やっぱりそれなりの時間を要するものと思います。

こういう住宅事情の厳しい本村の調整区域では、いろんな形で関係している部署で情報を共有しながら、取り組んでほしいというふうに思います。その中で、できる方向に向けて可能性を諦めないで頑張してほしいと思います。

それでまた実際に土地利用の部分もあるんですけど、土地改良区においても、あるいはその周辺の農地、あるいは雑種地等々においても住宅計画が可能なかどうか。あと、その土地利用の見直しについて、また計画があったらお願いします。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

本村の土地改良地区内の農地は、ほぼ全域が農振農用地となっております。農地法においては、いわゆるこの土地改良区の農地といえますのは、10ヘクタール以上の集団農地で第一種農地と区分されておりまして、住宅等への転用は農地法上、原則不許可となっております。

ただし、例えば集団農地の縁辺部とか、あと集落に接続する部分とか、あと接道に上下水道等が整備されているような条件であれば、農振法からの除外も検討されて、農地転用も可能になるかと思っています。

あと、その他のその周辺の農地といえますのは、大体小集団の農地が大部分ですので、その辺の農地に関しましては都計法とか、いろいろ他法令の許可の見込みがあれば、転用についても可能となると思います。

あと、今後の土地利用についてですけれども、今、我々農林水産課のほうでは農業振興地域整備計画の見直しを今年度から実施の予定をしております。それで今後、やはり農業振興の立場からすると、やはり優良農地も確保しながら、営農環境を守りながら、住宅需要に対して、動向に対しても調和を図りながら進めていくべきだろうと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 そうですね。確かに農振農用地という部分については、極めて厳しい状況だと思うんですけれども、見直しの時期とか、あるいはそういうふうに住宅地に隣接する地域とか、一般的に考えても、そこら辺から開発許可とか、転用申請とかあれば、許可されるかと思うんですけれども、そういうふうな状況も、やっぱり常に発信していかないと、村内の人はなかなか住宅を建てても、どこだったらい

いか、どこら辺は許可されているかという情報が、実際には見えてこない。そういう住宅事情等々の相談を、大きく窓口を開けてですね、都建課の開発とか、農業委員会、あるいは農林水産課あたりも一緒になって、土地利用の改善に向けて一緒にやってほしいというふうに思っています。

そういうふうに農業では、農業後継者の拡大とか、あるいは定住化に向けての施策、あるいは今あったように、人口の計画的、あるいはバランスのとれた開発、住宅政策を関係機関で進めていってほしいと要望しておきます。

次に、道路網の充実について、少しでも質問させていただきます。現在、県道29号線の渋滞があるんですけれども、その渋滞の解消について、何か方策とかありましたらお願いします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

県道29号線については、何名かの議員からも質問がありますが、中部土木事務所のほうにも、今、管理は県のほうでやっていますので、この辺の拡張工事の要請は行っています。

ただし、今、南上原の換地処分が終わらなくて、登記簿がまだできない段階で4車線とか、拡幅というのは、換地処分が終わって後からの話になってきますので、あと3年後になるんじゃないかなと思っています。

いずれにしろ県のほうとは、土建部との行政懇談会の中でも、県道29号線の拡幅については提起していますので、その辺で解消できるんじゃないかなと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 そうですね、区画整理の進行中の場所であるので。県の事業で西原町の坂田から上原地区まで進んでいるようですが、その状況も、情報としては入っておりますか。もうちょっと詳しくお願いします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

県道29号線は上原交差点まで4車線で計画して、今、キリ短の下あたりまではできてですね、あとは上原交差点まで4車線で、それからは中城村の南上原の県道29号線に入ってくるということで、ますます渋滞も懸念されると思っています。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 渋滞のほうは、どちらかというと那覇市向けの渋滞がやっぱり気になるところで、向こうのほうで4車線になると、若干は、少し期待しながらよくなるかと思うんですけれども。

あと、次は県道32号線、長田方面の渋滞についても関連してお聞きしますが、今後の東西道路計画についても、一緒にこの解消方法について何か考えがありましたら、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

県道32号線の渋滞は、富濱橋を過ぎて琉大の北口に左折して行くと、その部分で大分渋滞をして南上原の山内原で込んでいます。その辺は右折だまり、左折だまりは宜野湾市のほうで、県のほうに、要請しないことには解消できないかなと思っています。

新しい道路計画については、今の普天間基地の基地が返還された後にはしご道路の計画はありますけど、ただこれもあと何十年になるか、返還後の話ですので、新しい道の計画は今のところはございません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 県道32号線については、宜野湾市との絡みでそういうふうにあるんですけれども、今の普天間基地との兼ね合いを待っていくと、一つの時代が終わってしまうのではないかなと思うので。ただ、今言っている右折だまりとか、そういう部分についてはやっぱり村からも県のほうにぜひ要望を出されて、今回ま

た村から県議も出ましたので、タイアップしながら村のほうにメリットが、可能な分を伝えてほしいというふうにお願いします。

あとは、道路網の充実については、生活基盤の中で最も重要な課題というふうに認識しています。そのために地域の発展とか、活性化というのは、道路整備に期待できると。中城村のような地形では、上地区と下地区との交通の利便性の確保がさらに重要というふうに思います。

今日の車社会において、その点に最も重要性を感じておりますけれども、今後、この東西線の本数は、今、何本かあるんですけど、担当課としては、あと何本ぐらいは必要と思われませんか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

東西南北の道は、県道・国道が走っていますが、中南部都市圏の跡地利用広域構想の計画の中でも、今、東西線は大山から津覇あたりまでのトンネル方式で1本は入っています。あとは、普天間からはしご道路3本は計画されていますけど、これも、まだ具体化には時間がかかると思います。何本というのは、私の個人的な意見というのはできないんじゃないかなと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 そういう返還、あるいは宜野湾市の計画も合わせてですけど、やっぱり中城村でも常にあとどれぐらいの必要という部分は、お互いの中で認識しながら何本やっというとか、そうしないと、なかなか次から次へというわけにはいかないと思いますので、次の計画が来たときに、ぜひその分も加えていってほしいと思います。

次に、ソフト事業についてお伺いしますけれども、福祉政策の中で障がい者への支援をどう考えているかについてですけども、現在、村の社協を中心に老人センターで進めている事業

が幾つかあるんですけども、今後、新たな計画もありましたら、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

新しい事業ということではないんですけども、今、行っている事業で障がい者の方々が、その方々に見合ったサービスが受けられ充実できるようにしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 確かに今の事業でも結構進められていると思います。その中身の濃さもお願いしながら、また時機が来たらどんどん新しいことも提案してほしいと思えます。

その中で、障がい者支援団体への助成も行われているということであるんですけども、近年、補助金が大幅に削減された経緯があります。活動をバックアップする方法としては、こういう補助金の増額とか、あるいは団体組織への指導や支援、そういうのが必要であるんですけども、そこら辺の計画がありますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

福祉課の管轄の団体補助金に関しましては、現在、大きくは減額された補助団体はありません。その団体の実績報告、繰越金がないか補助している状況であります。今年度は、障害者団体ではなく、老人連合会に対しては新しい取り組みということで、補助金の増額をしています。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 各種団体については、活動を展開しながら、その活発化すればするほど活動費が必要になると思えます。それでもまた今後も支援をお願いしていきたいと思えます。

そして、子育て支援の施策の中でも障がい児・障がい者への支援も当然入ってくるんですけども、村民みんなで支え合うためにも、こういう団体の支援を積極的にやっていかなければ

ばいけないと思います。

そこで、村長からも今後こういう障がい者支援等々について、所見をお聞き願えれば、お願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

御承知のとおり、これまでも最優先事項という考え方で施策を打ってきましたけれども、これから当然、そういう組織の方々と話す機会は割とあるものですから、今、何が必要なのか、何を望んでいるのか、ニーズに応じていくという形で積極的にコミュニケーションをとりながら、その施策の部分部分を実現できるように頑張っていきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 ぜひ、そういう支援の部分も、村長も一生懸命やってくれたらというふうに思います。

あと、貧困の課題でありますけれども、本村の実態調査が必要と思慮されていますけれども、その計画はありますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

内閣府の10分の10の補助事業を実施し、福祉課に子育て対策支援員を配置しています。教育委員会の就学支援名簿をもとに基準以下世帯に絞りまして、その世帯の保護者への訪問をし、現在、5名の子供たちが生涯学習課が実施する子供の居場所づくりへ通所している状況であります。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 貧困については、いっぱい課題がありすぎて、今は福祉課がメインとなってやっているところだと思うんですけども、あとやっぱり教育委員会も含めて分野が広がっていくと思うので、各課のほうで情報をいっぱい集めて、ともに対応しながら取り組みを進めてほしいと思います。

あと、大枠2番のほうについてであります。都市建設課長からもお答えがありましたように、平成29年度をめぐりに要望、計画ということでもあります。ぜひ早目を実現できればというふうに思っています。

また、ほかの公共施設においても、やっぱりそういう部分が、その都度出てくるかと思うんですけども、その分についても施設を管理する関係課との情報交換といいますか、そういうのを密にやって、この改修が早目に進むように、そしてそういう状況をもとに早目の予算措置をしなければ対処していけないものだと思いますので、共同して調査のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

吉の浦公園内においては、今の状況は施設が充実していることに利用者がふえ、私も大変すばらしいことだと思っています。引き続き頑張ってください。以上で、一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時48分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣貞則議員の一般質問を許します。

○6番 新垣貞則議員 それでは、通告書に基づいて、6番 新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の施設整備について。①公民館前の国道排水路及び賀武道線排水路の改善について。②久場地区拝所の説明板の設置について。③第1児童公園の公衆トイレの設置について。

大枠2番です。中城中学校の施設整備について。①中城中学校、吉の浦線の交通安全対策は。②洋式トイレ及び防犯カメラの設置、砂場・体育館等の修繕について。③プール整備の計画は。

続きまして大枠3番です。子どもの貧困の解決への取り組みについて。①乳幼児期への取り組みは。②就学援助制度の充実を図るには。③子ども食堂・無料塾とは。④子どもの貧困の解決への取り組みは。以上、簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 新垣貞則の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課と教育委員会のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。大枠3番につきましては、福祉課と教育委員会のほうでお答えをいたします。私のほうでは、本議会でも数々御質問があります子どもの貧困の対策についてでございますけれども、先ほどの石原議員でもお話がありました、大変大事なのが、やはりその状況の把握でございます。子供たちが今どういう状況下に置かれているのか。あるいはまた、その家庭が一体何を必要としているのかも含めて、しっかり支援員のほうでその情報の把握に努め、その情報の量が間違いなく仕事の質を決めていきますので、しっかり情報の量を把握していくように指導しているところでございますし、また、それにつれて解決策を見出していっているところでございます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 新垣貞則議員の御質問、大枠1の②と大枠2の①については、私から答えます。大枠2の②③と、大枠3の②については教育総務課長から答えさせます。

大枠1の②、現在、村内にある拝所は、古い文献などに掲載され、字で昔から拝まれている拝所や個人で設置した拝所などがございます。久場地区内の拝所につきましては、誰が、いつ、どういった経緯で、どの場所に建立されたのかなど、十分な詳細調査がなされていないのが現

状でございます。そのため、現在、沖縄特別振興推進事業を活用して、拝所のみならず、村内文化財の悉皆調査を字単位で順次実施しているところでございます。現在、村内拝所の説明板の設置状況につきましては、国指定文化財であります中城ハンタ道に関連した説明板と、県指定文化財の安里の寺のみの設置となっております。いずれも、国・県の文化財指定を受けていることにより、補助事業を活用した設置となっております。説明板の設置については、厳しい財政状況でございますので、まずは悉皆調査を実施した後、地域内において重要性の高いものを村指定文化財として指定を行い、村指定を受けたものについて補助メニューを活用して、順次検討をしまいたいと考えております。

大枠2の①、吉の浦線の交通安全対策は、校門前で朝の挨拶運動を兼ねながら、教職員が指導を行っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 新垣貞則議員の大枠1、①と③についてお答えします。

①については、久場自治会長より同様の要望をいただき、平成28年5月30日付で既に回答済みですが、賀武道線沿いの側溝について、緊急性はないため一般財源での整備となることから、早期の整備は厳しいと判断しております。排水機能改善の一つとして、賀武道線沿いからの排水流末である我部祖河そば横を通る法定外道路沿い排水路に土砂の滞留が見られたため、先月中旬にしゅんせつを行っております。国道沿いの排水路については、南部国道事務所と協議している状況です。

③については、平成28年3月定例会でも新垣徳正議員からも質問がありました。新設トイレの補助事業が、当公園のような街区公園は該当しませんので、設置は困難であると答弁しました。さらに、この件については自治会からも要請がありましたが、財源確保が厳しい状況で

あることを回答してありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

大枠2番の②です。洋式トイレ、防犯カメラの設置、砂場・体育館の修繕事業は、補助事業がありません。そのために、村単費の工事となります。そのことから、学校側と調整をし、優先順位を決めて工事をとり行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして③です。プールの建設ですけど、プールの建設計画は、現在の学校敷地では敷地が狭く、新たな建設敷地の確保が必要と考えております。現在のところ、役場庁舎の移転の計画がありますので、跡地をプール建設の候補として考えているところであります。

続きまして、大枠3の②です。就学援助制度についてですけど、就学援助制度につきましては、本年度、平成28年度は補助率を国基準並みの100%としております。また、申請がこれまで学校のみ申請となっておりましたが、平成28年度からは教育委員会・学校いずれかで申請ができるようにしております。また、これまで各家庭への通知は説明文のみの配布しておりました。説明文を見まして、学校で申請書を受け取って、それで申請となっておりましたが、今年度より説明文と申請書を同時に配布することにより、1回ですぐ申請することができるようになっております。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

大枠3の①、乳幼児期の取り組みについては、母子及び父子家庭等医療費助成、ひとり親家庭学童クラブ利用料助成、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業を行っています。また、生活保護世帯、母子世帯については、保育料の軽減を実施しています。

③、子ども食堂とは、経済的に困窮している世帯等の子供たちに食事を提供する事業であります。無料塾とは、学習が必要な子供たちに学習の場所を提供し、学習の支援を行うことあります。

④、子どもの貧困対策事業としまして、教育総務課、生涯学習課、福祉課の3課で事業に取り組んでいます。福祉課では、支援員が貧困世帯の子供を掘り起こし、家庭訪問を行い、居場所事業につなげて食事の提供、学習支援、生活指導を実施しています。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時59分）

~~~~~

再 開（10時59分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 それでは、大枠1番から順に質問します。

公民館前の国道排水路及び賀武道線排水路の改善について、質問します。久場公民館前は、毎回大雨のたびに賀武道線から国道に流れる排水路の上流からの雨水で、公民館の道路が冠水で氾濫しています。また、中通りの住宅側の道路にも雨水が氾濫し、生活に支障を来しています。村道賀武道線の排水路対策として国道から40メートル間、公民館の排水路は、容量が小さいので雨水が氾濫しています。その排水路の容量を大きくする考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の公民館の前の排水、30センチの排水が入っていますが、確かに大雨のときは、上のほうからの水も全部流れてくるものですから、氾濫するのは大雨のときによくあります。ただ、その整備事業が、補助事業がないものですから、単費事業で施工することから財政が厳しいというような状況ですので、すぐにはできない状況

です。

それと、平日の雨では、そこまでの氾濫はないものですから、緊急性がないというふうに、うちの担当課のほうでは判断しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次に、国道側ですけど国道329号、公民館側の排水路の片側が閉じているため、排水能力が低下し、毎回大雨のたびに雨水が氾濫し、公民館側の道路が泥まみれになります。公民館側の道路を、雨水が氾濫している現状を改善する対策として、国道側排水路の片側を閉じているため、排水能力が低下しています。約14メートルを開通することによって、国道南側の排水路氾濫も改善されます。約14メートルを開通する考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

公民館前の交差点の排水路、これは国道が排水路を施工してあるんですけど、いきさつはちょっとわからないんですけど、一部、賀武道線の排水が整備されていない部分を確認していますので、南部国道事務所と協議を行って、今後どこがやるか、村でやるのか。今、管理は南部国道事務所になっていますので、その辺の管理区分を決定してから改善すればですね、上の賀武道線から入る水もここに落とせば、改善できると思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ただいま、都市建設課長からありましたように、久場地区の施設の整備はそういった課題があります。村道の排水路、容量を大きくして、国道側の排水路を改善することで、豪雨による氾濫も緩和できます。排水路の容量を大きくする。国道南側の排水路の約14メートルを開通して、対策をやったら、排水がスムーズに行くと思っています。

先ほど都市建設課長からありましたように、

我部祖河そばの水路ですね、土砂を取り除いたおかげで大分きれいになっています。現場を確認しましたので。今のところスムーズに行っていますけど、また雨が降った場合に、多分詰まるかなと思っています。そういった対策も、ぜひやられてください。

続きまして、②です。久場区拝所説明板設置について質問します。久場区において、現在受け継がれている集落祭祀は、ハチウガン（旧暦1月15日）ですね。それからシマクラサラシ（旧暦2月1月）。5月ウマチー（旧暦5月15日）。6月ウマチー（旧暦6月15日）。それからタントゥィナー（新暦11月7日）の5行事があります。区民の繁栄と安全、健康祈願として拝所の拝みなどを実施しています。トゥンナーは久場の発祥地とされ、「琉球国由来記」、1713年には稲穂祭がされたと伝えられています。ウフガーは、この湧き水は、水量は多くないが、今日なお枯れることなく湧き水が出ております。先人たちの生活を知ることができる数少ない史跡の一つであります。タントゥィナーは、戦前は岩の南側に砂場があり、青年たちが相撲をとったり、また近くには馬などを浴びせるクムイがあり、農耕の帰りなど、よく利用されたと言われております。こういった久場区の拝所を、村の文化財を受け取る手続は、どのような方法がありますか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

村の文化財の指定につきましては、文化財保護法並び中城村文化財保護条例に基づき、村内に存する文化財について、村の教育委員会にて指定をいたします。指定に当たっては、中城村文化財保護審議会に諮問をいたしますが、諮問を受けました審議会におきまして調査研究を行い、村の文化財としての重要性を考慮して指定をすることとなっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 久場区では、本土の高校生、民泊で修学旅行生を毎年15名程度、年2回受け入れています。修学旅行生や久場の子供たち、夏休みを活用して親子で拝所めぐりなどを実施して、久場区の歴史、学習などを実施する。修学旅行生や久場の子供たちに久場区の文化財や歴史を知ってもらうためには、説明板が必要です。一括交付金等、そういった交付金等で説明板を設置する考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

議員の御意見のとおり、必要性については十分御意見も理解できます。しかし、一括交付金を活用できる前提としまして、最低でも村の文化財指定を受けないと、実施は困難であると考えます。そのためには、村の指定を受けた後に活用を検討していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 久場区の拝所とか、資料等がありますので、そういった資料をもとに文化財、保護審議会に上げてですね、文化財に指定できるのか。今後、申請書を出しますので、検討方お願いします

先ほど、補助メニューがないということですので、できたらこういったものは単費でできないものかなと思っています。久場の拝所は、区民みんなで今、大切にしています。トウンナーは毎月第3日曜日に久場の壮年会の皆さんが清掃し、ウフガーやタントウイナーは久場のアシバナー会の皆さんが拝所を清掃して、きれいにして、後世に継承しようとしています。文化財とは、各地域に先人たちが残した宝物、それを発掘して後世に伝えていくことが私は大切だと思っています。各地域の文化財を子供たちへ伝えていかなければなりません。そのためには、ぜひ説明板が必要だと思っています。各地域のすばらしい文化財、拝所に説明板を設置して親子文化財めぐりなどをやる。予算を伴いますの

で、年次的に教育委員会として計画を立てて、ぜひやってください。

そうすることによって、村長が言っている「住みたい村、住みよい村」につながると思います。

次、③です。第1児童公園の公衆トイレの設置についてです。児童公園とは、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情緒豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊びを提供する屋外型の施設であります。児童公園には、どんな施設整備が必要ですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

児童公園には、いろんな計画があつて、例えば南上原であれば7つの児童公園を建設しました。その中で、ワーキンググループの中でトイレは管理できないということで、7カ所のトイレ、全部設置はしていません。今、久場が望んでいるのはトイレの要望ですので、もし当初から、トイレの計画が第1公園の中に入れば、うちのほうもトイレ建設は計画の中に入れて建設したと思います。

ただ今回、その久場のトイレについては、スポーツセンターを建築するとき、あつたトイレを、屋外トイレを必要ないということで取り壊していますので、今回また新たな新しいトイレになると、補助メニューがないものですから、その辺は単費施工になることから、厳しいと思っています。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 久場区の人口は平成28年3月末で1,495名になり、第1児童公園は老人の散歩や、今、毎週月・水・金に百歳会の皆さんがゲートボールをやっています。それから親子連れの女性、小中高校生の利用者が多くなっていますが、児童公園にトイレがなく、困っています。それで、久場自治会長や各種団

体からは第1児童公園トイレ設置要請が平成28年5月26日にありました。その回答には、スポーツセンター建設時に野外トイレの内容としてセンター内のトイレを利用すると承諾を得て撤去しましたと。それで補助事業には該当しませんと回答しています。

久場自治会としては、トイレに大きい予算が伴うものは、村が負担するものと思って要請文書を出しています。それで質問します。中建第353号、平成2年5月19日付に久場自治会と中城村長と児童公園1号、2号の維持管理に関する委託契約を結んでいます。(3)です。「施設の破損及び老朽化などに伴う補修・改良の費用は村が負担する」とあります。委託契約書の中には、施設を撤去した場合に新たに新設する場合には、久場自治会が負担するという項目はありません。それで補助メニューがなかったら、単費でトイレの設置はできないですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 平成2年で久場自治会と管理協定を結んだ中では、新たな施設、今、トイレはあった施設と私は理解しています。今回は、新たな新設ですので、これを単費、村費、四、五百万円出してトイレを設置するというのであれば、その辺は今後ですね、財政とも協議しながらやらないと、都市建設課のほうで単費ですぐできるというのはできないと思いますので、この辺は検討する必要があると思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 これは久場区だけの問題ではないんですよ。村内には児童公園などの公園が約20カ所あります。トイレ、遊具などが老朽化に伴い、修繕・改修などを行うのであれば、大きな予算が伴うものです。自治会の負担だと無理だと思います。大きな予算が伴うものは、村が負担するという仕組みを策定してください。この課題に対しては、引き続き調査をし

て、研究していきたいと思います。

次、大枠2番です。中城中学校の施設改善についてです。吉の浦線、仲眞司法書士事務所前の交差点は、送迎に自動車で、交通量が多く、生徒たちが交通事故に遭わないか心配です。最近、仲眞司法書士事務所前の交差点で、国道329号から右折する車と当間から中城小学校向けに直進する車が、衝突事故を起こしそうなことがたびたびあります。その対策はどのように考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、仲眞司法書士事務所前の交差点は、国道から右折する車と、見通しが悪く、危ない状況であると確信しております。そのために一時停止の標識か、ストップ線の標示ができないか、住民生活課と調整を行い、警察に要望していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ただいま教育総務課長から答弁がありましたように、「止まれ」とストップ線をやったら、事故の対策につながると思います。

それから、国道329号から仲眞司法書士事務所に行く道路は道幅が狭く、この前、先生方と地域住民との接触事故がありました。国道329号から仲眞司法書士事務所に行く車を通行させ吉の浦線、仲眞司法書士事務所から国道に行く車はストップさせる。これは先生方からの要望ですけど、一方通行にしたら、車もスムーズに行く、接触事故も少なくなるとの声があります。交通安全対策として、一方通行にすることは可能でしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

国道から仲眞司法書士事務所に行く道路でご

ございますけれども、議員おっしゃるとおり道幅が狭く、すれ違いが困難になっていることは承知しているところがあります。一方通行にできないかということでもありますけど、まず学校、あと地域住民、あとは警察とか、いろんな関係機関と協議し、時間帯で一方通行できないか検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 先生方からの要請ですので、検討をなされてください。

次に、吉の浦線、校門前を生徒たちの送迎で朝夕渋滞を来たし、生徒たちが交通事故に遭わないか心配です。生徒たちの安全確保をする意味からも、校門の横断歩道から左右30メートル、中城南小学校みたいに、ソフトポールをやると生徒たちの交通安全につながります。校門前にソフトポールを設置する考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

中学校前の吉の浦線にソフトポールを設置できないかということでもありますけど、学校側からの要望であれば、道路管理者であります都市建設課と協議し、検討してまいりたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ②に行きたいと思いません。洋式トイレ及び防犯カメラの設置です。砂場、体育館などの修繕について。現在、洋式トイレは各階に男子トイレ1、女子トイレ1です。保健室、図書室、音楽室の階には、洋式トイレはありません。最近、男子生徒、女子生徒が足を骨折している生徒たちがいます。和式トイレで、トイレの対応に苦労しています。それで、洋式のトイレの必要性を感じています。教育長は、去年の9月議会に年次的に洋式トイレに入れかえたいと答弁していますが、財政的な問題もありますけど、教育委員会として、いつご

ろから洋式トイレを設置する考えでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 まず初めに、財政と協議していかなければならないものでありまして、財政と協議しながら学校の要望等も聞いて、検討していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次、防犯カメラの設置について質問します。本来、学校は夢を営む安全で楽しい場所でなければならない。平成13年6月に大阪教育付属池田小学校で8人が亡くなり、それから教職員を含む15名が重軽傷を負いました。校内児童殺傷事件から15年が経過しました。この事件は、学校現場施設の安全管理、中でも防犯対策のあり方を問うものでありました。こういう事件を踏まえて、重要なことは不審者の侵入を抑止することです。万が一、不審者が侵入した場合、防犯対策を講じるために、防犯カメラはぜひ必要だと思っています。生徒たちの安全確保を守る上からも、防犯カメラを設置する考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

教育委員会としましても、防犯カメラは不審者の侵入防止、犯罪防止に効果があると考えております。しかしながら、カメラの設置には補助事業がございません。そのため維持管理費、いわゆる村単費での設置になります。同じような回答になりますが、学校と優先順位をつけて、先ほどから出ておりますトイレ、あとカメラ、砂場、体育館の修繕も含めまして優先順位を決めて、財政と調整してまいりたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 教育総務課長から答弁がありましたように、砂場のほうも現在どんな状況か多分わかっていると思うんですけど、砂場が使えない状況であります。それから、学校

の体育の授業に支障を来していますので、これ、すぐ早急にできると思いますので、それをやっ  
てください。

それから体育館を見たことがありますか。体  
育館は壁に穴があいています。果たして子供た  
ちに健全教育ができるのかなと思っています。  
入学式、卒業式とか、式典がありますよね。父  
兄の方からも穴があいているとの要請がありま  
したので、こういったことも早急に財政と調整  
をして、やったほうが子供たちの、汚れたとこ  
ろには汚れの教育しか生まれませんよ。だ  
から、早く整備することによって、子供たちの  
情緒安定とか、そういうのもありますので、こ  
ういったのも少し、できるものは早目に進めて  
ください。よろしくお願ひします。

それでは、③です。プールの整備について質  
問します。プール整備は教育委員会としても必  
要性を感じていると思っています。課題になっ  
ているのが、敷地の確保と予算的、財源的な問  
題が挙げられます。文部科学省は、学校施設環  
境改善交付金があると思います。補助金の目的、  
内容を説明してください。そして補助事業及び  
補助率は幾らですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答え  
いたします。

プール建設には、学校施設環境整備事業の中  
に学校体育諸施設整備事業という中に、プールの  
対象事業がございます。その事業の趣旨とし  
まして、学校における水泳プール、武道場の体  
育施設の整備を促進し、学校教育の円滑な実施  
並びにスポーツの振興に寄与するということに  
なっております。補助率につきましては、3分  
の1でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。  
○6番 新垣貞則議員 平成28年度予算に庁舎  
建設基本設計委託料ということで1億円組まれ  
ています。二、三年の間には、役場庁舎が移転

すると思います。先ほど、村長から答弁があり  
ましたように、現在ある役場施設にプール建設  
が私も必要だと思っています。それで、先ほど  
教育総務課長からありました文部科学省の補助  
メニューが活用できると思います。今から中城  
中学校の施設整備計画を策定して、それから  
プール建設の基本設計、実施設計を策定する必  
要があると思います。教育長として、中城中学  
校のプール建設はどのように考えておりますか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

○教育長 吳屋之雄 お答えします。

沖縄県の子供たちの泳力というのは、全国平  
均より下回っているという状況がありまして、  
中学校にプールがないということは、それ以下  
かなと思っています。プールの建設は、ぜひ必  
要だと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ただいま教育長からあ  
りましたように、学校で多分、中頭地区でプー  
ルがないのは中城中学校だけだという体育の先  
生のお話もありますので、ぜひ学校の授業等で、  
こういった水泳は必要だと思っています。

それから、多分小学校の教員採用試験のとき  
に、水泳の実技とかがあるということを知って  
いたものですから、泳げないと、そういった中  
城村の子供たちが、先生方も、そういった支障  
も来すと思いますので、ぜひ中学校にプール建  
設の整備を、そういった基本設計とかをやら  
れて、取り組んでください。よろしくお願ひし  
ます。

次、大枠3です。子どもの貧困解決の取り組  
みについて、質問します。①です。乳幼児期へ  
の取り組みについてです。沖縄県子どもの貧困  
対策推進計画、仮称ですね、平成28年2月に策  
定されました。子どもの貧困解消のために乳  
幼児期の取り組みとして、こんにちには赤ちゃん  
事業と、養育支援訪問事業があります。事業の  
内容はこういった内容ですか。本村は取り組ん

でいますか。

○議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

○健康保険課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

事業の内容と取り組み状況ということですが、両事業とも取り組んでいまして、まず、こんにちは赤ちゃん事業については生後4カ月未満の乳幼児の自宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、また子育てに関する不安等の聞き取りなどを行っています。

養育支援事業については、医療機関等からの情報提供により支援が必要な家庭等を保健師等専門職が訪問し、同様なことにはなりますが、育児に対する不安等の聞き取り、また、どのような家庭状況なのか、そのような項目等を聞き取りしながら、どのような支援が必要か、検討してつなげるように行う事業となっています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 沖縄県の子どもの貧困対策推進計画の中で、児童虐待の発生予防と、早期発見、早期対応に向けて要保護児童対策、地域協議会で虐待の未然防止と早期発見に取り組み、ただいま、こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業での課題を、その協議会で会議して調整しなければならないとあります。本村は、そういった協議会とか、ありますか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

要保護児童対策会議は、代表者会議を年1回、実務者会議を年2回開催しております。各課、各機関からの、また情報提供があれば、必要に応じて、その事例に対しての個別会議を開いています。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今までの子どもの貧困対策の中心は、小学生、中学生が対象です。しかし私は、今、貧困対策として乳幼児期の子供

たちへのアプローチを強めるべきだと考えています。2006年発行されたOECD保育白書では、人生の始まりこそ力強く、乳幼児期の教育とケアでは出生から3歳になるまでの幼い子どもたちへのケアや教育がとても重要だと分析しています。脳や身体機能が爆発的な発達を遂げる時期であります。長期的な影響を持つため、栄養やヘルスケア、気持ちを理解してくれる大人の存在、遊びの機会など、幼い子供の権利の保障が大変重要だとされております。乳幼児期の子供の対策は、投入したお金や人材に対して成果が見えにくい課題があります。しかし、その重要性を踏まえて、ここへの、乳幼児期の対策も強めてください。これが、子どもの貧困対策につながると思います。

次に、②です。就学援助制度について質問します。準要保護者の小学生、中学生に対し、平成28年度の学校用品代、給食費は国基準に拡充、支給して子どもの貧困対策の充実が図られています。本村は、そういった子育ての面に関しては、非常に充実した政策がとられています。平成27年の要保護・準要保護者は何名いますか。そして各学校の要保護者、準要保護者以外の一般の保護者で給食費の未納者は何名いますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

村内の要保護・準要保護者の人数ですけど、平成27年度、小学生で104名、中学生で65名の要保護・準用保護者がおります。給食費の未納の件でございますけど、それを除いた一般の方々の方々の未納者の数が114名となっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 就学援助制度とは、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校用品などの必要な費用を援助する制度です。就学援助の対象者は、生活保護法第

6条第2項に規定する要保護者と市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者です。就学援助を受けることができる世帯ですね。準用保護者はどういった世帯が、そういった制度が受けられますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

準要保護を受けられる方の条件でございますけど、まず最初に生活保護を受けていたが、生活保護が廃止になった方、住民税が非課税の方、あと児童扶養手当を受給している方、あと、その他教育長が定めた基準額未満の方となっております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ただいま教育総務課長から答弁がありましたように、平成27年度、各学校の要保護者、準用保護者以外の一般の保護者の給食費の未納者は114名います。この給食未納者の114名の方々ですけど、生活保護廃止、それから村民税が非課税、それから村民税の所得割が課せられないとか調査分析をして、準要保護に該当する、分析することは可能でしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

この114名のうちの課税世帯か非課税世帯かは調査することが可能だと思いますけど、ほかについては調べてみないと、ちょっとはつきり言えません。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ただいま言ったように、こういった給食費未納者も、就学援助に該当するかもしれません。そういった114名の方々も該当するか調査をしてですね、もし該当するんだったら、先ほど言ったように給食費とか、そして学校用品とかつながりますので、そういっ

たものを調査分析をやってください。

私は、子どもの貧困根絶の対策条例といったものをつくるべきではないかと思っています。まず中城村で、どのくらいの子どもの貧困なのか実態を調査する。そして、どういう対策をいつまでにとるのか、目標を決めて取り組む。思い切って予算をつける。2年に1回は調査し、対策の見直しをしていくことが重要だと思っています。

それでは、次に③です。子ども食堂、無料塾について質問します。沖縄県では日中及び夜間の居場所がないことにより、まちを出歩き、登校に支障が生じたり、非行行動に至るなど問題を抱える子供が多い。その対策として、子供の居場所を提供し、地域の実情に応じて食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成などの支援を随時行う。事業としましては、子ども食堂、無料塾があります。本村の子ども食堂、無料塾の取り組みは、どういった取り組みをしていますか。そして、子供の居場所づくりに子ども食堂、無料塾がありますけど、期待される効果はどういったものでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

中城村の子どもの貧困対策事業といたしまして、中学校では学習支援員2名を配置し、生活指導、放課後は学習の支援を行っています。子供の居場所づくりでは、主に小学までの児童を対象に食事の提供、宿題の見守り、生活支援等を行っています。以上の事業を実施した上で、子供たちが将来的に学力、生活力を身につけ、将来的に貧困に陥らない、これまでの貧困の連鎖を断ち切ることができることと思っています。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 琉球大学で、子供たちの貧困対策として、学生ボランティアセンターを7月に設立しています。こういった琉大の

方々も活用して、子供たちの教育支援に取り組んでください。

それでは、最後のほうです。④です。子どもの貧困の解決の取り組みについて質問します。沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱の目的を説明してください。那覇市と沖縄市では、塾と連携して無料塾を実施して、2015年の貧困の生徒たち43人のうち35人が進学を果たし、進学率81%の成果が上がっています。本村も準要保護児童のいる世帯を対象に、子育て総合モデル事業を実施する考えはないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

事業の内容としましては、町村につきましては沖縄県が事業所に委託して、生活困窮世帯、準要保護世帯の子供たちの学習の支援、保護者の就労支援を目的として実施しています。

中城村は中部管轄でありますので、設置されている町村が北谷町、嘉手納町に学習支援の施設があります。平成27年度、中城村からは中学3年生の生徒が北谷町のほうに通っていました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 最後に、村長に伺います。中城村は、母子世帯は親御さんと同居して、生活保護を受けている世帯が少ないです。親が夜遅い場合も、子供たちは親御さんが見守る状況にあります。親御さんのもとで同居する世帯に対して、子どもの貧困対策と、こういった支援を考えているのでしょうか。子どもの貧困対策は、村長の最優先課題の一つですので、村長の意気込みを聞かせてください。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおりでございますし、ただ、心配事も多々ございます。中城村の場合は、地域コミュニティーがほかの都市部とは違って、地域コミュニティーがまだしっかりし

ている関係上、なかなかそこから出てこれないという可能性もあるというのが私の認識でありますので、それを恐れず、ですからよくお話しさせていただくのが、一步踏み込んだ形で、そこを何とか表に出てこられるような環境をつくっていかうと。そこからしか解決はできないものですから、それがまず大きな課題だと思っていますし、また、もちろんなければいけなくて一番いいことでもありますし、また議員がおっしゃったように親世代と同居することによって、これは3世代世帯になりますけれども、そういうことによって貧困が断ち切れるというのは、これは明白でございますので、それを推進するような形がとれないものかというのは、今後の検討課題として、それも含めて積極的にやっていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 私は、子どもの貧困対策で大切なことは「寄り添う」ことだと思っています。子供たちは子供たちで寄り添う、大人は大人で寄り添いですね。そして、大人が子供たちに寄り添い。そこから学びという希望の光がとまります。中城村は、中城村らしく中城村に合った貧困対策に取り組んでいくべきだと思っています。そして、各地域で子供たちに寄り添いながら、みんなで子どもの貧困対策を取り組んだら、貧困対策も解決すると思っています。これで、私の一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時50分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 こんにちは。議長の許可を得ましたので、これから通告書に基づき

まして、質問します。

それでは1点目、浜田村政の3期目の公約についてお伺いします。3期目の公約について「土地利用の見直しで住宅政策を推進します」とありますが、具体的にどのような構想を描いているのか。また、新聞のインタビューでは「海側地区のまちづくりのその基礎をつくることだ」と述べていますが、どのような構想を描いているかお伺いします。

2点目、新庁舎（役場）建設についてでございます。これにつきましては、きのうもありませんでしたが、角度を変えて質問させていただきます。さきの3月定例会においても質問いたしました。①建設場所については、庁内でプロジェクトチームを立ち上げて議論し、決定し、5月末までには住民及び議会への説明を行うとのことでしたが、いまだに何の音沙汰もないが、経過について説明を求めます。②行程表からは、6月から基本設計に着手することですが、その経過・基本設計については住民や議会に説明するために不可欠とのことでしたが、いまだに基本設計ができていないのはなぜか、説明を求めます。それと、③庁舎建設に伴う、今後の村財政への影響は。これにつきましては、建設費約20億円、基本計画では18億円の予定ですが、恐らく18億円では無理だろうと、今後の経済や、あるいは物価の、高騰を考えた場合は20億円ぐらいは見積もらないといけないと思いますし、その中で10億円は現に積立金がありますから、残り10億円を借り入れた場合の、村の財政への影響について御説明を願います。

それから3点目、表彰条例の見直しについて。村の表彰条例には、功労賞、善行賞の2つの賞を設けてありますが、各分野ごとに例えば文化功労、あるいはスポーツ、芸術、芸能等に分ける考えはないのか。その他、条例条文を見ながら、再質問させていただきます。

4点目、中城村名誉村民制度の制定について、伺います。中城村名誉村民条例を制定する考えはないのか、お伺いします。

5点目、コミュニティーバスのこれまでの実績と効果、今後の運用について伺います。これまでのコミュニティーバスの実績と効果、今後の運用については今までどおり行くのか。見直しの必要はないのか、また課題はあるのか、どのような課題があるのか。これにつきましても、特に土曜、日曜、祝祭日は運行していないということですが、なぜなのか。これにつきましては、先ほど行われました県議会議員選挙、日曜日が投票日で行っていただきました。四、五名の方々から苦情がありまして、特に登又の方々から電話がありまして、投票所に行きたいんだけど足がないと、これは当然お年寄りの方だったんですけど。やっぱりそういうときには臨時運行をしてでも投票に行ってもらおうということ、こういう考えはなかったのかどうかです。それと、今度の公共交通モデル事業が、モデル条例として条例出してありますよね。それについても、この観光振興のためにという文言がありますが、やっぱりそうすると中城城跡まで運行してもらって、村民が気軽に中城村のシンボルである、また誇りである、世界遺産である中城城跡に行けるような運行計画をつくるべきじゃないかと思います。それは護佐丸バスについても一緒でございます。そういうことをして、村長の15万人目標にも少しは寄与するのではないかと思います。以上、その5点についてお伺いし、答弁を求めます。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番は私のほうでお答えさせていただきます。大枠2番につきましては総務課と企画課、大枠3番、4番につきましても総務課、大枠5番につきましては企画課のほうでお答えをさせ

ていただきます。

御質問の私の3期目の件でございますけれども、答弁が重複するところもあるとは思いますが、3期目、特に土地利用の見直しでの住宅政策ということでお尋ねですが、御承知のとおり、午前中に答弁しましたとおり、大型MICEの誘致で大幅に土地利用の見直しが今、求められているところでございます。これは、本村にとりましても絶好の機会といえますか、今まで大変農地法と都計法の中で、なかなかこの政策は進まなかったのが事実でございますが、今回の件で非常に大きなチャンスをいただけたんじゃないかということで私もしっかりと中城村としては、こういう考え方がありますということ、県との協議の中でも、しっかりと述べさせていただいて、その住宅政策の推進を実現していきたいなと思っております。

それとインタビューでの海側地区のまちづくりの基礎をつくることということも、これとも関連したことでございます。上地区と下地区、山手側と海手側という表現にもなりますけれども、そこでのやっぱり人口的なバランスも考えますと、海手側、下地区の人口増に伴う人口増を推進する一つの政策として、今の土地利用の見直しから、そして庁舎が吉の浦一帯へと移転するのは、これは確実にございますので、その吉の浦を中心としたまちづくりにも、今回の土地利用の見直しは大きな影響を及ぼすのではないかと、いい意味で期待をしているところでございますので、面整備も兼ねながら、しっかりとやっていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 新垣善功議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、大枠2の①と②、それから大枠3と4についてお答えいたします。

村長より4月7日にプロジェクトチームの辞

令を交付し、庁舎建設を行う候補地の選定作業を進めてもらい、5月25日にプロジェクトチームによりBゾーンが建設候補地として最も適しているとの報告がございました。ゾーンの中での具体的な場所は、まだ決定してございませんけれども、新庁舎は今後何十年にわたって行政の中心を担う建物となることを踏まえ、慎重に建設候補地の選定の議論を進める結果であると理解しております。とは言え、庁舎建設向けの計画に取り組んでいく必要があるため、早期に場所を、具体的場所を決定し、関係者の御理解と住民と議会への説明をしたいというふうに考えております。

そのBゾーンで、②ですね。①でお答えしたとおり、庁舎建設の具体的な場所がまだ未定であるため、基本設計については大変申しわけございませんけれども、まだ未着手というふうになっております。場所が決定次第、早急に基本設計へと移っていききたいというふうに思っております。

それから大枠3、中城村表彰条例の見直しについてでございますけれども、中城村の表彰条例では、御指摘のとおり功労表彰と善行表彰、これは団体表彰も含んでおりますけれども、各分野における賞を設けるかは、他市町村の状況も勘案しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

あと、中城村名誉村民制度の制定についてでございますけれども、本村にもすばらしい功績を残された名誉村民にふさわしい方々が数多くいらっしゃるのではないかとというふうに私も思っております。名誉村民条例の制定は、前向きに検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 新庁舎建設に伴う今後の村財政への影響について、お答えいたします。

新庁舎建設に要する経費は、調査設計の委託

費や用地購入費、建設工事費、移転及び備品購入費等を想定しております。

新庁舎建設の財源としましては、庁舎建設に対する国及び県の補助金、交付金制度がないことから、庁舎建設基金と地方債及び一般財源が考えられております。本村の財政運営の観点から、新庁舎の建設が将来の村財政に及ぼす影響を考慮しなければならないと考えております。また、将来の若い世代にとって過度な負担にならないよう、十分な配慮が必要であると考えております。

多額の事業費が想定されるため、村財政への影響はあるものの、財源の確保につきましては、平成11年度より庁舎建設基金を設置し、新庁舎建設事業のため基金の積み立てを行っていることから、起債額の縮減と一般財源の持ち出しを可能な限り抑制し、新庁舎建設が村財政に与える影響を最小限に抑えながら、計画的な財政運営を行いたいと考えております。

次に、コミュニティバスの実績等についてお答えいたします。平成27年度の護佐丸バスの利用実績につきましては、月平均1,980人、9カ月間の合計で1万7,784人が利用しております。利用者の半数は小中学生となっており、主に久場地区からの通学のための利用が多く、また琉大附属小学校、中部商業高校、普天間高校などへの通学での利用もございます。このことから、村民の子育て支援の1つとしても考えられ、またこれまで送迎を行っていた保護者の負担軽減にもつながり、効果は高いものと認識しております。また、一般の利用者につきましては、普天間リウボウや南上原のサンエー前での乗りおりが多く、これまで本村の課題となっておりました上地区と下地区を結ぶ公共交通の確保や公共交通空白地帯の改善にも一定の効果があったと認識しております。

さらに、個別的にわかった効果としましては、中城中学校に通う生徒の中に高校への進路選択

を行う際に、護佐丸バスが運行したことにより、中部商業高校や普天間高校等、進路を選択できるという事例があったと聞いております。本村には高校がないことから、村外への進路を余儀なくされるため、生徒の進路選択の幅を持たすことができたのは、大変効果的であったと考えております。

しかしながらコミュニティバス運行事業におきましては、日中の利用者が少ないということと、朝便におきましてはバスの運行ルートから外れ利用ができないという課題、北浜地区での道路の幅員が狭いといった課題はございますが、現段階におきましては、それ以外の大きな課題はないと認識しております。

しかし今後、利用者からの要望やさまざまな課題が生じることも十分考えられることから、有識者や関係機関、住民等で構成される中城村地域公共交通協議会におきまして検証を行い、課題に対しての対応を随時検討し、安定的な運行ができるよう努めてまいります。なお、当分の間、現行の状態での運行を継続したいと考えております。

それから、土曜日、日曜日の運行をなぜしていないかというふうな御質問がございましたけれども、これにつきましては平成26年度実験運行、それから平成27年度の実証運行を実施しております。実験運行、実証運行での土曜、日曜の利用者の状況を勘案しまして、現在、土曜日と日曜日は運休にしているところでございます。

それから、中城城跡まで運行したほうが良いというふうな御意見がございましたが、これにつきましては、現在、護佐丸バスにつきましては、日中は1時間30分程度をかけて村内を1周しているところでございます。そのバスが中城城跡まで運行するとなると、2時間以上で運行することになります。そうした場合の一般の利用者に影響を及ぼすことが考えられることから、中城城跡までの運行は現在行っておりません。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 順序よく再質問を行っていきます。

村長、私が聞きたいのは、そういう中で、どういう構想を持っているのか、村長の頭の中で。海岸側と言えば、ほとんどが土地改良した優良農地がありますね。それを潰して住宅政策を持っていこうとしているのか、それとも埋め立てを考えているのか。最近よくMICEが来るから、MICE、MICEとよく言いますが、私はMICEが来ても、あと10年、20年は、そう変わらないと見ていますよ。そういう意味で、海側の見直しをする場合に、皆さんが平成24年か、つくった基本構想の中でもうたわれているように、ちゃんとこれにのっとってやらないと、整合性が合わなくなるんじゃないかと思うんですよ。農地は確保しなければいけないわけですね。ちゃんと整備してあるんですから。その基本構想の中の均衡のとれた土地利用の推進という中でも、やっぱり農地を含めた森林、海岸線などの自然環境は本村の豊かな景観の根幹をなすものであり、積極的な保全、活用を図っていくということですが、その辺もちゃんと整合性が通るような開発、土地の見直しを考えているのかどうか。まずは農地を潰して住宅化していくのか、それとも埋め立てで行くのか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

その両方ともやりません。海を埋め立てることは、もちろんやりませんし、農地を潰すという、今の表現は全く違ったものでございまして、私は常日ごろから、その土地の利用度、言うならば土地の選択肢を広げていきたいんだという話を議会でもやってきたつもりでございまして。要は、もちろんその農業用地として確保されている土地があります。しかし、そこの中には遊休地、あるいは耕作放棄地、いろんな土地があ

ります。一番大事なのは地主の意向、地権者の意向、地域の意向であります。我々が基本構想でいろいろ、こうやっていきたい、そうやっていきたいという表現はありますけれども、しかし、それは地域の意向や、あるいは地権者の意向が、それと大きく外れない範囲であれば、しっかりそれに耳を傾けて地域の要望に、あるいは地権者の要望に応じていくべき可能性を広げていきたいという話でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ということは、今の土地改良区の中で遊休地や耕作放棄地のことを考えておっしゃっていると思うんですけど、それを利用しようということですけどね。その中で、村長の村政、2期8年経過しましたが。その中で農業振興についての予算がゼロと言っても過言じゃないですよ。ハード面での予算はいろいろついていきますけど、ソフト面での予算がないと。やはり中城村の産業と言えば農業ですよ。そして、先人たちはその農地を確保するために膨大な税金を投入して、土地改良してきたわけです。それは、ある程度整備されています。これから、どう活用していくかが我々の責任だと思っています。農業を、おろそかにしていいのかどうか、私はこれから農業が大事な時代になると見ています。食糧危機とか、いろいろありますでしょう。日本の食糧自給率というのは30%ちょっとでしょう、40%までは行かないでしょう。これは国の政策で今、やっているように農業振興、国は一生懸命進めている。我々の生存にかかわる問題なんですね。そういうことを考えていただきたいと思っておりますし、農業についてもうちちょっと力を入れていただきたいなど。ですから村長がどういう構想を持っているのか。確かに遊休地とか、私も農業委員しながら見ていると、多いですよ。これを、どのように解消していくかは農業委員だけじゃなくて、農林水産だけじゃなくて、真剣

に考えていただきたい。農業は中城村の産業ですよ、第一次産業。その辺を、ひとつ考えていただいて、3期目、頑張ってもらいたいと思います。

それと、2点目に移りましょうね。これにつきましては、3月の定例会においても質問をしてみました。私は、場所を早目に決めてほしいというのが本音でございます。庁舎建設については、当然、喫緊な課題でございますので、早目につくっていただきたいと。急がば回れという言葉もあるように、急いでつくって、後で後悔するよりは、本当に真剣に細かく検討して、つくっていただきたいと思っています。

そういう意味で、場所については検討委員会の中でも4カ所を、4ゾーンをつくって、答申があり、それを庁内の課長会議の中でも決めきれない。そして、今、プロジェクトチームを立ち上げてやっていますけど、ある程度Bゾーンということで、Bゾーンのどこなのかということがまだ決まっていなくて。なぜ、決められないのか。Bゾーンの中で見た場合、当然つくる場所はある程度決まっていると言っても過言じゃないと思うんですよ、私は。村長は、そのBゾーンの中で、どこを希望しているのか。それは村長、決めてもいいんじゃないの。話によると、Cゾーンを何か望んでいるような話も聞こえてくるものだからね、内部から。その辺を、このプロジェクトチームの中では、Bゾーンと決めた以上、そのBゾーンのどこをやるかは、あなた自身が決めてもいいと私は思うんです。それに基づいて議会にも説明をして、その説明をして、我々も質疑して、疑問点を出し合って協議して、そこでみんなが互いに譲り合いながら決めていけば、後はもう基本設計をつくって、住民に説明して着工すれば、早目に行くと思うんです。なぜそういう手順なのか、特にプロセスは皆さん方が全くないと言ってもいいですよ。そして資金について、どのようにやるか

ということは、議会に説明してもらいたいですね。これは火葬場の建設問題でもそう、資金がなくて進めようとして、ああいう格好でしょう。やはり物をつくるには、お互いお金がないと庁舎はつくれませんでしょう。その資金はどうして、どのように調達して、どのように借りた分は払っていくという、そういう計画書も議会に出してください。これは、町村議長の会報の中にもあるように、財政力指数とかそういうのがありますよね、課長。そういうのを基に、説明してもらいたいですよ、議会にね。それがなぜできないのか。村長は、そのBゾーンの中でどこを望んでいますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

まず最初に、情報通の新垣善功議員、私が内部で発言したことまで、Cゾーンの話をしていただきました。それは、それで私の思いは話しました。そして、いろんな方々からの話も聞きました。当然ここにはいろんな、自分たちの一長一短、あるいは自分たちはこう思うというもの、その議論のぶつけ合いがあって、そこには議会でも私、お話ししたかどうかわかりませんが、例えば上地区でつくるか、下地区でつくるかの議論であれば、それは圧倒的に、私が責任を持ちますから私が決めますでできたと思うんですが、今回のように、Bゾーン、Cゾーンですか、そんなに大きな差はない。吉の浦一带という捉え方で考えたら、私がずっとお話ししている吉の浦一带を中心にまちづくりをしていきたいというものにもかなうものですから、私自身は若い人たちが決めたものについては、文句も言わない、あなた方がやりたい、つくりたいところで私も大きな、言うなればゆがんだところがないのであれば、そこで承認しますよと私は話してあるわけですから、今、私がBゾーンの中で、ここで決めるという言い方は、またそれに反することになりますので、まず一たんは、そのプ

プロジェクトチームで決めたことを私に上げてもらって、これに法規上、あるいは私の考えているまちづくりとは大きな差がないということであれば、そのまま決裁をして、決定をしていこうと。そういう手順で考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それと、新庁舎の基本理念として、大地震等の発生時には救援救助活動や災害復旧活動を迅速に行うための機能を有し、また、情報の収集、発信をする防災拠点としての役割を果たして、そして電気、こういう通信の非常機器や生活物資などの防災備蓄を確保するための設備も考えるということになっていますが。県の防災マップ、これを皆さん方は、総務課長、これは平成25年の4月につくってありますが。今、Cゾーン、Bゾーンについては、津波の浸水地域になっているんですよね、津波ハザードマップから見た場合は。これは皆さん方がつくったもので、これを見てやっているのか、皆さん方の場所選定については。そういう災害時に、これは使わないといけない。もしそこが浸水して、その庁舎が使えなくなったらどうなるんですか。皆さん方は村民の生命、財産を守れる自信はありますか。防災拠点としての機能も考えないといけないわけですよ。そこら辺考えて、議論をしているのか、このプロジェクトチームは。これは誰が責任を持ってやっているのか、これは任せきりなのか、誰かまとめる人がいるんじゃないのか、課長クラスが。これは、誰がやっていますか。答弁してください。このハザードマップ、これを見ながらやっているのかどうか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私たちは検討委員会からの答申を受けたときに、この検討委員会の中で、今、議員がおっしゃる津波があったときの対処の仕方というの

は、もちろん全部、琉大の神谷先生を筆頭に検討されてきたわけです。津波1点をとって、だけ考えるのであれば、それは当然、南上原、高台がいいですよ、津波1点だけであれば。ところが、この何十年か庁舎を維持する、村に庁舎をつくるということになると、そういうことだけではなくて、全部を勘案して、土砂災害も含めた、今、災害の話をするればですよ。災害の話をするれば、台風時、いろんな土砂災害も含めて、ここがいいだろうということをもとにして、答申を受けた、その候補地をもとにして、今のプロジェクトチームに場所を選定してくれという話です。今、議員がおっしゃったものは、既に検討委員会で全部練って、解決というか、そういうものを想定して出てきたものでございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 最初に戻りますけど、そのメンバーを指名したのも村長ですよ、当然ね、検討委員会の。これは、議会は同意していませんよ。検討委員会、調査検討委員会のメンバーというのは。そしてその中で、皆さん方は規制をかけているでしょう。吉の浦会館の近く、周辺だと。今、村長が言われたように、その付近だという。これは基本構想の中にもうたわれていますよね、集約化。確かに今までは集約化、公共施設の集約化しようという考えがあったのは間違いない。しかし、これはあの東日本大震災の後には、公共施設については、ある程度分散化を考えないと、災害の場合に大変なことになるということで、今、分散化が主な考えになってきていますよ。今からでも遅くはないと思うんです。もう一度検討して、早目に検討して、早目に場所を決めて。最初からこの付近だと限定してしまったら、検討委員会にはもっと幅広く村全体の中でどこがいいかと、交通の利便性や、あるいは道路網、アクセス道路

のものも全部考えて。フリーでやってもらわないと、今、村長が言われたように、その吉の浦会館付近を、村長の頭の中にはまちづくりの拠点にしようという。

しかし、今はそういう時代じゃないですよ。そういう災害のことも考えないといけないし。この津波の問題だけじゃなくて、高潮の問題も全部これにうたわれている。来るか来ないかわからないけれども、しかしこれ、マップをつくった以上は、ある程度それをもとにして、お互いは検討すべきだと思うんです。

それと、このプロジェクトチームに場所を選定させていますけど、私はプロジェクトチームには場所じゃなくて建物の中の課の配置とか、そういうのはわかりますよ。やはり庁舎の建設場所については、村民が使いやすいよう、ほんとに利便性よく村民優先で、利便性を考えるべきだと思うんです。行政は最大のサービス業とよく言われてきたでしょう、今まで。村民が行きやすい場所。できれば国道沿いがほんとはいわけですね。その中で、ほんとに上地区、下地区の東西南北が集まる場所、交通利便性のある場所も検討の中に入れるべきじゃないかと私は思うんです。しかし、ここまで来た以上は、恐らくそういうのではないと思うんだけど、そういうのを勘案して、お互いはやるべきだと思うんです。

そして、役場のプロジェクトチームに場所を決めさせるということは、私は非常に考えにくいんですよ。職員は中身のことを考えればいいんです。課の配置とか、いろんな中の、自分たちが効率よく仕事ができるように。それは認めましょう。そういう意味で、ひとつ考え直すことはないと思うんだけど、そういうことも本当は考えてほしかったなと思います。

それでBゾーンについても、私の見た範囲では、考えでは当然吉の浦通りに面したほうがいいですね。国道329号から吉の浦会館に行く

メイン道路、あれは何道路と言ったの、吉の浦道路と言っているの。あの通りに面したほうがいいわけです。だからそれを決めてくださいということです、村長。決めていいんじゃないの。ひとつ、場所についても早目に議会にも提示して、議員の皆さん方ともお互いに議論しながら、協議しながら決めていきましょう。できれば村民も、ほんとは一緒にしたいんですけどね。

次、財政の問題です。例えば今、考えてみると18億円の予定を組んでありましたけど、20億円ぐらいはかかるんじゃないかと、今後の物価が上がったり、また2020年にはオリンピックも来るし、手不足でいろいろあると思うんですよ。そのうちの10億円は今、ありますよね。10億円は単費で村債を起こして借り入れしないと。そのときの支払い方法、何年で支払っていくか、そして幾らで借りて、毎年幾らずつ支払いをしていくのか。そういうのも議会に示してほしいんですよ。財政的な面も。議会が一番心配しているのは財政的なものですよ。皆さん方は、お金はあるということで今、理解していますよ、私は。お金があるからつくるということで来ていましたけど、しかしそのお金があるから、ただあるんじゃなくて具体的にどうあるんだと。そして税務課長にもお願いしたんですけどね、その自主財源がどのように今後、10年間、あるいは15年間、どのように伸びていくのか。ある意味では減っていくのか。そういうのも我々に示してもらって、我々も判断、議会も判断しないとイケないわけです。それは、皆さん方から一般会計予算に1億円の予算が来て、基本設計、実施設計、ボーリング調査と1億円がぱっと来て、具体的にわからないわけですよ。この庁舎をつくるために、幾らのお金を借金しなくてはいけないうか。じゃあこれを払うには、どうしていくんだと。これから学校のプールもつくる、護佐丸資料館もつくって、これまで出なかった6,000万円も出るわけですよ。

う。去年までは出なかった6,000万円、今度は、毎年これが出ていくわけでしょう、経常経費として。また今度、庁舎もつくる、出る。こう重なっていくと、財政がどう持つかですよ。私は、一番これが知りたいわけよ。こういうのを議会に示してもらわないと、単なる自治会の会合では困るんですよ。そういう意味では、そういう資料も総務課長、つくって出してもらえますか、説明会の場合は。これは村長もオーケーですよ。当然ことです、これは。自分のおうちつくる場合に、お金はなくて、つくれるわけではないでしょう。それで今、なければ借り入れしてつくと。これは企画課長のほうがいいかな。こういう財政力指数というのが出てきますよね。経常収支とか、あるいは自主財源の比率、今後の比率とか。あるいはまた経常収支の比率とか。今、中城村は84%ですよ。今後、また上がっていくと思いますので。そして一番、実質収支比率が県内で一番最下位ですよ。去年は2.3%ということで、出ていますよね、統計が。そういうのも示してもらって、果たして財政にどういう影響するのか。そうすると、村民に対しても、こうこうでつくりますから、ぜひ村民の皆様も理解していただいて、協力していただいて、我慢するところは我慢しましょうというところまで持っていくべきだと私は思います。これがまさしく協働のまちづくりなんです。村長、その辺について、村長の考えを。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

考え方としたら、今の議員と全く同じ考え方でございます。私も財政をしっかりと見極めながらしか村政はつかさどっていきませんから、全く同じ考えでございますし、また、今、うちの企画課長のお話があった、これからどのぐらいの借金を重ねて、支払いがどうなっていくという、そのお尋ねだと思いますので、それもしっかりと金額がわかり次第、大まかにわかり次

第でもいいと思いますよ。皆さんの参考に、判断材料の参考になるような程度のものは出せると思っていますので、今、順調に進んでいる、少しおくれぎみですけれども、ある意味順調に進んでいる状態ですので、その時期がきましたが、しっかりとまた説明をさせていただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 2点目の最後の質問になりますけど、ひとつこれはお願いと言っていいかわかりませんが、基本設計に入っている場合は、どうぞ議会の要望も十分入れて、この議会の、今、委員会室も余りよくないし、それで議員が勉強できるように議会図書室もちゃんと整備するように要望が来ると思いますので、ひとつその辺は最大の御配慮をいただきたいと思います。

それでは、1、2は終わりました、3番目、表彰条例の見直しについてでございます。これは、功労賞、善行賞の2つですよ。功労賞の中身をもっと細分化できないかなということなんです。というのは、ことしのハチウクシーに参加して感じたことなんです。国の叙勲をもらった方に善行賞というのは、いかがなものかと私は思うんですよ。宮城 清さんに対して善行賞と。功労賞と善行賞の意味も、もうちょっと理解してほしいなと思うんです。ある意味では特別功労賞でもいいし、お互い生きている社会には文化、あるいはスポーツ、いろいろな分野があるんですよ。そういう意味では、これは細分化して、もうちょっとわかりやすいような方法はないか。今、私が提案したことについて、村長の考えを。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

実は、今の宮城さんのお話は、私も実は懸念していたところで、国の表彰を受けた人に、逆に失礼にならないかと。これは、名称は別にし

まして、私も、今、議員から言われて、そうか名称もそのとおりだなと思いましたが、国の表彰を受けた方を、村の表彰というといかなものか、まずは打診してくれないかという話をやった覚えがあります。

そういう意味で、非常に人格者でもございませし、喜んでいただけたのは幸いでしたけれども、今、議員がおっしゃるように、我々も過去の例だけを、ただ踏襲するだけではなくて、今みたいにいろんな分野で活躍した人に対しての名称変更といいますか、そういうものも検討しながら次のハチウクシーには、しっかり議員からの御提言を参考しながら、やらせていただきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつ総務課長、村長もそういう考えだから、早目に来年に間に合うように、他市町村を参考にしながら、条例改正して早目に上げて、来年から実行できるようにしてください。

それでは4番目、中城村名誉村民制度について伺いましたけど、村長、それについてはどう考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に難しい答弁になると思うんですが、実は余りその辺を深く私も不勉強で追究したことがないものですから、今後、他市町村の例も見ながら、そして今の表現だけで考えますと、十分値する人たちは村内にいると思えますし、また、村民栄誉賞と今の名誉村民と、その辺の違いからしっかり勉強させていただいて、真剣に検討させていただきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これも、この前の護佐丸資料館開会式に、日本でも優秀な作家がいますよね、大城先輩がいるし。また、村長のいところである浜田剛史元世界チャンピオンもいま

すしこの中城村から100年に1度しか出ないと言っても過言でないと思うんですよ。浜田さんについては本土で活躍していますよね、ボクシング解説でやっていますから。そういうところで、やっぱりある意味では中城村出身だというアピールができるように、そして中城村から情報発信できるようにしてほしい。今度もプロ野球選手第1号ということで多和田真三郎も出だし、彼はまだまだ実績はこれからですけど、お互い見守っていきながら、将来はそこに持ってっていくようにしてほしいなと思えますので、ひとつその辺についても考えていただきたい、真剣に。そうすることによって、中城村の子供たちは夢が持てると思うんですよ。村長の3期目も。子供が夢を持てるような、お年寄り何とかでありますから、その辺をやっていただきたいと思えます。

それからコミュニティーバスについて、もうちょっと活用してほしいと思う。中城城跡に村民が気軽に行けるような運行体制の見直しができないものかどうか。時間が2時間かかるからダメじゃなくて、もっと工夫して、そして、村民が気軽に中城城跡を見ながら、1日過ごせるような、心の癒しにもなると思うんですよ。もったいないじゃないかと。

今度来るスクールバスについても、恐らくそれは、基本的には就学バスとしてが主だと思うんですよ。しかし、護佐丸バスについては、こういうルートを考えてほしいなと思うんです。その辺について、企画課長は、課題はないという、さっき答弁していましたが、課題は探せばたくさんありますよ。知恵を絞って出せば。村長の言っている日々改革だと。毎日が改革ですよ。もうこれで終わりじゃないんですよ。きょうよりはあす、あすよりはあさってと、常に改革していいものを求めていくのが、皆さん方の村民福祉向上の、皆さん方の仕事だと思うんですよ。その辺、もう一度、お聞きしますけ

ど、こういう検討する考えがあるかどうか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

非常にいい提言だというふうなことで捉えております。確かに我々の財産であります中城城跡に、村民の方々が、より多くの村民の方々が足を運んで、そこでいろんな城跡を見ながら、癒やしになるということであれば、その辺は十分検討できることだと思います。

ただ、1点だけ、現在、コミュニティーバスと一緒に護佐丸タクシーの運行も行っております。それについても、できるだけ観光への活用も今年度、考えておりますので、まずはバスではなく、タクシーの利用から検討してもらって、我々は我々でバスとしても今後、将来的にそういうことができるのかどうかというのは、内部のほうで検討していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 村長、3期目当選したし、私も、あと残り2年ちょっとです。お互いに議論して、そして切磋琢磨しながら村政の発展のために頑張っていきたいと思います。ひとつ頑張ってください。以上、終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時23分）

~~~~~

再開（14時34分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。まず、一般質問に入る前に、浜田村長、3期目の当選おめでとうございます。村民も期待していると思いますので、村政へのかじ取り、ますますの御尽力をお願いしたいと思います。あわせてまた補欠選でお二人が仲間入りいたしました。やはり議会議員とし

て、議員の職責と職務を一緒にまた果たしてまいります。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。大枠の1番、奥間斜面部の開発行為について。奥間喜納原の斜面部の開発行為について、昨年9月定例会の一般質問でも取り上げましたが、地域住民が懸念したとおり、またもや4月の大雨で擁壁の崩壊や造成工事地での土砂崩れが発生し、4月13日には近くの飲食営業店舗に対しまして、村から避難勧告が発令されておりました。①本件開発業者は、赤土等流出防止条例違反、県土保全条例違反等々、隣接地への無断開発を含め、県から造成工事の停止命令及び災害復旧工事の是正指導を受けている矢先に、今回の土砂崩れが発生しており、今後の台風シーズンを迎え、大規模な土砂災害の発生が懸念されるが、開発業者である株式会社森の郷おくまは、今後も開発行為を進めていく意図があるのか、伺います。

大枠の2番、太陽光発電設備設置に伴う進入道路の件でございます。別の業者が喜納原の奥間自治会所有地に隣接する自社所有地に、太陽光発電設備の設置計画があります。その進入道路の新設工事の情報があるが、開発行為の申請があるかどうか、伺います。

大枠の3番、奥間自治会からの要請書について。それにつきましては、大枠1番、2番に関連して、土砂災害警戒区域となっており、開発行為による大規模な土砂災害の発生が懸念されるところでございます。平成18年に発生した北上原・安里地区の大規模な地すべり災害を教訓に、区民の生命・財産を守るため、全ての開発行為に対し断固反対する旨、区民署名入りの要請書が奥間自治会、奥間地区の自主防災会及び各種団体代表名で村長宛てに、たしか5月20日に提出されているかと思っております。村長の所見を伺います。

大枠の4番、上川原の地権者説明会の件。土

砂崩壊防止対策事業に関連して、5月11日開催の上川原の地権者説明会の経過報告をお願いします。

以上、簡潔明瞭な答弁を、よろしくお願いたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましては、都市建設課のほうで、大枠3番は総務課、大枠4番につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうで大枠3番といいますか、大枠1、2についての所見を述べさせていただきますかと思っております。

議員おっしゃるとおり、5月に奥間区民からの要請書をいただきました。当然のごとくと言ったら語弊がありますかね、住民の、これは大いなる総意でございますので、大変重く受けとめさせていただきます。尊重させていただきますし、また、今、議員も御指摘といいますか、その通告書もありますけれども、平成18年の北上原の土砂災害から10年なんですね。6月10日で満10年になりました。そういう意味でも、いま一度、やはり中城村はこういう斜面地、大変危険な箇所なんだと。それを安易に許認可で杓子定規でできるものではないということを、私も村長として、しっかりと県や、その関係機関を通じて、村の思いをしっかりと伝えていきたいと思っておりますので、奥間区民の皆さんともしっかりとまた話し合いを持ちながら、どういう方向に持っていくかを、しっかりと検討して進んでいきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 では、伊佐則勝議員の大枠1と大枠2について、お答えします。

大枠1について、現在指導しているものが是

正されてからの話ですが、きょう現在、取り下げや計画断念の話はないので、分譲農園の開発を進める方針と捉えています。大雨で擁壁及び土砂崩れで、県から工事の停止命令をしたにもかかわらず、4月末に他の現場から土を搬入しているとのことで奥間自治会長から通報がありまして、現場へ行って、工事をストップさせ、搬入した全ての土を搬出させ、ブルーシートで覆うよう対策を命じました。規模の大きさと、これまでの経緯から県も慎重になっており、県の中部保健所、土地対策課、南部林業事務所と村の都市建設課、農林水産課で連携を密にし、奥間の開発について今後の対策を検討する予定です。

大枠2について、村条例の建築物を伴わない開発行為に関する指導要綱に基づく届け出が提出されています。この計画の中で、進入路は森の郷おくまの開発道路から進入する内容になっていますので、森の郷おくまの開発が是正されないと、この計画は認められないという旨を会社のほうに伝えてあります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 大枠3について、お答えいたします。

奥間地区より提出された要請書を受け、村としては、県、関係機関において開発行為等を許可する際には慎重な対応を求めるとともに、開発業者の違反行為等に対して監督・指導を徹底するよう、土地対策課、それから海岸防災課、建築指導課、中部土木事務所、南部林業事務所、それから中部保健所に要請をする準備を進めております。県のほうも、そういう我々の一報を聞いて、関係機関と連携を密にして協議をしたいというふうな報告が届いております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 それでは、伊佐則勝議員の大枠4についてお答えいたします。

上川原の保安林指定同意に伴う地権者説明会は5月11日に奥間公民館において開催をいたしました。上川原の地権者は、相続人を含めて31名おります。今回の説明会には、相続人の代表者を含め10名の方に案内を通知して、3名の方に参加をしていただきました。その中で保安林指定の主旨を説明し、同意依頼をしております。これまで6名の相続人からは、同意を得ることはできております。ただし、残り25名が未同意ですので、今後も同意作業については、早急に進めていきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

議員の皆さんには、この、いわゆる土砂災害、崩壊現場の写真配付をしておりますので、参照ください。まず、大枠の1番ですけれども、工事の停止命令にもかかわらず、土砂崩れ現場に、よそからの残土が搬入されてきておりました。残土撤去作業の命令を出して、片づけているようでございますけれども、その行為そのものが法令違反行為にならないかどうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

本来は、よその現場から捨て場を調査したら、糸満までの搬出する場所を奥間に切りかえてやっていますので、違反行為になっています。そのことで報告して、業者も呼んで15台入れてありました。しかし、下まで入っているものですから、その倍の40台、50台を出してブルーシートで覆うように指導して、一応は全部撤去させています。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 災害復旧の是正指導が入っている最中でございます。その災害復旧の請負工事業者と、その搬入した業者は、同じ業

者が搬入したのかどうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

元請から受けた下請会社、孫請会社が、ここに無断で不法投棄を行っていました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 現地の開発規模の大きさと、これまでの、いわゆる経緯から、県も慎重になっており、県との連携を密にし、今後の対策を検討する旨の答弁がただいまありましたが、村の関係課、都市建設課、農林水産課と、それと県の、先ほども農林水産課長から話に出ておりました、答弁がありました、県の関係機関との協議の場が持てないかどうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

関係課と連携を密にして、先ほども総務課長から答弁がありましたけど、今月末に関係課の日程をとっています。関係課としては土地対策課、建築指導課、中部土木事務所、中部保健所、南部林業事務所、それから村のほうは都市建設課、総務課、農林水産課で、会議を持つために日程調整をしています。会議の内容としては、現状報告をし、情報交換をして、対策協議と。それから意見交換をして、この開発をどういうふうにやっていくかというのを協議して、連携を密にしていきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（14時52分）

~~~~~

再 開（14時52分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

追加答弁いたします。

都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 その会議の中で、村の意向を十分に県のほうに伝えていきたいと思っておりますので、その辺の今回の会議となります。この会議も、1回で終わるんじゃないかと、この

森の郷の開発がとまるまで連携していきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 先ほどは大変失礼しました。農林水産課長ではなくて、総務課長からの答弁に訂正させていただきます。

では、そこら辺の県との連携、継続した今の森の郷おくまの開発のやり方、非常に法令の違反、やりたい放題というふうな、誰が見てもそういうふうな感じを、地域住民、持っておりますので、そこら辺はしっかりと監督官庁も含めまして、協議の場を重ねて地域住民が安心・安全にできるような、また話し合いをですね、県とも十分に今後やっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大枠2番のほうに移ります。初めに断っておきます。別に自社所有の土地でございますので、太陽光発電の設置について云々を言うつもりは全くございません。ただ、その自社所有地、設置する場所までの進入路が現在ないものですから、情報によると、今の開発場所の道路を使うんじゃないかというふうな情報がありまして、その進入道路の件を質問しております。その件について、また再質問をさせていただきますけれども、進入道路の新設工事の申請がなされているということでしょうか、

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

森の郷の里道を利用して、その太陽光発電までの設置を、うちのほうと、担当と協議をしていたんですけど、今、森の郷の開発がストップしていますので、今の太陽光についても、今、ストップしている状況です。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 それでは、その森の郷おくまの開発の是正がなされなければ、進入路の計画は認められないと理解してよろしいでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

太陽光そのものは開発行為に当たらないものですから、あくまでも今、太陽光は250平方メートル以上であれば、景観条例で指導はしていきますけど、今、進入路がないと。恐らく今、奥間、字区の道路を使わなければ、その現場には行けませんので、奥間もそれは進入させないと言っていますので、あとは奥間の森の郷ですか、そこが是正しない限り、通行ができないというふうになって、開発も、太陽光の建築もできないんじゃないかなと思っています。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 それでは、大枠の3番に移ります。

その要請書の中にもございますけれども、奥間区民は開発行為による大規模な土砂災害の発生を強く懸念し、署名活動の行動を起こして村長に対して要請書を提出した次第でございます。これまでの開発行為における違反行為及び現場状況を見れば、これ以上の開発行為は大規模な災害の危険性があると判断せざるを得ません。地域住民の願いは開発行為のストップであり、森の再生でございます。村としても、県の関係する監督官庁と連携を密にして、善処をやっばり願いたいと思っております。ひとつよろしく願います。

ちなみに今年も6月26日になりますか、全国一斉の防災訓練がありますけれども、奥間自主防災会も土砂災害、全国防災訓練をその日に実施することになっております。

続きまして、大枠4番のほうに移ります。地元に住所を有していない相続人も大勢いらっしゃるかと思います。その同意作業も大変御苦労しているかと思います。今後とも、地権者への説明会、あるいは同意作業を引き続きしっかりと期間目標を立てて、取り組んでいってほしいと思っております。そこら辺また、同意作業

の進捗も、かなりおこなっているのかなというふうな感もいたしますので、そこら辺、早目に説明会、同意作業等の進行を期待しまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時01分）

平成28年第3回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	平成28年6月10日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成28年6月17日（午前10時00分）		
	閉 会	平成28年6月17日（午後3時26分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	比 嘉 麻 乃	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 徳 正
	4 番	外 間 博 則	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	石 原 昌 雄	2 番	比 嘉 麻 乃
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	知名 勉	議事係長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企画課長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企業立地・ 観光推進課長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都市建設課長	新 垣 正
	総 務 課 長	新 垣 親 裕	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	津 覇 盛 之
	住民生活課長	仲 村 盛 和	上下水道課長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教育総務課長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生涯学習課長	金 城 勉
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教育総務課 主 幹	安 田 智
	健康保険課長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に外間博則議員。

○4番 外間博則議員 おはようございます。通告書に基づき一般質問を行います。4番 外間博則議員です。よろしくお願いします。

せんだって、行われました6月5日の村長選において、浜田村長、3期目の当選おめでとうございます。本村を代表する村長が公約で掲げている住みよい村、住みたい村、これはもう村民皆さんも期待していただきたいと思います。頑張ってください。よろしくお願いします。また村議として補欠選挙で仲眞功浩さん、比嘉麻乃さん、我々と一緒に議会活動を村民のために頑張っていたいただきたいと思います。おめでとうございます。

それでは通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

大枠1. 本村の有形民俗文化財、津覇自治会における龕屋の修繕について伺います。

大枠2. 農業振興についてであります。①農業振興地からの全体見直しは現在行われていませんが、その5年おきの全体見直しは行われるか伺います。②本村の農道(和宇慶地区内)の津覇勢理原(太陽の花出荷場)付近の農道整備について伺います。③村内での遊休地対策は、どのように今後行っていくか伺います。

以上、簡潔で明瞭な答弁をよろしくお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

大枠2番につきましては、農林水産課のほうでお答えをいたします。私のほうでは、御質問の大枠2の③について、遊休農地の対策でございますけれども、せんだって、新垣善功議員からの御指摘と御提言などもございました。本村としても非常に頭を痛めているところではございますが、当たり前に中間管理機構の活用だとか、農地バンクだとか、いろいろな対策の方策の一つはございますけれども、今後これだけは当然、その対策にはなっていないと思っておりますので、どうぞ外間議員からのまたご提言などもございましたら、また皆さんと一緒に考えていきたいなと思っております。今後、懸念される材料の一つとして、認識をしております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

○教育長 吳屋之雄 外間博則議員の御質問大枠1について、お答えします。

津覇の龕屋につきましては、平成25年度に沖縄振興特別推進事業を活用して整備を実施しております。整備を実施するにあたり、当時の津覇地区の自治会長や議員など各種代表者と有志を含め調整・確認を行い整備をいたしております。その後の、再度の整備要望ではございますが龕屋前の斜面地については、即、崩落の危険性はないものの、徐々に浸食されていく可能性はあると考えられます。要望しております整備につきましては、現在、改修に充てられる補助メニューがない状況でございます。各種緊急経済対策交付金等の各種補助メニューが出てきた場合に検討を考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは外間博則議員の大枠2について、お答えをいたします。

①について。全体見直しについては、現在、基礎調査を行っており、7月上旬には地域ごと

に関係地権者に対し農業振興制度についての説明会を開催し、その説明会を通して全体見直しにかかる農用地利用計画変更希望申出書（除外希望申請書）を提出していただくことになっております。提出のあった計画変更希望申出書を取りまとめて、農用地区域からの除外の検討をし、農用地利用計画の案をまとめ、それらを基に沖縄県と協議を行い、中城農業振興地域整備計画書案を作成し沖縄県の同意を得たのち公告縦覧等を経て策定となります。今後、農用地利用計画変更申請（一部除外申請）につきましては、整備計画が策定されるまでは、説明会や農林水産課窓口で配布する計画変更希望申出書によって行うこととなっております。その計画変更希望申出書の受付は7月から8月を目途に実施の予定をしております。②について。当該農道は津覇勢理原2号線になりますが、現場を確認しましたところ、約10メートルの区間で路肩部分の法面が洗掘され舗装止めが崩れ落ちており、舗装にまで影響を及ぼす可能性がありますので、今後補修を検討したいと考えております。③について。農業委員会では、法令に基づいて年1回村全域の農地を対象に利用状況調査を実施しております。平成27年の利用状況調査を実施しております。現在は遊休農地所有者に対して、利用意向アンケート調査を行っております。今後は調査結果により、自ら耕作を再開できないと回答した所有者に対しては、農地中間管理事業による担い手への貸し出しを行うよう働きかけて行きたいと考えております。また、農業委員会では、農地所有者に対し農地中間管理事業の周知と活用を促すために、各地域に看板を設置する計画もしており、今後も遊休農地解消に向けて取り組んで行きたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 それでは再質問を行いたいと思います。

大枠1、津覇有形文化財であります津覇の龕屋の斜面地、現在見ると危険度が高い、保護に関しても斜面地であり、ちょっと危険な状態で龕屋周辺、敷地も合わせてどのように。修繕は行いましたけれども、土留めですね、これは平成24年でしたか、改修を行って土留めを行っているんですけども、その後、斜面地についての安全防止対策がまだ取られていない状態で、今現在、龕屋も現状に留まっている状態です。この津覇の龕屋敷地、龕屋は平成18年3月27日に本村の有形民俗文化財に指定されております。そのためにも文化財を保護する意味で教育委員会としてどのように保護していくかを今後の検討をどのようにしていくか伺います。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

村の指定文化財でもございますし、希少性の高い重要な文化財だと認識はしております。その現状が崩落倒壊など文化財の維持に支障を来し、緊急性があれば厳しい財政状況の中でも早急に対応すべきだとは思いますが、現状は平成25年度に工事をして以来、変化がない状況だと認識しております。現状は維持管理上の支障といいますよりも利用上の利便性の向上や使用上の安全性を高める要素が強いと考えられます。予算もございますので、単費での改修というのは現在困難だと思われまので、一括交付金文化庁の補助もない状況でございますので、先ほど教育長の答弁でもございましたけれども、緊急経済対策等があった場合に、補助メニューを活用して考えていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 ただいまの件については、去った平成26年度の12月議会でも一般質問で質問をしております。これまで龕屋について、基礎調査の段階で予算化はされていると思いますが、その後、この安全性に対して傾斜地ですね。9年マールー事業というのも津覇自治会で

行っております。9年に1回、龕屋で御願を9年に1回行っております。その中で龕屋自体、建物の改修は行っていませんが、中身については9年に1回どうしても木枠でつくられた龕屋がありますので、湿気とか、腐食した部分を9年に1回改修を行っています。この龕屋を出すときにやはりナーというんですけれども、この敷地部分が傾斜のため、出し入れにはちょっと危険性を伴うと。滑ったり、年配の方々も皆さん拝所に来て、行事のときに危険性がないかと思しますので、この傾斜部分を保護対策として、転落防止のための保護を行ってもらえないかどうか伺います。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉

○生涯学習課長 金城 勉 お答えします。

ただいまのお話の中で使用上の安全性を高めるといった内容の御要望だと思いますけれども、議員との現場での調整後、業者のほうに概算の見積もりを取りましたところ御要望の工事を実施するに当たり、数百万円程度の予算がかかるということからも単費の実施は困難かと思えます。これまでも文化財の整備事業におきましては、各種交付金補助金で対応している現状もございますので、単費での即工事というのは困難かと思えます。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 ただいま生涯学習課長からの答弁もありましたけれども、この補助メニュー等を現在は単費では行えないとそういう答弁でありましたけれども、補助メニューについては、このめどはあるのかどうか。今年度中ではなくてもよろしいですけれども、補助メニューを検討していただいて、大体でよろしいです。いつごろ、来年。今年中でもなくてもよろしいですけれども、大体めどとして、いつごろ予算化して安全防止対策を行っていただけるかを伺います。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

一括交付金で一度工事をしているので、再度の一括交付金活用というのは、非常に困難であると思われまます。一括交付金ですと、毎年実施は可能ですけれども、今申し上げたような一度工事をしている事業に対しての再工事という困難な状況がございますので、先ほど申し上げましたように年によっては緊急経済対策等の交付金がございます。これまでの文化財の整備につきましては、平成22年に地域活性化経済緊急対策臨時交付金というのがございました。政府の政策等でその年々に緊急経済対策というところでの事業がいつあるかというのが定かではありませんので、そういった対象になる事業がありましたら優先順位を高めて整備してまいりたいと思います。期限につきましては、いつという指定というお答えはできない状況でございます。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 このただいまの生涯学習課長の答弁もありましたけれども、実際、これまで行われた改修も行われてはいます。平成24年ですか、土砂が流出して、龕屋の上のほうに個人の所有する土地がありまして、そこから大雨時に土砂が流れて、龕屋の敷地、石積みされているんですけれども、龕屋に土砂が流出して、この土留めをするための擁壁はやっていただいております。そのときに修繕及び龕屋の整備ですね、一括交付金を活用して、我々自治会としてもそのような要望等はしていませんでしたが、今後、当時であれば要望があれば工事もできたと思います。今後、一括交付金以外に補助メニュー等がございましたら、この将来的にも龕屋を保護するための現在はそんなに崩落というほどではないんですけれども、実際災害が起きた場合に、地すべりが起きたり、文化財本体自体が破損がないような敷地を整備していただきたいと思えます。ぜひ一括交付金を活用した事業ではなく、村の有形民俗文化財でありま

す。その保護のためにぜひとも保護する意味で頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に行きます。大枠2. 農業振興について、お伺ひします。先ほど、農林水産課長からも答弁がございましたけれども、中城村において5年の見直しというのは、これまでは行われてはいませんが、前回12月ですか、議会でも質問させていただきましたけれども、その間、5年以内の見直しを行われるか伺ひます。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

これまで農振計画の現在の策定が平成15年に行われておりまして、これまで5年間の基礎調査を行ってきておりません。本来であれば5年ごとに基礎調査を行いまして、見直しが必要なのか、ではないのかというのを検討いたします。今回は27年度の予算で基礎調査を組んでおります。若干遅れ気味ではございますけれども、今後、先ほども申し上げましたように基礎調査部分のアンケート調査とかを進めながらできるだけ早急に策定をしていきたいと思ひます。その後はやはり5年ごとの見直しではなく、基礎調査はやっていくべきだろうと考えております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 上地区のほうは、新垣、北上あたりは緩和区域として、緩和されてきておりますけれども、下地区においてはちょっと遅れはとっている状況ではあるというものを私も把握しています。そのために一個人から農地所有している方が転用を行いたい場合に申請をされた場合に、一部除外はどのように行われるのか、全体見直しの中でも一部除外となりますけれども、その中で一個人から申請があった場合、どのように対応するかを伺ひます。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員

会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

先ほども述べましたけれども、基礎調査を入れておりますけれども、その間、いわゆる先ほど申し上げたように一部除外というのは受け付けはしておりませんが、基本的に緊急性がある部分については、受け付けもしております。今後、県との協議を進めていきます。今後、申し出については先ほど申し上げたように説明会7月から予定をしておりますので、その中で除外申出書を提出してもらおうという形になります。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 今答弁ありましたけれども、現在、この農振地内で昭和49年以前に住宅化された土地も既存のものも何筆かありますけれども、現在、住宅はないんですけれども、49年以前宅地化された住宅と、これも農振内に現在あるわけです。その中で農地と宅地が実際には今現在、農地ではあるんですけれども、宅地化された土地が何軒か津覇、前原ですけれども、あの部分を住宅も現在四、五軒はあります。和宇慶の手前、その中でこの辺は一部の除外も行ってもいいんじゃないかなという点が見受けられます。この全体見直しの中で協議は行われ基礎調査も行えるかどうか伺ひます。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今、議員がおっしゃる箇所については把握はしておりませんが、以前からの既存宅地だったというのも調べてみないと何とも言えませんけれども、もしそういう部分がありまして、農振除外につきましては本来要件を満たして、例えば縁辺部とか、そういう箇所で集団農地への影響のない部分については、当然ながら希望

等もあれば変更の検討はいたしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 農振地域内において住宅化ができないという状況があるというのは、本村においても大変厳しいと思いますけれども、ぜひ村民からの要望があった場合、農振全体見直しをぜひ行っていただき、一部でも除外が受けられるような体制づくりを行っていただきたいと私は思います。早目に行っていただければよろしいかなと思います。

それでは2番にいきます。和宇慶地区内、勢理原の道路整備についてですけれども、一部課長も現場を確認されたと思いますけれども、今の状態はそんなに道路自体アスファルトがちょっと削られた状態で路肩部分の縁石ですか、コンクリートされた縁石の部分が10メートルほどの距離で崩れております。この地域については、大型車両の往来が多いもので、これがあまり進行していくと、ちょっと今の状態の維持はできないんじゃないかなと思いますので、この崩落した部分の改修は行えるか伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

まず現場を再度、調査して費用がどの程度かかるのか、その辺も検討しまして、財政上のこともありますので、できるだけ補修は行ってきたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 ただいまの状況を見ますと、そんなに破損はそんなに多くはないんですけども、これ以後、大雨が降ったり中に入っている砂利、コーラルを転圧されることによってひどくなる状態が起こりつつあります。現時点ではそういうような影響はないんですけども、今後、大型車両も往来が多くて、製糖期待分にさとうきびの大型運搬車両が通った場

合に転圧されて、道路部分の破損がひどくなるんじゃないかと私は思いますので、ぜひ道路整備の破損部分の修繕を早目に行っていたきたいと思います。

続いてです。本村においては、集落内及び農振内で遊休農地が散在しております。その中で集落内においては隣接する農振内の農地が遊休化していると。その意味もありまして、やはり危険性物のハブとか、そういうのがよく見られるということで、危険性を伴っている農地が散在しております。その点について、どのように指導を行っていくか、今後の指導方針を農林水産課長、どのように考えているか伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

その耕作放棄地からのいろいろ隣接へのハブとか、そういったものについての御指摘には以前にも議会のほうで指摘をされております。現在、遊休地については農業委員会ではできるだけその所有者に対して、これまで2件ほどは隣接へのこういった迷惑の事態が起こっているということで、通知をしまして対処していただきますよということなので通知をしたりしております。今後も、やはりこういった形での指導をしていきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 ただいまの答弁の中でもありましたけれども、この遊休地が1件や2件であれば対象も見つかるかなと思いますけれども、この住宅に近い部分はボランティアで今回は草刈り等を行って、ススキとかそういうのを遊休化した雑草の処理は行うということで、現在一個人の方で、ススキの刈り込みは行っていただくということで、今済んでいますけれども、将来的、ただいま中間管理機構の行っている農林水産課と県の農政課も確認しております

が、本村において、中間管理機構で処理した貸し付けを行っている件数は何件あるか伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在、農地中間管理事業で農地の貸し出しを行ったのは平成27年度に1件ございました。今年度に入りまして、今出し手のほうが1件おりまして、今後、この借り手のほうを公募しておりますので、それと調整を図って、また貸し出しを行っていくということになっております。現在、まだそのぐらいの実績でしかございません。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 これまでの件数を何件あるか。これまで対処した件数を伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 さっき申し上げたんですが、平成27年度に1件ありました。出してから借りて、また借り手に貸すと。中間管理機構が間に入って、現在28年度では土地の出し手が1件ございます。それを今後また担い手のほうに貸し出しをするような手続を取っていきます。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 農振内でこれだけ遊休地が散在している状態ですね。これを解消していただくためにも中間管理機構も通して貸付、借り手もやはりその地域の遊休化対策にも大きな影響があると思いますけれども、貸し手についても、やはり貸していただけないというのは借り手のほうは土地利用を貸していただけない状況があると思いますけれども、その点で土地を貸したら返してもらえないという、貸し手のちょっとした貸し手についての疑問。そういうお話があるかと思えますけれども、この貸せな

い理由というのを伺ったことがありますかどうか伺います。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

はっきりとした出し手の意向というのは確認はしたことはございませんけれども、やはり貸すとなかなか戻ってこないということがあるかと思えます。それで先ほども申し上げましたけれども、やはりこの中間管理機構というのは、個人対個人ではございませんので、間に中間管理機構という公的機関が入りますのでということで、十分周知してできるだけ貸していただけるようにということで、今後も農業委員会とともに取り組んでいきます。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○4番 外間博則議員 農振内における周囲にも住宅と近隣の隣接する住宅等もありますので、農地が遊休化するとやはり先ほど言ったようなハブとか、そういう危険性がありますので、実際には苦情もあったんですけども、ハブ対策ではなくて、農地をせっかくの土地改良をして農振地域で耕作を行っていただくような、農地も優良農地でございますので、ぜひ中間管理機構等を通して、遊休地対策をぜひ行っていただきたいと思えます。以上で一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で外間博則議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（10時40分）

~~~~~

再開（10時51分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 皆さん、こんにち

は。10番 安里ヨシ子です。1番目、子供の貧困について。子供の貧困が大きな社会問題になっています。子供の貧困根絶を求め多くの自治体でその取り組みが進められています。

非正規雇用の拡大・正規雇用との格差は大きく子供の貧困につながっています。

ちゃんと働いているのに貧困から抜け出せないいわゆるワーキングプアが多いと言われていますが、中城ではどれくらいの子供が貧困か。実態調査が必要だと思います。

2013年に制定された「子供の貧困対策の推進に関する法律」は各都道府県に対し「子供の貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」との責務を規定しています。さて中城村において子供の貧困についての実態調査がなされていますか。伺います。2番目に、貧困の定義はどのようにとらえていますか。貧困の対象は何人いますか。他市町村でこども食堂など開いています。中城村において計画など考えていますか。伺います。無料塾について中城村では、どのような対応をなさいますか。就学援助の更なる拡大を求めますが、教育委員会としてのお考えを伺います。以上、御答弁願います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

子供の貧困について。議会の中でもたくさんの御意見などがございました。私ども行政としましても、大変我々の課題の中でも重要課題と認識をしております。御承知のとおり支援員を置いてしっかりと、その状況を把握をしながら実態を調査し、積極的に行政が入っていこうということで、おせっかい行政と私は呼んでいますけれども、おせっかいをしてそれでも子供の貧困やある意味、危険性なども含めてそれを救えるような手立てをしていこうと真剣に考えておりますので、また詳細については福祉課と教育委員会のほうから答弁をさせますけれども、

しっかりと全庁を挙げて、この問題には取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 安里ヨシ子議員の御質問大枠1の⑤についてお答えします。

就学援助は平成28年度から補助率を国基準の100%に拡充しております。更なる拡充については他の制度も検討しながら考えてまいります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

大枠1の①について。沖縄県が、全市町村のデータをもとに貧困率を算出しています。中城村の貧困率も概算値ではありますが、報告を受けています。②世帯の収入から国民一人一人の所得を試算し、一人一人を順番に並べた場合に、真ん中の人の所得の半分に届かない世帯、わかりやすいと一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている世帯が貧困世帯と捉えております。貧困の世帯の人数ですが、中城村は教育委員会からいただいた就学援助名簿の人数130人をもとに県が示した所得基準以下の世帯40人に絞らせていただきました。その40人の世帯を家庭訪問し、生涯学習課が実施しています居場所づくりへの案内をしたところ5人の子供たちが現在、居場所づくりに通っています。③中城村では、6月6日より居場所事業をスタートをさせています。その中で平日は夕食、土曜日は昼食と夕食の食事の提供を行っています。④居場所づくり事業の中で主に小学生を対象に支援員による宿題の見守りを行っています。中学校では支援員2人による放課後学習支援を行っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 実態調査を支援員のほうにお願いをして40人を家庭訪問を終わったわけですね、この調査訪問については、や

はり支援員というのは対象者の家庭については、やはり知らない人が来たらいろいろな相談をするのに抵抗があると思うんですね。それで村の民生委員とか、自治会長とか、そういった方たちが調査をして、その人たちに活動費を上げて、実態と言うか、ただ就学援助を受けているとか、準用保護を受けているとか、そういうことではなくて、申請して受けていない人たちもいるし、本当の実態というのはやはりこの地域をよく知っている。知り尽くしていると言いますか、そういう人たちが回って見て、このうちの家庭の子供はその必要がありますよと。学習支援とか、そういったそれがありますよということで、そういう子供たちも一緒に受けさせてもらえるようにしたほうがいいんじゃないかなと思っております。申請しない周囲の目がなんやかんやとか、田舎の人は義理堅いので、なかなか受けないということがありますので、本当に地域を知っている民生委員、そういった人に頼んで、その実態を調査してもらいたいと思います。始まったばかりですので、今からそのような調査も必要ではないかなと思っています。どれぐらい困っているのかというのが、やはり話してもらわないことにはそれを受けさせられないと、そういうことがあります。給食についても私たちが新聞、テレビで見るとような子供たちがワイワイ、ガヤガヤして楽しく食事をしているイメージがあるんですけども、市町村によってはそれぞれの事情がありますので、必ずしもそういった人数がたくさんいて食事を提供して居場所もつくって楽しくワイワイとしている。それだけが頭にあるんですけども、やはり中城の事情に合った食事の提供をしてもらいたいと思います。お父さん、お母さんが仕事というときに、夜が遅いときにおばあちゃんのお家で食事をしているとか、そういったコミュニティも非常に大切だと思いますので、やはりほかの市町村をまねるのではなくして、中城独自のそう

いったこども食堂が大人も含めてできたら大変よろしいんですけども、そういったもので地域のコミュニティを大切にしながらそういったこども食堂をやって運営してほしいと思っております。こども食堂についてですけども、最近ですかね、支援員を募集していますけれども、その中でこの支援員の資格があるのか、年齢的なものとか、ほかの資格を持っている人なのか、募集の中では児童・生徒の送迎とか、生活指導とかにというのが書かれているんですけども、それについて資格とか、年齢、そしてほかの資格とか持っている人を募集しているのか、何名ぐらい募集しているのか、お聞きします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

きょう現在、貧困対策の支援員として5名を採用しております。資格につきましては、自動車運転免許証の資格でのみ募集をかけておりますけれども、保育士資格をお持ちの方やこれまで子供にかかわる施設で経験された方々がいらっしゃいます。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今支援員は中学校とそこに5名いるということですが、この資格がやはり宿題とか、そこで居場所づくりの場所で食事を提供したり、生活指導とかやりますけれども、児童・生徒の送迎とかというときに2時から8時という時間がこれも非常に主婦とか、そういった人たちにとっては非常に難しい時間帯だと。朝9時半から3時30分、これは時間的に非常に厳しい時間だと思いますけれども、そういった時間の見直しとかをできないかどうか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど申し上げました支援員については、子供の居場所づくりで対応していただく方々となっております。村民に対しても募集をかけて

おりますけれども、先ほど福祉課長からございました現在の5名の対象者に対して、現在5名の支援員がいますので、現在の支援員も時間も理解して応募していただいている方々で、今現在、5名の支援員で取り組んでいくつもりでございます。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ではこども食堂についてですけれども、これは沖縄でいろいろ給食の未納問題でいろいろ議論されてきたときに、これは家庭の責任だと。自分の子供が食事するのに給食費を払わないということはなんたることかみたいな感じで、議論をされてきましたけれども、子供の養育にとっては家庭と保護者の責任は本当に大事ではあります。でも働いても働いても貧困から抜け出せない人。先ほどのワーキングプアですけれども、それが現在、多くなっているわけですね。やはり政府の政策のおかげで富が集中していると。その貧富の差が大きくなっているわけですね。それで親は低賃金で、非正規雇用などで生活が苦しくて貧困に陥っている子供たちがいますので、本当に健康で文化的な最低限の生活を保障するために子供のことを最優先にした行政のあり方が、今求められているんですけれども、この自分の子供は親が食事をさせる。そういった問題についてといますか、貧困対策として食の保障をどうするのかということの考え方ですか、行政に求められているそういった考え方ですね。一般の人たちのそういった親が食事をさせるべきだというそういった考えについては、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時11分）

~~~~~

再 開（11時15分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

まず給食費が払えない、実際支払われていない家庭がございます。今、実際に準要保護とか、受けられている方は、村のほうでは補助して、貧困の家庭等になってきますけれども、給食を差し上げているということです。中には払える方も、払えると思う方も滞納している方はいらっしゃると思います。夕食に関しましては、家庭の都合により貧困であるとか、その家庭内の事情でどうしても夕食を食べられない家庭もいますので、そこに子供たちには提供しているというのが現状であります。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 話がちょっとちぐはぐになってしまって、では県内でも学習支援の無料塾の取り組みが広がっておりますけれども、市町村によって、いろいろな人たちがかわってきて、この学習支援をなさっています。ただ退職教師や社会福祉士、不登校とか、引きこもりの子を持った経験のある親たちとか、そういう人たちが関わっているところもあると、貧困ゆえにどうせ勉強しても進学できないとそういった子供たちがいますので、そういう子供を今中学校でなんかやっているわけですけれども、その無料塾の運営について、これからどのような計画があるかお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

今、中学校では授業終了後、放課後、護佐丸塾としまして支援員が無料で学習指導を行っております。支援員が学習指導員が2人、学校指導員として2人、計4名でこの無料塾を運営しております。平日は大体7名程度の生徒しかおりませんが、試験前になるとこれが30名から40名の利用者がございます。また英検等の試験前には受験される子供たちの個人指導なども

行っているところであります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 前回は質問をしましたけれども、この準要保護世帯については、国庫補助が廃止をされましたが、せめて給費の最低基準として、国庫補助基準の内容と金額を保障してもらいたいということを質問する予定でしたけれども、75%から100%に上げるということですので、一定の前進はあったかなと思っております。ただ、2010年度からはPTA会費、そういった部活費とかが組み込まれていますけれども、それを実施できるかどうか。そして自治体によっては、市町村独自の予算でやるということですので、自転車の通学をしている生徒へのヘルメットとか、眼鏡とか、そういったものを支給している市町村もありますけれども、中城村において、今以上に拡充できるものが考えられますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

子育てを支援する事業にはいろいろございます。先ほど議員がおっしゃいました要保護、準要保護の就学援助金とか、あとは第三子以降の給食費の補助事業。特別支援教育児童・生徒の就学支援事業、また福祉課がやっている貧困対策事業、福祉課はまだほかにも事業があると思っておりますけれども、こういった事業をいろいろ制度を検討し、就学援助も拡大できるか。ほかの事業も検討しながら、この事業が拡大できるか検討していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 広報紙でしたかね。だれかの質問の答弁の中で、教育委員会として申請書、それと説明書を入れて配付をしているということですので、それは非常に前回よりも進んでいるなと思って安心をしておりますけれども、その仕事を休まなくても、この申請が利用できるそういったものを提出が教育委員会、

学校内の事務所ということで、皆さん人の税金の中からももらうからということで、とても拒む人もいますので、そういったことで今回の説明書と申請書の送付、利用しやすいように考えられているなということを感じました。その中で申請しない人はハードルが高いのかなど。全世帯の収入総収入とか、この個人の収入なのかというのが問題ですけれども、それを知られたくないとか、その申請書の郵送の方法とかは考えられないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えします。

この受け取る側に郵送ということですが郵送でも学校にでも、教育委員会にでも郵送でも大丈夫です。それから教育委員会が審査していきます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時24分）

~~~~~

再 開（11時24分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 まずお知らせと申し込みの用紙が児童・生徒全員に持たして家庭のほうに配付している状況であります。これを全部郵送となりますと、相当の金額がかかりますので、現在のところ児童・生徒にお知らせとその申請書を持たして、受付は郵送でも受付はしております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 沖縄の貧困率はやはり全国一だということで、資料にも載っていますけれども、ワーキングプア率が全国平均9.7%のところ、沖縄は25.9%と。非正規労働者の率が全国平均で38.2%、沖縄は44.5%ということですね。いずれも1位と。だから何といえますか、やはり貧困というのは、学習に非常に影響がすることが大きいので、早目の学習支

援の取り組み。今学校で始まっているのは、中学1年から3年までは対象なのか。3年生だけを対象に行っているかをお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 護佐丸塾は全生徒が対象でございます。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 広報紙に載っていましたが、中城の子供の貧困緊急対策事業連絡会というのが、3月か4月のほうに行われたと思うんですけども、そのメンバーについてお聞きします。それとどういった意見が出ていたのかもお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

子供貧困対策連絡会議のメンバー20名であります。内訳として村PTA連合会会長、幼稚園の教頭先生、小中の教頭先生、民生委員、児童委員、母子保健推進員、あとは地域の方々と、協力したいという方々がメンバーであります。会議を2回持ちました。3月の会議ではどういった方法で支援していけばいいのか。貧困の対象となる子供たちの抽出の方法。また子供たちのプライバシーをどういうふうに守っていけばいいかという協議がなされました。5月では進捗状況、6月に向けての開始の協議をしています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 順序が違うんですけども、居場所づくり、そしてこどもの食堂、それを含めて、社協の職員かと思いますが、それをなかよし児童館で行うということが決まっていますかね。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

○生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

本村におきましては、包括的に実施しております。6月6日から子供の居場所として食事を提供する場所として放課後ですね、学校終了

後に各学校に向かいにいきまして、児童館を利用している児童と一緒に時間を過ごしていただいております。その後、子育て支援センターに移りまして、食事の提供と歯磨き、入浴等の生活支援、宿題の見守り等を行っております。7時半から8時にかけて、シルバーに委託して各自宅へ送り届けている事業として実施しております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 私は場所は向こうがよければそれでいいかなと思ったりするけれども、ボランティアも含めた運営の仕方といいますか、それをやらないと長続きしないと思うんですよね。だからやはりボランティアでやりたいと1週間に1回ぐらいは大丈夫ですとか、2回は大丈夫ですとか、時間的に非常に厳しいものがありますけれども、そういった方々もいらっしゃいますので、ぜひとも1週間でも1回でもいいから、ボランティアとして食事をつくる。食事をつくるのはやはり弁当とかそういった注文ではなくして、この地産地消をやはり推進する。それも教育の一環だと思っておりますので、それを向こうでつくりながらそういった食の教育もやってほしいなと思っております。今、国として生活保護基準の引き下げの動きがあります。この生活保護の基準引き下げは国民の生活にとっては大変大きな影響があると思っております。危機感を感じていて、私たちはそれについて生活保護の基準を下げるなということで、いろいろと運動したりとか、その人たちと一緒にになってそういった話し合いをしたりしています。基準を引き下げることによって、起こってくるのは何かと。それは住民の生活に非常に直結しますので、最低賃金の引き下げの理由を失わせて、引き上げが難しくなると。その結果、若年とか単身者を中心とした低賃金不安定雇用の賃金引き上げが難しくなるし、正規労働者職員の賃金の引き上げにも困難になって、

最低保障年金をめぐる年金額にも影響すると。課税最低限や保険料の減免制度、それとの関係。就学援助制度の認定基準を定める際にも用いられると。生活保護基準の引き下げは当事者はもちろん多数の国民が大変な危機感を感じ、それに反対していくその動きがあります。それに対して、やはり今行政として危機的な動きに対して、どのように考えますか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 生活保護を担当する福祉課として、生活保護受給世帯の最低な生活を保障するための生活保護費であります。その給付額の基準額を下げた場合には、生活保護世帯が、今よりも大変苦しい生活になると思われま。現在、国が進めている困窮者支援、子供の貧困対策事業にもかわり、困窮世帯、生活保護世帯がふえてくるものだと思います。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 行政としてはそれを反対しますとかは言えないかもしれませんが、そういったのはやはり念頭において生活保護の申請を受け付けてほしいと思うんですが、この前テレビでやっていましたけれども、千葉県でしたか、生活保護を申請するそこにギャンブルはいけません、飲酒はいけませんなんか書いて、この申請する人は躊躇するような問題が書かれていたと。前のほうにも貼られていたということで、私、テレビを半分から見ただですけども、そういったことで今、窓際、水際作戦といいますか、そこで申請を受けさせないような方向で、沖縄ではどうかと思いますが、本土ではそういった動きが非常に活発になっていると言われてはいますけれども、中城でこちらは村ですので、保健事務所とかそういったのがないので、申請に来た人を窓口で排除したことがあるかどうかお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

町村はあくまで進達業務であります。決定は県の中部福祉事務所のほうで行われます。窓口に住民の方が生活保護の相談に来られた場合は、やはり生活が大変だろうということを頭において、職員の聞き取り調査をしています。窓口で該当しないからということで断ったことは今まで1件もありません。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 こういった申請に来る人は非常に気持ちも小さくなっていて、恥ずかしいとかそういったものもありますので、やはり窓口の職員の対応一つで救われるか、そのまま嫌な思いで帰っていくとかそういったことがありますので、ぜひともそういった人の思いに配慮して、そういった申請を受け付けてほしいと思います。あと一つは、前回の議会で質問しましたけれども、御存じのように日本は大変な高学費で奨学金制度も利用しておりますけれども、その負債を抱えたまま社会人になっていく。そういった社会人に出ていって、ローンを抱えているとかそういった人たちがたくさんいます。きのうも県のほうからも奨学金の返済のことで来ましたよということで、社協の下のほうで話をしましたけれども、昭和50年代から残っている人もいますということでしたので、やはりこの卒業して仕事がないのに、もう半年ぐらい猶予したら、この就学金の返済で困ると。そういう人がたくさんいますけれども、そういった人たちのために返済不要の奨学金の創設するよということで質問をしましたがけれども、ほかの市町村の中ではどうしたらこの奨学金返済不要の奨学金の創設ができるか、どういうふうに財源を集めようか、お金を集める、そういった話し合いが持たれていたということで、ラジオでやっていましたので、この制度の創設について、やはり村としても知恵を出し合って、この若い人たちの支援をしていかないと奨学金を返すのに、アパートを借りて奨学金を返した

ら生活がいっぱいですよね。年金も払わないといけないうことで、いろいろと出費が出て食べるのも切り詰めているという人たちがいますので、そういう人たちのためにやはり知恵を出し合って、そういった方向、それからこの制度の創設ができるように頑張ってもらいたいと思っていますけれども、教育委員会としてはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えします。

議員おっしゃる給付型の奨学金だと思います。確かに学校卒業して、今年半猶予して奨学金の借りた額を返済してもらっていますけれども、給付型ということになりますと、どうしても財源が必要となってきます。これが大きな問題です。今、その対応としまして、返済を借りた年数、今2カ年でしたら2カ年で返してもらっているのを期間を倍に伸ばしまして、この返済額を前の半額にして、負担を軽減するようにしております。以前は月4万円借りていましたら、月4万円を返済するということでしたけれども、去年から月4万円借りていたものは月2万円を返済するというように返済の期間を伸ばして、負担を軽減していくようなシステムにしております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 もう私たちも大学出た子がいますけれども、これでは結婚もできないと。子育て支援にも影響してくるんじゃないかと心配をしております。中城は良心的に延長しているということですがけれども、きのう私たちは同級生の模合があって、そこでの話ですがけれども、滞納していたかどうかまでは聞いていないですがけれども、一括返済を迫られて一括返済したら自己破産をしたという話がありました。中城は非常にそういった面では一歩、二歩進んでいるかなと思って、安心をしておりますけれども、ぜひとも返済不要の給付制の奨学金

制度の創設のために、やはり知恵を絞って財源がないないとおっしゃらないで、財源をどうしたら確保できるかということのほうに視点をおいて、それを実行してほしいと思っております。教育長、今年から入学準備金もやりますと。額の問題とかそういったのをお願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

入学準備金は27年度の後期から貸し出しを行っております。金額は20万円、30万円、40万円のうちから借りたい人が選択していくシステムとなっております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 これは貸し付けするんですか。私はまたこの入学準備金をあげると思ったんですけれども、私はまた友達には入学準備金も今年からあげるといいますので、自慢したんですけれども、これはどういうふうに私は返答するか。これは非常に困りますね。受け取り方の問題で、私のほうが悪いんですけども、私は入学準備金は二、三万円ぐらいではないかと思ったり、あとは何十万円ぐらいかねと思って、非常に期待していたんですけども、貸し付けるという。よろしいですけども、一歩一歩前進していくように皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時48分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 これから午後の一般質問を再開いたします。

仲真功浩議員の一般質問を許します。

○9番 仲真功浩議員 改めましてこんにちは。補欠選挙で出戻ってまいりましたけれども、約

2カ年間の任期、一生懸命努めていきたいと思
いますので、村長を初めとして執行部の皆さん、
それから温かく迎え入れてくださった議員の皆
さん、よろしく願いいたします。それでは通
告書に従い、一般質問を行います。

まず初めに、(仮称)中部南地区火葬場・斎場
建設について、お伺いいたします。この件に関
しましては、まだ反対運動が終息したわけでは
ありませんが、この一般質問で終息に向かう答
弁が得られることを期待して、質問に入らせて
いただきます。①として、中城村内からは4カ
所の候補地が挙げられたと聞いておりますが、
多くの安里区民は、安里区が候補地の一つに
なっていることを全く知りませんでした。村は
どのような経緯で安里区を候補地の一つとして
選定していったのか、伺います。②として、
(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設計画の白
紙化、頓挫の理由の一つが「財源のめどが立た
ない」からと言っておりますが、いつ頃から財
源のめどが立たなくなったのか。また、めどが
立たなくなった理由は何なのか、お伺いいたし
ます。③として、村長選挙の当選インタビュー
の中で村長は「私の中ではもう火葬場の話は終
わったことだ」と言うておりますが、これはど
ういうことを意味しているか、伺います。また、
村長は4年間にわたり、火葬場・斎場建設計画
を重要政策として設定し、施政方針で村民に訴
え、予算をつぎ込んできました。一方、安里区
においては火葬場・斎場建設の是非をめぐる対
立が起り地域コミュニティは完全に壊れてし
まいました。村長は、村民に対する説明責任、
安里区民に対しては謝罪し、区民間に生じてし
まった溝を修復するために努める責務があると思
いますが、どのように考えておられるのか。

2点目に、添石区県道146号線沿いの法人墓
地建設について、伺います。添石区県道146号
線沿いに、法人墓地の建設が進められておりま
すが、これは「中城村墓地等の経営の許可等に

関する施行規則」の第5条の規定に違反する部
分があると考えられますが、条例の範囲を超え
て許可した理由は何なのか、お伺いいたします。
また、雨が降るたびに付近住宅、国道等に土砂
被害を発生させておりますが、村はどのような
対応をしているのか、お伺いいたします。簡潔
で明快な答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲眞功浩議員の御
質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課のほうで。

大枠2番につきましては、住民生活課のほう
でお答えをいたします。私のほうでは、大枠1
の3につきましては、4月27日だったと記憶して
おりますけれども、安里区の公民館で経緯の説
明会も含めて、私どものほうと安里区民の方々
と説明会を行いました。その席でしっかりと今
回の火葬場・斎場建設につきましては、検討委
員会も解散をし、白紙に戻りましたという説明
を私のほうから説明をしっかりとさせていただきました。
そのときにも安里区民の方からは村長
もほっとしたよという話もありましたし、私と
しても、しっかりとその経緯も結果もきちんと
説明を果たしたことでございます。そして、そ
の中で火葬場の話は私はもう終わったことだ
というインタビューに答えたことは、今後、村民
の中で機運が高まることがあれば、再検討する
余地もあるかもしれませんが、当分の間は火葬
場の建設はもうありませんと明言もいたしてお
ります。そういう意味でこの火葬場の件は終
わったことだということでございます。その一
方で安里区民の方々の間に溝ができていたとい
う御質問ですけれども、私どもとしても大変残
念なことであると認識をしております。今後は
しっかりとその融和を図る努力を私どもとして
もやっていきたいなと思っております。以上で
ございます。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 (仮称) 中部南地区火葬場・斎場建設検討における村としての安里地区の選定について、お答えいたします。

検討委員会におきまして、各市町村から推薦する候補地の目安が示されておりました。それによりますと、1つ目に、敷地面積として、斎場なしの場合は、12,000平方メートルから20,000平方メートル。斎場有りの場合は、17,000平方メートルから25,000平方メートルの土地が確保できること。2つ目に、敷地購入費を抑えるため、市町村有地が望ましいこと。3つ目に、造成費を抑えるため、建物・駐車スペースは平坦部が望ましいこと。4つ目に、環境整備費を抑えるため、自然樹木が多い場所が望ましいこと。5つ目に、公園・農振地域等、都市計画上の事業から離れた場所が望ましいこと。6つ目に、国道・県道その他主要道路及び河川から200メートル以上離れていること。7つ目に、学校・病院・その他公共施設、又は人家から200メートル以上離れていること。以上、示されました7つの項目を目安に、選定を行っております。村としましては、当初、地図や航空写真等を参考に検討を行いましたが、全ての要件に当てはまる場所がなく、改めて、地図、航空写真等を検証するとともに、現場を回りまして、4カ所を推薦したところでございます。安里区におきましては、村のほぼ中央に位置し、村内のどの地域からも、車で10分以内での移動ができる場所であり、また敷地的にも斎場を含めた面積を確保でき、若干の傾斜はあるものの、ほぼ平坦であり、アクセス性が容易であることや自然緑地が多いことなどから、本村からの候補地として推薦をしていたところでございます。

次に、財源について、お答えいたします。過去の議会におきましても、答弁しておりますとおり、財源につきましては、当初から確保されているものではございません。しかし、高額な整備費用を自主財源のみで賄うことは困難で

あったことから、国の補助を検討いたしました。火葬場建設のための補助メニューがなかったことから、防衛省からの補助を検討してまいりました。ところが、防衛省からもよい返事が得られないことから、まだ若干の可能性が残る沖縄振興特別推進市町村交付金(いわゆる一括交付金)の特別枠の活用を検討いたしました。一括交付金を活用しての火葬場設備につきましては、石垣市等で活用された事例がございます。そのため、5市町村は、一括交付金が活用できるよう議論を重ね、5市町村の特殊性を模索してきましたが、非常にハードルが高く、結果的に調整が整っておりませんでした。そのため、検討委員会は、財源が確保できないことから膠着状態となってしまう、また、今後も財源確保のめどが立たないことから、平成28年2月22日5市町村の市町村長会議におきまして、(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会の解散を決定しております。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは仲眞功浩議員の質問にお答えいたします。

現在、建設が進められている法人墓地は、平成26年12月26日に墓地経営許可を行っております。施行規則の第5条第1項の一部要件は満たしておりませんが、100メートル圏内の居住者及び隣接地からの同意が7割近くあることや社会福祉協議会及び介護老人保健施設いなほ会からの同意も得ていることから、地域の住環境や景観に配慮することを条件に、施行規則第5条第1項のただし書きを適用し、この基準を緩和して許可をしております。また、建設中の土砂被害についてですが、工事が始まってから、住宅や道路に土砂が流れたのが3件あると確認しております。そのうち1件は、付近住宅や自動車工場、排水路への土砂の流入がありました。その被害に対しては、施工業者及び施主が速やかに散水車等による住宅、駐車場、車両の清掃、

自動車工場のフェンスの修繕、国道の清掃及び排水路のしゅんせつ作業を行っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 それでは一つずつお伺いしてきますけれども、まず安里区を選定した理由としては、企画課長は全部、行政側の指導でやったとそういう話になっておりますけれども、安里区民には一切そういう相談はしなかったわけですか。その辺をお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村から推薦いたしました4地区全てにおきまして、自治会との相談は行っておりません。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 その理由はなんですか。これは皆さんにそういう権限が与えられているわけですかね。そういう地元の意向を無視して皆さんが地図上で調べたと。それで最適だと決めて提出したと。その結果が要するに今回の困難を招いている一番最初の原因ですよね。皆さんが出したものを知ったのは新聞報道で知らせたと。安里区民にとっては寝耳に水ですよね。そういう安里区の住民の生活に関するものを、皆さんが何も相談しないで、ある意味迷惑施設ですよね。そういうものに対して、皆さんが勝手にそういう提案する権限というのはこれはあるんですか、どうなんですか。そういうものは皆さんあると考えるわけですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

推薦をされ、15の候補地が出そろいまして結果的に安里区地区が1カ所として絞り込まれております。議員が今おっしゃるとおり、安里区におきましては、寝耳に水というような状態に陥ったことは間違いないと思います。しかし、我々、火葬場・斎場建設するに当たりましては、これはどの市町村も同じことですが、ま

ずは行政の中である程度の場所を選定し、それを検討委員会で検討して1カ所に絞り込んでいるところでございます。絞り込んだことに対しましては、安里区に対して説明をしているところでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 全くおかしな話ですよ。自治会長にも誰にも一切そういう打診とか、そういうものは全くしなかったわけですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、村内の4カ所全て自治会長との調整はしておりません。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 これは本当に私から言わせたらあきれた話ではないかな。皆さん、これは望まれるような施設ではないですよ。どこの自治会においても、人家の密集地、地域のそばにあるというのは、それでこのような問題も起こってくるわけです。各地で火葬場反対という、そのようなことがありながら全く自治会長にも何も打診もしないで、勝手に上げていくと、そういう手法は間違っていますよね。それがそもそも今回の反対運動が起こった原因はそこにあると、はっきりしましたよね。このような手法でそういう反対が起こってしまった。そして頓挫まで至ってしまったという一つの原因がありますけれども、それに対して提案した企画課長、あなたはその責任をどう感じていますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

結果的に混乱を招いているというふうなことは理解しているつもりでございます。その辺につきましては、火葬場につきましては我々が生活する上で必要不可欠な施設でございます。どちらかの市町村において、この火葬場、あるいは斎場を整備しなければなりませんので、その

辺のところは御理解いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 そういうことではないわけですよ。安里区の誰にも打診も何もしないで、そういう反対運動を起こしてしまった結果、それに関してはどういう責任を感じているのか、全く感じていない。ただ事務的な処理したからそれでいいんだと。ただ自分は事務的な処理だけしたから問題はないと。責任は一切感じていないとそういうことなのかどうかを聞いているんです。その辺については、どう思いますか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 私のほうからお答えさせていただきます。

基本的に事務手続的なもので、誤差があったというふうには感じませんが、結果としてこういう状態になったという部分については、十分私たちは責任を感じております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 私たちというのは、もう皆さん執行部どの程度かわかりませんが、企画課長はそれに対して全然瑕疵がなかったような顔をしていますけれども、これが今傍聴席に安里の方も見えていると思いますけれども、これを聞いて安里の皆さんは、どのように感じるかですよ。ただ事務的にやって、自分たちは、そういう嫌なものを押しつけられてしまっただけだと。それに対して何にも反省も何もないと。ただ事務的にやっただけだと。それでは安里区民は救えないですよ。この辺から今後の問題になりますけれども、その辺を本当に感じるならば、今後この溝をどう埋めていくかというものについては、後でまた触れていきますけれども、ケアしていただきたいと思っています。

それから次に移っていきますけれども、村長はもう火葬場の話はもう終わりだとそういうつもりだとおっしゃっています。一方でまた機運

が盛り上がれば、またやるだろうというふうな含みを残しておりますけれども、それはどういふことかよく私も理解しかねるところもありますけれども、とにかくにも村長、こういう大きな反対運動が安里では起こったわけですよ。自治会を二分するものになってしまいました。今後、村長は安里区において、火葬場の建設問題。あるいは火葬場・斎場の建設問題が仮に話が出てきたとしても、安里区にはそういう話を持っていかないとそういうことを断言できますかね。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

機運が高まるということは、村民の皆さんが火葬場はどうしても必要なんだ。よく考えてくれ。あるいはほかの地域でここで私たち火葬場は認めますよだとか、いろいろな形はあると思いますけれども、その機運を肌で感じたときに改めて火葬場の話は私はもう一度検討しようかという話はしたこともありますけれども、将来、未来永劫において火葬場をつくりませんとか、そういうことではなくて、あくまでも今回の件は、ある意味、いい意味で私は問題提起になったのではないかなと。そして、今後の行政運営といえますか、私の世代の次の世代か、その次の世代かはわかりませんが、今後における一つの目安的なものにはなったんじゃないかなとは自負はしております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 私がお聞きしたかったのは、安里区においては、現実にこういう大きな反対運動が起きました。今後においても、安里区は、この候補地として村長の頭の中には一つの候補地の一つとして考えられるかどうかです。その辺をお伺いしたいんですけれども。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

火葬場自体は私の中にはもう終わった話とい

うことで、お話ししています。火葬場自体はもう私の頭の中にはもうないわけですから、当分の間は火葬場の話はもう出ないものだ。よほどの機運が高まらない限りは出ないものだと。いうことを再三再四お話をしているところでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 今、安里の火葬場の反対運動というのは、まだ終息には向かっていないわけですよ。はっきり言って。いろいろの憶測があるわけです。今までの経過があるように知らないうちに、また候補地の一つになるんじゃないかと、そういう懸念も一つあるんです。企画課長の答弁ではこれは自分たちの事務的なものだから、そういうことは一切、住民と相談なしに、ただ地理的あるいは物理的な条件から上げていくんだとそのようなお話でしたよね。今後もそういう方向で皆さんはこういう問題が持ち上がったら、地元の自治会の打診とか、そういうものを一切なしにこういう問題を進めていくという考えなのか、その辺をお伺いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

手法の話だと思っておりますけれども、そもそも今回のものに関しては、アンケート調査をもとに村民の7割以上の方々が総論としては火葬場が望んでいるという結果をもとに、平成24年、平成26年と今、仲眞議員がおっしゃる予算をつぎ込んだという話がありましたけれども、我々は適切に議会の承認を得て、この火葬場の検討していきますよということの手順を踏んで、そのときには仲眞議員も在籍していたと記憶しておりますけれども、それを踏まえてしっかり手順を踏んでやってきたものが、今私どもが今お話ししているのは、結果として非常に安里区民を2分にしたということには、それについては、結果としてこういうことになったことにつ

いては、申しわけないなど、私は4月27日の説明会の場でもお話しはしましたけれども、しかし、この火葬場の問題を提起したというのは、我々は手順も間違っていないし、またやったことについて、これは正しいことをやったことだと認識をしておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 ちょっと議論がかみ合わないようですけれども、そもそもの混乱を招いたのは全く自治会区民の知らないうちにそういう候補地に仕立て上げられてしまったと、そういうのが原因だと私は言っているわけですね。今後もそういう、どこでも歓迎されるような施設ではないわけですよ。そういうものに対して、やはり今までどおり、市民・住民の知らないうちに、こういうふう提案していくのか。あるいは自治会に一旦は自治会長とか、役員とかそういうものに提案、打診しておいてから提案していくのかと、中城の候補地の一つですと。そこに一つに挙げていきますと。そういう方法でいくのか。今までどおり全く自治会長あるいは自治会区民は知らないうちに帆を上げていくような方法を取っていくのか、そこをちょっと聞きたかったわけですよ。それに関しては、今までの反対運動が起こった事実を踏まえて、皆さんはどういうふうに考えておられるのか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

この件につきましては、火葬場の件につきましては、私どもは候補地の提案をして、そして候補地が1カ所に絞られて、その最初の説明会の場でもお話をさせていただきましたけれども、これはあくまでも候補地であり、皆さんにここで安里で火葬場をつくっていいですか。賛成ですか、反対ですかという説明会ではないですよ。あくまでもまだ財政的なめども立っていない

い。まだこれからの話ですので、あまり騒ぎ立てることはやめてくれという話も私はそこでやった記憶もあります。何を言いたいかといいますと、我々が勝手に事を進めて決定事項をこの説明会の場で説明したわけではないんです。あくまでも今、こういう状態の経緯になっていますけれども、これからしっかり皆さんに説明ができるような財政のめどが立ってきた。あるいは反対ですか、賛成ですかというのは安里区民だけでいいのか。あるいは村民全体で考えるべきなのか。そして何度もこの議会でもお話ししていますけれども、51%の賛成があったらやるというものでもないですよ。7割、8割以上の本当に確固たるやりましょうということがない限りは、これは進めてもいきませんよ。そしてこの件について、我々は勝手に事を進めて、「はい、決定しました」ということでもないですよというのはずずっと言ってきています。ですから私は先ほどから手順は間違ったことではない。たまたま新聞で出てしまった。そこで誤解を招いちゃいけないということで、我々は説明会を持って、最初の説明会をやったわけで、そういう意味では安里区民に対して、私どもは決して押しつけようだとか、変なメッセージがいかないようなことをやるために、説明会を開いてきたわけでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 村長、これは捉え方は全然違うと思いますよ、村民にとっては。候補地を決定するということは、この当事者側にとっては、ここにつくりたいという意思表示なんですよね。第1番目にはここにつくりたいと。それに対して村民が「いや、だめですよ」と。我々は反対ですと。これも一つの意思表示なんですよ。皆さんの意思表示に対して、村民の意思表示なんですよ。これは当たり前の話で、どこにでも起こり得るんですよ。意思表示に対して、意思表示を返すのはこれは何も不思議な話

ではないですよ。これは当たり前の話だと思うんですよ。だから皆さんの意思表示に対して、こちらはだめですよという意思表示をただけでの話。これが反対運動に進んでいっただけの話なんです。これは皆さんが意思表示したから、では住民もこれでは我々の生活がどうなるという危機感を感じて、意思表示をして反対運動をしようということになっている。その辺は全然、村民の会について、安里区の取った行動というのは、まともな行動だと私は思いますよ。特にこういう皆から嫌がられる施設をつくる場合においては、まずは自治会長、あるいはそういう自治会の皆さんに当たるのが筋でしょう。それをやらなかったというのが、混乱を招いた一番の根本の原因なんです。その辺は重々反省していただきたいと思います。

それから次、進みますけれども、財源のめどが立たないという当初から財源のめどが立っていなかったという話なんですけれども、これは今の地方自治体の事業の進め方においては、この財源のめどはなくても、事業計画を立てて、どんどん予算をつぎ込んでいくと。いつかは財源のめどが立ってくるだろうと、そういう予想の予測に基づいて、どんどん予算を投入していく、そういう手法があるんですか。これが常道なんですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどから答弁していますけれども、火葬場につきましては、なくてはならない施設であります。ですからどうしても市町村にその整備を求められているものですから、5市町村にとってはそれを建設が可能かどうかを検討してまいりました。しかし、自主財源だけではできないために、補助事業がないかどうかを検討してきたところでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 そういうことではなく

て、財源のめどがないのにどんどん事を進めて
いっていいというのが、今の地方自治体の事業
の展開の手法なんですかと聞いているんです。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

その財源を確保するために基本計画、あるいは基本計画詳細計画を委託をして、財源確保のために我々は委託契約をし、計画書をつくってきたところでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 業務に関係はないですよ。手法はそういう手法なのかと聞いているんですが、これはもしそうだったら全く悪徳商法の詐欺商法と一緒にすよね。もうかりますよ、もうかりますよと言って、どんどん投資をさせておいて、「だめでした。もうかりませんでした。失敗しました」と、そういう手法ですよ。だますつもりはありませんでしたとか、そういうことになるわけですよ。これもそうですよ。火葬場は必要だからつくりましょう。みんな賛成ですと、つくりましょう、つくりましょう」って、必ず財源も見つきますから、予算もつけてちゃんとやってくださいと、そういうことを言っていて、進めておいてですよ、最後には財源が見つかりませんでした。白紙化しますと。手法は全く一緒ですよ、結果的に手として法は。最初からそういう財源のめども立たないのに、どんどん進めていって、結果的には破綻しました、頓挫しましたと。それとどこが違うんですか、この詐欺商法と。どんどんつぎ込んでいって、「だめでした」と。だますつもりはありませんでした」と手法的には同じですよ。めどもないのにどんどん進めていったという。結果的に、この結果は最悪の結果を迎えたと、そういう手法的にはそういう結果になってしまいますよ。そうではないですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議場において、詐欺商法的なものと一緒にされるということは、これはいかがなものだと思いますよ。我々はしっかり、その制度にのっ
とってやってきたものであり、また最初の段階で資金のめどはたっていませんよという話をしながら話しています。これ以上は進まないですよと。財源のめどが立って初めて皆さんに賛成ですか、反対ですかというそういう賛否を問うことがあつたりすることはその後の話であつて、財源のめどが立たないうちは、これ以上は進まないですよという話はずっとやっている中で、今仲眞議員はどんどん進めていっているという表現をなさいましたけれども、これは違いますよ。財源のめどがないから、ここはこれ以上は進まないという話はしっかり安里区民にも説明してありますので、その辺はしっかりと御確認
いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 最初から財源がはっきりしないのに、全体で1,600万円もつぎ込んで、挙句の果ては白紙化しますと。そういうことですよ。手順を踏んで、予算を全部、議会が認めたからいいんじゃないかと、そのようなお話でありますけれども、これでは済まない話ではないでしょうか。何もめどもない、何も立たないのにこんなふうにして、大げさな40億円とか、事業規模は40億円になりますけれども、何とか
どんどん値上げやっけて、最終的には全くゼロの白紙化してしまつたと、そういうのが今のこのやり方というのが果たしてこれが本当に常道なのか、これが常道だったら私はこれは大変なことだと思いますよ。財源のめどもないのに、
どんどんやっけていってもいいというようなこと
がなつたら、いくらあつても財源はいくらあつても足りませんよ。

次に進みますけれども、それで村長もこれはこれとして、もう議論はこれ以上はしませんけれども、安里区は今は大変な状況にありますよ

ね。それはよく御存じだと思います。それでこのような修復するために、村長いろいろな模索を考えたいというのをお話もしていますけれども、具体的に何かそういうお話を考えておられることはありますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これからももちろん安里の方々と話をしながらどういった要望があるのか、そういうものを踏まえながらやっていくことではございます。白紙に戻ったわけですから火葬場の問題も、私は喜ばれているかと思いましたが、白紙に戻ったこと自体がいけないような形にとらわれても困りますので、今後、また一步前に進んで批判だけでは何も解決を生みませんから、我々もしっかり批判と適切な指摘には耳は傾けますけれども、もうこの問題は終わったものとして、一步前に進みたいとそう思っているところでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 本当にこれはもう終息していきたいというのは、我々みんなの願いなんです。だからそういうことはぜひそういう向かうような方向で村長も取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、一つの例として、私これは安里区の皆さんにも話をしたこともないんですけど、この議会に出てきてちょっと感じたことなんですけれども、今、安里区は10年前の地すべりの影響がまだ残っておりまして、公民館の床下にそこにまだ泥がたまっている状況があるんですよ。だからそういう意味では、地すべりの復旧というのはまだまだできていない状況なんです。いろいろな面で、その辺をかねて例えば北浜区は今新しい公民館をつくるということが決定しましたよね。安里区においてもそのようなコミュニティを修復するようなそういう事業というメニューが地域創生とかそういうものがあれば、ぜひそれを適用していく

のも一つの形として、公民館というのものもあるんじゃないかなという気はしますけれども、この辺も十分話し合って対応できないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

安里の区民の方々との話がまず第一ですので、そこには安里区出身の金城 章議員もいらっしやいますし、しっかりその辺のコミュニケーションを取りながら、何が一番適切なのかを検討していきたいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 その辺はぜひとにかくこういったコミュニティを何とかして直していただきたい。溝というものはなくしていただきたいと思っております。それは村長にも責任の一端はあるとおっしゃっていますので、そういうのはぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

それから次の法人墓地の建設について、お伺いしますが、そもそもこういう事業については、まず最初にそういう事業計画が持ち上がった場合は、この法律の範囲内でやってくださいよと指導指示をするのが、これは第一番目だと思うんですよ。この条例の中には距離的な問題、いろいろな問題の規制がございますよね。その中でちゃんとやってくださいと、指導すべきなんですけれども、それについては今回の法人墓地については、この条例を守りなさいと。守るようにしてくれとそういう事業計画にしてくれと、そういう指導はなされたんですか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

事前相談が平成25年2月28日にありまして、その際には具体的な内容がわからず事前協議ができるような書類を持ってくるような説明を求めています。その際には最初は墓地区域がな

く、墓地区域外であることの説明は行っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 課長そういうことではなくて、その事業計画を出されたときに、この規則で定める道路から30メートルとか、人家から100メートル以上離しなさいと。そういう基準がありますよね。それに合致していたかどうか、もし合致していなければ、それは指導すべきだと、条例の範囲内に抑えてくれと、その事業は。そういう指導をすべきだというのが筋だと思えますけれども、そういうことをなさいましたかとそういうことを聞いているんですけれども、どうですか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時13分）

~~~~~

再開（14時13分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

条例を遵守するように指導を行っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 その指導に対して、どういう返事だったんですか。それを聞かせてください。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

地域住民のまず同意を得ることを条件に指導をしております。そのうちのまた約7割近くと同意を得ていまして、その中でも明確な反対は非常に少ない状況でありました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 課長、今の答弁は非常におかしいですよ。住民の合意をつくっているといますか、ここに墓地をつくることには同意しますと。それはそれで一つの意思表示かも

しませんが、住民は同意すれば条例は守らなくていいんですか。そういうことなんですよ。この基準というのは、どうなっているんですかと。だからこの規模は道路から30メートル、人家から100メートル離しなさいと、これが条例を守る指導ですよ。それに対して、住民がこっちをつくっている。住民が賛同すれば、同意すれば何でもできると言ったら、これは条例なんていらぬですよ。住民は同意したらその条例を守った上で、ちゃんつくればいいではないですか。その条例を守って事業する中で、そしたらそこで何か不都合が起きるわけですか。何かそういう不都合が起きるといふ会社側から何かあったんですか、そういう不都合だから緩和してくれとか、そういうのが何かあったんですか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時16分）

~~~~~

再開（14時18分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

まずは条例に基づいた指導を導いております。それと先ほど言われていた業者から導かれたのかということに対しては、そういったことはございません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 全くかみ合わない質問ですけれども、これは村長に聞きましょうね。村長はこの第5条、それに基づいて緩和したということになってはいますが、では道路から30メートル、人家から100メートル以上離しなさいをどこまで緩和したんですか。何メートルまでつくっていいという緩和策を出したんですか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時20分）

~~~~~

再開（14時22分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

何メートル以内を緩和したかという基準はありません。緩和ができなかった地主、100メートル以内の地主、その方々から同意を取っております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 全くおかしな話ですよ。緩和する場合には、これは公共の福祉に反しない範囲内で、反しないことであれば緩和していいということになっていきますけれども、今皆さんがやっているのは全くそういう規制はしていないわけですよ。距離的な規制は全くやらなかったわけですね。それでよろしいですか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

距離的な規制はやっておりません。公共の福祉に関するところでただし書きを適用しております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 では聞きますけれども、どういう理由で公共の福祉に支障がないと判断したんですか。この距離的なものを考えずに、それを言ってください。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

まず平成23年に墓地経営の権限許可を中城村が受けまして、それから墓地区域を設けて、個人墓などを設置できないような箇所が出てくると。その辺の受け皿と、あとは中城公園からの移設の受け皿を確保できるということで緩和をしております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 全く答弁にならないで

すよ。そこに住んでいる人たちに対して、公共の福祉の支障が起こらないような範囲内で認めなさいと、そういうことでしょうか。そこをどこまで緩和すればいいんですか。そもそもこの30メートルとか、40メートルという設定されたのは、これはどういう理由で設定されていると課長考えていますか。この30メートルとか100メートルが出てきた、その根拠は。根拠法というのは何がもとになってこういう30メートル、40メートルというのが出てきたとお考えですか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時25分）

~~~~~

再開（14時26分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

県の墓地条例に準じて、村の条例も作成しております。

○議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

○9番 仲眞功浩議員 あなたのそういう担当ではそれぐらいの答弁しかできないと思うんですよ。これは元々は民法から出てきているはずなんです。民法の第1条には、私権は、公共の福祉に適合しなければならぬと。たとえ自分の土地であっても、公共の福祉に適さないような使い方はできませんよと、そういうことから大もとでは出てきているはずなんです。それでお互いは村長も議会もそうだと思うんですけども、こういう墓地とか、火葬場とかそういうものをつくる範囲においては、公共の福祉を適用するためには最小限、道路から30メートル、人家から、あるいは学校からは100メートルが必要ですと、これが公共の福祉に適合する基準になるでしょうと、そういうことでこういうものが出てきていると思うんですよ、違いますか。そうではないですか、村長。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○**村長 浜田京介** お答えいたします。

今議員がおっしゃった民法ということでございますと、民法には解釈があるから司法が存在するんです。この議場でこの部分の解釈は民法ではないと思いますよ。民法の解釈であればこれは当然、もう司法での判断ということになりますから、そういうことではなくて我々行政が定めていく部分に関しては、しっかりとした大きな枠組みがあって、そこからはみ出てくる部分が当然あるわけです。当然ある部分について、しゃくし定規にゼロか100だけかの判断をしないがための条例であり、ですからだだし書きであり、これは今回の墓地条例だけに限らず、例えば我々、中城は非常に法規上の厳しいところですよ。住宅建築も非常にままならないところ。そこをしゃくし定規でやると全てが住宅が建ちません。ところがそこに緩和区域があったり、あるいは条件があったり、そういうものがあって、初めて住宅も建っていく。これとそういうものと同じことでございます。民法ではございません。大枠の中からはみ出したものを救うための条例でございます。

○**議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。**

○**9番 仲眞功浩議員** では距離的な規制を全くかけないというのが、公共の福祉に支障はないですか。

○**議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。**

○**村長 浜田京介** お答えいたします。

少し答弁、ちょっとずれこむかもしれませんが。何メートルの基準があって、その何メートルの基準どおりでないときに、その何メートル以内に住宅がある場合にはそれをやるのであれば、その根拠として100メートル以内の方々の承諾が必要です。例えばこれが完全絶対数が少ない場合であれば、当然これは社会の常識に反するわけですから、当然条例どおりこれはだめですよ。ところが今回の件は添石の自治会からも強い要望とかがあったり、あるいは地権者

の同意だとか、近隣の方々の同意、そして介護保険施設の承諾だとか、社協の承諾だとか、全てそういうもので同意を得たものに対して、我々がこれを受け付けないということ自体が、これは社会通念上、これはゆゆしきことだと判断して、そのただし書きを採用したということでございます。

○**議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。**

○**9番 仲眞功浩議員** いずれにしてもこれは条例の範囲内であって、全然差し支えがない事業の話ですよ、これは30メートルを今は道路からもう距離も全くないような等しいような話ですけれども、そういうこういう同意があれば条例なんて全くそういう規制にはかからないでいいというようなそういう発想につながりますよね。規制を全くしないということだから、条例は適用しないというわけでしょう。だったらそこに住んでいる方々の公共の福祉というのは、どうなるんですかということなんです。自分の庭が墓地になっていて、非常に嫌な思いをしているわけですよ、実際に。そこの方々が、地主、家主は承諾したかもしれませんが、そこに入っている方はどういう思いを今していると思いますか。ワッターは次はアマヤサーヤーと、ワッターはアマンカイサーヤーと、そういう思いを伝えるわけですよ。これが公共の福祉に本当に反しないんですか。少しでも公共の福祉に適合するならば、こういう迷惑施設というものは、条例の範囲内でやりなさいと指導するのが当たり前なんです。それを規制を緩和して、これで一番もうかるのはどこですか。恩恵を受けるのは。業者だけですよ。そこがこの規制を規則どおりにやれば100しかできないものを緩和していただければ、全く距離的なものを取っ払えば150もできる、ただそれだけの話でしょう。違いますか。ほかに何があります。何でこの条例を守る不都合がほかにありますか。私には理解できないんですけれども、

そういう意味で、何がありますかね。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

基本的な条例を守るのは当然なことでございますよ。これがあって、先ほどから重複した答弁になりますけれども、ゼロか100かであれば、もう淡々と、それを吟味する必要も何もありませんよ。しかし、そうでないからそれだけでは社会生活は成り立たないから、そこにはただし書きがあったり、先ほど民法の話もありましたけれども、いろいろな解釈があるわけです。今回の件に関して、いろいろな方々の話も随分聞きました、周りの方々も。同意をして先ほどから仲真議員はその介護施設の方々、今度はワッター番ヤサヤーという。その件にも我々もありましたよ。ここで言う話ではないかと思えますけれども、しかしながらそれも全部踏まえて今回の件で、これは福祉に大いに役立つ。ただ余りにもこればかりでは、過去の議会ではお答えしましたけれども、もう大体中城もそれでもう成り立っているんじゃないかという話もしましたけれども、全て地主が同意だから、地域が同意だから全てがオーケーかということではないわけです。今回の件に関しては、ほとんどの方々が7割の方々が同意を得ているものを、我々が条例をたてに突っぱねることが私は行政の傲慢だという判断で、しっかり判断をして決断をしたところでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

○9番 仲真功浩議員 別に全面的に突っぱねるという話は、私はもうそういうことはもうできないと思いますよ。ただ、そういうものに関してはちゃんと条例を守って、範囲内でその事業をやればいい話じゃないですか。どうして住んでいる人たちの嫌な思いをさせてまで、緩和させてまで、この事業の範囲を広げさせなければならないのか。せつかく条例で最低限の社会の公共の福祉に適合するように、これも距離的

な定めもしてきたのに、そこを取っ払って事業者を迎合していかなければならないのか、その中でやれば別にそんなに大きな不平・不満を言う人も少ないと思うんですよ。しょうがないかなとある意味思いますよね、条例もちゃんと守ってやるんだったら、村長がおっしゃるように突っぱねることはできないと思いますよ。だけど、条例を緩和してまで、ましてや距離的な設定というのは、先ほどから言っているように公共の福祉に適合すると、そういう最低限の数値として、これは県も定めてきたわけです。村もそれを受け入れてきたわけですよね。中城においてもそれぐらい設定しよう。これはやはり公共の福祉に適合する距離であると、それで我々も議会もそれぐらいだったらそういう距離だったらいんじゃないだろうかということで、条例もいろいろ可決してきたわけです。これもそれもやはり住民の公共の福祉という、それを守るという前提のもとにこういうのが設定されるということを理解して、この30メートルでいいだろうと。火葬場においてはもっと大きくしていますよね。そういうものの基本的なこの事が起こった、なぜそういうものが設定されているかと、そういう大まかな根本的な成り立ちも考慮しないで、こんなに今回のように道もあんなに離れていなくて、すぐ隣接して、お家も皆さん何名の方が比嘉さんのお家行かれたかわかりませんが、添石の327番地の比嘉さんという方ですよ。見てきてください。そういうこんな自分の庭まで墓地にされて、わずか10メートルも離れていないと思いますよ。条例でも結局は住民を守ることができなかったという話ですよ。最終的には嫌な思いをして、どういふ決断出すかはわかりませんが、こんな最終的な福祉の最低限の適合するように決めた数値的な距離をノーガードで、ノー規制でさせるということは、私は非常に間違っていると思います。今後、いろいろ問題が起こってくる

と思いますので、その辺は十分ケアというものは、やっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休 憩（14時39分）

~~~~~

再 開（14時51分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○2番 比嘉麻乃議員 改めましてこんにちは。議席番号2番 比嘉麻乃です。質問に先立ちまして、このたび村議会議員補欠選挙で初当選しました。これからは村議会議員の一人として皆さんと一緒に住みよい中城をつくりために一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願ひします。

それではこれより母親の目線で母親の立場になって通告書に基づき質問いたします。

大枠1、子育て支援について。子供医療費助成制度で現在本村は就学前まで医療費が無料となっているが、今後小学校卒業までの通院費無料化は考えていますか。

大枠2、子どもの安心安全について。現在本村には、時間を知らせるチャイムがありますが、子供の帰宅を呼びかける放送はありません。犯罪抑止のためにも防災無線を利用して、音声を入れての村内放送が必要だと思います。今後の取り組みを伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

まず1番目の子育て支援についてということでございます。比嘉麻乃議員も先ほど、母親目線、そして第1番目に子育て支援を質問をしていただきました。私も公約の第一歩、1丁目1番地が子育て支援でございます。今後も比嘉麻

乃議員も母親の目線、女性の目線でいろいろな提言をしていただけるものと期待をしております。御質問の医療費助成につきましてですけれども、これも最優先で取り組むのが子育て支援ということは、もう本議会でも答弁させていただきました。そこの一端としまして、今回の医療費の無料化、これは御承知のとおり本村は他市町村に先んじてあるいは県に先んじていろいろな医療費の助成の枠を広げてまいりました。今回、真剣に考えさせていただいて、そしてしっかりまた比嘉麻乃議員にもお答えしていきたいと思っておりますが、現在のところ、それを総枠で捉えて、何を最優先にしていくかを検討中でございますので、もうしばらくお待ち願ひしたいと思います。

あとは大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 比嘉麻乃議員の御質問大枠2について、お答えします。

子供の基本的な生活習慣の確立のためにも帰宅を呼びかける放送は大切だと感じております。しかしながら、かつて帰宅を呼びかける放送を夕方行っておりましたが、住民からの苦情が多数あり、放送を打ち切った経緯があります。そのことから自治会長会等で地域の意見を聞き、放送再開するかどうか、検討をしております。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 子供は成長するにつれて、確かに病気も少なくなり小学校に入学しても風邪を引いたり、そして元気があり過ぎてけがをしたりと、やはり小学校に上がっても病気にかかることがあると思います。その上、今は共働きの家庭がほとんどで、子供が病気で学校を休むとどちらかの親が仕事を休まなければなりません。そうすると月の給料が減り、治療費まで支払うとなると、二重の負担となってしま

います。私の公約の中に小学校卒業までの医療費ゼロを掲げましたら、周りにいる若いお父さん、お母さんがすごく喜んでくれましたし、そして子育てを卒業しました大先輩の方々からも、子や孫のために絶対に実現させてくださいという声がありました。子育て中の多くのお父さん、お母さんだけではなくて、多くの人がこの小学校卒業までの医療費無料化を望んでおります。そして初日の一般質問でも、大城議員からも同じような要望がありました。そして、嬉しいことに村長の公約の中にもありますので、できるだけ早目の実現をお願いいたしまして、次に移ります。

大枠2. 子供の安心安全について、再度御質問いたします。ただいまありましたけれども、以前はこの村内放送が行われていたということなのですが、大体いつごろまで行われていたか、御記憶にございますでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（14時58分）

~~~~~

再 開（14時58分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

今、いつまで行われていたか記録にはありませんけれども、10年以上前だと覚えております。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 今、お答えがありました10年以上前になるということでございまして、そして、このたくさんの方の苦情があり、中止になったというふうに、今聞きました。きっと昔の母親は放送が鳴ったら帰ってきなさいよと子供たちを安心して遊びに行かせたと思います。10年以上前に比べましたら、現在はこの犯罪件数も増加傾向にあります。この世の中だからこそ子供たちの帰宅を呼びかける放送は必要だと思っておりますし、実際に私も子育てをしている間に

放送があったらいいなと何度も思いました。そして、周りからぜひ実現してほしいという声もやはり多くあります。では今現在、防災無線を使つての放送はやっていますけれども、今苦情はありますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

防災無線の放送に対しての苦情なんですけど、今、社会は中城村もそうですけれども、生活が多種にわたっております。朝早い方、夜遅い方がいらっしやいまして、朝の放送、夜の放送、たびたび苦情がございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 現在でも苦情があるということなんですけれども、それはどういう苦情なんでしょうか。やはり「うるさい」という苦情が多いのでしょうか。あるいはどの場所からでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

地区別にとというのはちょっと把握はしていませんけれども、朝か晩かと言われれば朝のほうが多いです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 朝ということなので、では夕方の子供の帰宅呼びかけをする放送は実現になると私は信じていますし、早く実施できるようにお願いしたいと思います。この帰宅を呼びかける放送の中で、地域の皆さん、子供たちを犯罪や事故から守るために目配りや声掛けをしましょうというメッセージを入れることによって、犯罪をしようとしている人の犯罪ストップにもなると思います。この中城はいつも地域の人たちが子供たちを見張っているんだというふうに聞くと、絶対にこの犯罪は減るのではないかと私は思っております。それと村内放送だけではなくて、地域と一緒に安全パトロールを強化することで、安心・安全な暮ら

しができると思います。それにはまず自治会での活動だと思っております。現在、南上原自治会では見守り隊というチームで、朝の交通安全を仲座議員と一緒にしております。しかし、南上原は交通量も多くいろいろな場所で立たなければなりません。どうしても人数が不足になっています。南上原自治会は皆さんおわかりのように自治会の加入率がとても低いです。それを何とかしようと自治会のほうでも話し合いをし、立て看板などを置いて加入の呼びかけをしてきたのですが、役場のほうでも自治会加入促進のために、ぜひ広報紙ですとか、そういった自治会加入への呼びかけも記載していただきたいなというふうに思っております。そうすると人数がふえますので、いろいろなパトロールができてくると思いますので、よろしく願いいたします。そして、この村内放送も防災無線を利用することによって、もし可能になれば、準備の時間もかからないと思います。もう既にしていますから、かからないと思いますし、費用もかからないかなと思います。もしやるとしましたら、いつごろから子供の帰宅を呼びかける村内放送の開始ができるか、大体でいいので教えてください。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

議員おっしゃるように防災無線ですので、費用もかかりません。しかしながら、先ほど教育長からもあったと思いますけれども、これまで取りやめた経緯もございます。それでその地域の意見も聞くためにも、ぜひ自治会長会等でこれを再開していかどうかということの意見を聞いてから、取り組みたいと思いますので、期日はいつということは、今は申せません。

○議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

○2番 比嘉麻乃議員 どうか可愛い子供たちのためにもできるだけ早目の実施をよろしくお

願います。最近には県内でも凶悪犯罪がふえています。村内の犯罪抑止のためにも村内にあります53カ所の防災無線を利用して、子供たちの帰宅を呼びかけ、そして地域の人が子供たちへの目配りと声掛けを協力することで、犯罪抑止にもつながりますし、そして子供が健やかに成長するための正しい生活習慣づくりにもなると思っております。みんなの宝物である子供たちが安心・安全で過ごすためにも、一日も早い取り組みを強く要望いたしまして、私、比嘉麻乃からの子育て支援についてと子供の安心安全についての質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（15時06分）

~~~~~

再 開（15時08分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第2 議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例を議題といたします。

これから委員長報告を行います。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 こんにちは。それでは、議長より我々、文教社会常任委員のほうに付託されました本議会の議案第29号、新規条例ですので、読み上げて結果の報告をしたいと思います。

平成28年 6月17日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                 | 審査の結果 |
|--------|--------------------|-------|
| 議案第29号 | 中城村公共交通モデル事業バス運行条例 | 原案可決  |

よろしくお願ひいたします。

○議長 與那覇朝輝 これから質疑を行います。  
本条例に対する質疑を行います。  
休憩します。

休憩（15時10分）

~~~~~

再開（15時26分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 中城村公共交通モデル事業バス運行条例は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで第3回中城村議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会（15時26分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝輝

中城村議会議員 石原 昌雄

中城村議会議員 外間 博則